

令和２年 第１回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和２年３月５日（木）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和２年３月５日 午前８時４０分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1番 村 上 要二郎 2番 林 康 彦 3番 大 西 幸 江 4番 藏 谷 重 文 5番 寺 下 満 憲 6番 檜 垣 一 成 7番 平 山 和 昭 8番 濱 田 高 嘉 9番 前 田 省 二 10番 土 居 計 彦 11番 池 本 興 治 12番 松 原 彌 一 13番 亀 井 文 男 14番 池 本 光 章	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自治法第 １２１条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 健康推進課長 農林水産課長 魚 島 支 所 長 消 防 長 企画情報課長 住 民 課 長 建 設 課 長 生活環境課長 商工観光課長 公共交通課長 教 育 課 長 海 光 園 長	宮 脇 馨 村 上 和 志 高 橋 典 子 中 辻 洋 大 本 一 明 越 智 康 浩 小 林 薫 濱 田 将 典 杉 田 和 房 今 井 稔 山 本 九十九 河 端 光 法 澤 田 一 政 村 上 和 彦 梨 木 善 彦 池 本 雅 則
議員・職員 以外で議 会に出席 した者			

会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2 3	議会事務局 局 長 議会事務局 専門員 議会事務局 臨時	蓼原 洋 樹 東 秀 彦 久 保 真 弓
町長提出議案の題目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	専決処分事項の報告について（上島町特定環境保全公共下水道弓削浄化センター再構築の建設工事委託に関する協定の一部変更について） 令和元年度上島町一般会計補正予算（第5号） 令和元年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号） 令和元年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第2号） 令和元年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第2号） 令和元年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号） 令和元年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第2号） 令和元年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第1号） 令和元年度上島町CATV事業会計補正予算（第2号） 令和元年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号） 令和元年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号） 令和元年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号） 令和元年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第2号） 上島町監査委員条例の一部を改正する条例 越智郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村及び同郡魚島村の配置分合に伴う地域審議会設置に関する協議書の一部を改正する条例 上島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 上島町保育所条例の一部を改正する条例 上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例 インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例 上島町港湾管理条例の一部を改正する条例 上島町給水条例の一部を改正する条例 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 上島町体験研修施設「知新館」の指定管理者の指定について 上島町津波コミュニティアイランドの指定管理者の指定について 新町建設計画の変更について 辺地に係る総合整備計画の策定について	
その他の題目			

日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 2番・議員 林 康彦 3番・議員 大西 幸江
会 期	令和2年3月5日～3月24日（20日間）
傍聴者数	12名（男 10名・女 2名）

◎ 開議の宣告

○（池本 光章 議長）

ただ今の出席議員は全員です。本日の会議は、新型コロナウイルス対策、インフルエンザ対策、花粉対策として、職員の皆様、議員の皆様におかれましては、マスク着用は構いません。ただ、発言の際につきましては、発言が聞き取りにくい事がありますので、マスクを外して発言していただくようお願いいたします。また、先日の報道で、ライブハウスに参加した保育士の感染が確認されましたが、上島町の職員においては、どのような指導をされているのか行政報告の際、含めてお願いいたします。

ただ今から令和2年第1回上島町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配布しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○（池本 光章 議長）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番・林議員、3番・大西議員を指名します。よろしくお願いします。

日程第2、会期の決定

○（池本 光章 議長）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について、報告を求めます。議会運営委員長 土居議員、お願いいたします。

（土居議員、登壇）

○（10番・土居 計彦 議員）

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の協議結果について、ご報告をいたします。令和2年第1回定例会の開会にあたり、去る2月27日に議会運営委員会を開催し、本定

例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日5日から24日までの20日間とし、議事日程については、お手許に配布のとおり進めることに決定しました。どうか本定例会の慎重なご審議と議会運営に各段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

(土居議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

お諮りいたします。ただ今、土居議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から24日までの20日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。従って、会期は、本日、3月5日から3月24日までの20日間に決定しました。

日程第3、行政報告

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第3、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

改めまして、皆様おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。

年明けからの新型コロナウイルスによる肺炎が拡大を続け、町内のイベントなどもほとんどが中止となってしまいました。また、小中学校も3月4日から臨時休校となっております。町としても、万全の態勢で臨むべく、課長会で対応策を協議し、対策本部を立ち上げる場合の手順なども確認し、マスクや消毒など、関係各所への予防態勢も整えております。また、先ほど議長の方からもご指摘がございましたように、町職員の行動には万全を期したいと考えておりますので、特に集団での飲食等、この時期でございますから、歓送迎会等、従来であれば数多くあったかと思いますが、そういったものについても、自粛するよう申し合わせをしております。また、経済にも大きな影響が出始めておりまして、団体旅行を中心にしておりました観光バス、それから宿泊施設等々、本当に大きなダメージが出ております。

今後は、国、県などの動向も見ながら県内の発症例2例が出ておりますけれども、出来るだけ早めの対応に努めて参りたいと考えております。

令和2年度の一般会計当初予算については、総額で70億円を下回るよう、厳しい財政事情が続く中で出来るだけスリムな体制を目指しました。普通会計の地方債残高については、平成26年度に116億1,100万円でしたが、令和元年度には、103億1,900万円まで減少する見込みとなりました。全特別会計を含む全会計でも、148億8,300万円から129億1,400万円まで、ほぼ20億円の減少の見込みであります。今後も財政

の健全化に向け、この方向性を維持していきたいと思います。

令和2年度の新規事業は、防災関係の災害情報伝達システム更新事業に着手し、災害時に必要な様々な情報を広く発信する体制を整えて参ります。また、耐震性貯水槽の生名地区への設置、防災マップの更新、自主防災組織の活性化支援など防災力の向上に努めます。

また、人口減少に歯止めをかけるため、移住定住促進事業の拡充で空き家などを活用した移住者の増加に取り組めます。子育て支援の一環としても、子供のインフルエンザ予防接種助成事業を立ち上げました。

施設再編に向けて、上島町公共施設等総合管理計画に基づいて、個別施設計画策定で施設ごとの具体的な対応方針を定めます。

特別会計においては、将来に渡って持続可能な経営を確保するために、公共下水、農業集落排水などの公営企業会計への移行事業も開始いたします。

この他、オリンピックを祈念した聖火リレーやスポーツマスターズ2020、この開催も予定となっております。

継続事業としましては、生名フェリーの新造船が秋頃には完成する予定であり、早期の就航を目指しております。長崎栈橋側の待機レーン整備については、令和3年度の整備工事着手に向けて粛々と進めていきます。また、懸案のフェスパの運営については、厳しい経営が続いておりますが、当初の事業計画から抜本的に見直し、専門家の経営分析の意見をもとに制度設計の見直しや将来への戦略を含め方向性を定め、それに基づき県市町振興課や総務省との第三セクター「いきなスポレク」の経営健全化方針を協議中でありまして、本来であれば当初予算に計上すべきフェスパ関係予算については改めて提案させていただきます。

10月以降の経営内容については、営業努力や経費節減に努めたものの、復興割引制度終了や新型コロナウイルスの影響などで大きく落ち込んでおります。年間の売上は、平成30年度実績を2,000万円ほど上回ったものの、抜本的な経営戦略の見直しが急務となっております。

本日は、3月補正並びに令和2年度当初予算を主に多くの議案を上程させていただいておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

(宮脇町長、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで行政報告は、終わりました。

日程第4、一般質問

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第4、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。

質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までとしますので、質問項目毎に行ってください。以上、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は9名です。

それでは、はじめに村上議員の質問を許します。

(村上議員、登壇)

○(1番・村上 要二郎 議員)

おはようございます。議席1番、村上 要二郎です。それでは質問に入ります。

まず初めに、「上島町の財政計画について」、平成30年度決算において、多額の赤字を計上し、基金の切り崩しを行いました。令和元年度予算につきましては、決算前であり、決算額、基金の切り崩し額は未定であります。昨年度同様にいくらかの基金の切り崩しはあるものと思われます。

このような状況の中で、理事者が提唱する「スクラップ&ビルド」は行われているのか。箱物等の建設については、前政権に比べて少なくはなったが、イベントや大型事業の廃止や縮小、施設の統廃合についてはどのように取り組んでいるのか。

町長の口癖でもある「岩城橋開通後をにらんで」ということも考えられますが、今現在、実施しているもの、令和2年度より実施するものも含めて、実績と計画をお示してください。

また、人員管理計画の進捗状況もあわせて回答をお願いいたします。

議長、理事者からの私への反問・反論は許してよろしいでしょうか。

○(池本 光章 議長) 許可します。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

村上議員の質問にお答えいたします。

スクラップ&ビルドについてであります。まず、スクラップ、こちらの方ですが、イベントとしましては、かみじま音楽祭・産業まつりの中止。来年度においては、さくら祭りの見直しも考えております。

施策面においては、時限条例でありました定住促進条例（奨励措置）、これの期限延長はしないことなどを考えております。

次に、ビルドの方でございますが、現在進行形の事業としましては、岩城橋開通を見据えた長崎栈橋・立石港の改修、生名フェリー新造船の建造、また、環境面においては、佐島地区に最終処分場の建設、これは、来年度以降の事業といたしましては、災害情報伝達システムの更新・耐震性貯水槽の設置など防災機能の強化を進めて参ります。

その他、既存の施策・事務事業のスクラップ&ビルドとして、生名フェリー・町有バスの一部運行委託の廃止、危機管理機能の事務移管、事務の効率化のための組織としての改編も行ってきたところでございます。

岩城橋も、概ね計画どおりに進捗している状況でございますので、岩城橋開通を見据えて、今後も、このスクラップ&ビルドに取り組んで参りたいと考えております。

次に、施設の統廃合についてでございますが、令和2年度中に個別施設計画を策定いたします。現在、各々の課が、所管施設の存続・統合・廃止などについて、個別シートを作成中でありまして、そのシートに基づいて、今年度末を期限として、課別のヒヤリングを実施し

ているところであります。そのヒヤリング結果に基づいて、公共施設あり方検討協議会に諮るなどしたうえで、個別施設計画を策定いたします。

また、定員管理計画につきましては、9月議会の一般質問でお答えしましたが、国で検討が進められている定年延長制の動向を見極めた適切な世代交代や、岩城橋開通を見越した見直し・検討を行って参ります。

来年度においても、一部、各支所所管課のあり方・人員配置等の見直しを行うことで、人件費の削減・所管施設の経常経費の節減に繋がると考えております。

最後に、村上議員のご指摘のとおり、現在、基金の取り崩しを行わなければ行政運営が出来ない状況となっておりますが、将来的な財政需要に備え、健全な財政運営を維持していくためにも、一定額以上の基金の確保と借入金の抑制に努めて参りたいと考えております。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(1番・村上 要二郎 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上 要二郎 議員)

町長、ありがとうございました。

ええー、令和2年4月より、建設課及び健康推進課の施設統合等により経費の削減を図っており、岩城橋開通後には、様々な部署の統合が進む事と想定されます。また、人員管理計画についても、総務課長の努力により削減に向けて進んでいることが分かりました。ありがとうございます。

しかし、イベント等については、まだまだ予算の削減が行われていない状況であり、もう少し精査し、減らす必要があると思われます。公共で実施するものであっても、費用対効果のないもの、実績の出ないものは取りやめ、イベントを絞り込み、効果のあるイベントへは増資するという考えも必要と思います。

町の財源状況について、こちらの資料をちょっと（資料を見せる）見てください。令和2年度予算が提出されましたが、歳出においては、70億円を切る事ができています。しかし、財源不足により、各種基金を取り崩しており、厳しい状況は続くものと思われます。

こちらの表は財政係よりいただいたデータを基に作成しました。決算が出ておらず、見込み額ではありますが、上島町の令和2年度末の基金の予測であります。令和2年度末において、財政調整基金3億9,000万円、ふるさと整備基金7,000万円、減債基金1,000万円となり、合計4億7,000万円しか残らない可能性があります。これだけの残額になると、まずは町民の生活に影響が出ないように考えなければなりません。町民の生活に直接関係ないイベントや施設、事業などは一先ず廃止させ、早急に財政健全化に向け、スクラップ&ビルドを徹底していただきたいと思います。

その中で、先ほど言われましたが、更に厳しい計画の再検討をお願いしたいと思いますが、町長、回答をお願いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、村上議員の仰るとおり、イベントの数はまだまだ減らす必要があると思っておりますが、その際の基準としまして、そもそも、そのイベントが何を目的に作られたのか。そして、その効果がどのように検証されて、当初の目的を達成したのか、これからも続けなければいけないのか。その部分をしっかりと検証して、スクラップ&ビルド、特にイベントのスクラップについては進めて参りたいと思っています。

これは、各課こぞってと言いますか、各所管の担当課ごとに様々なイベントがございますので、それをすべて見直すつもりでやって行きたいと思っておりますので、よろしくお願いします

○(1番・村上 要二郎 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上 要二郎 議員)

町長、ありがとうございます。まあ、スクラップの部分はですねえ、早急に対応していただきたいと思います。それから、令和2年度の主要事業に定住促進や観光事業、子育て世代への補助などがあります。これらの事業は、「上島町に住んでもらいたい。上島町に来て、お金を落としてもらいたい」という気持ちで予算を組まれていると思われます。これらの事業は、もちろん収入があってできる事であります。

しかし、自主財源の乏しい本町において、地方交付税に頼らざるを得ない状況であります。この状況の中、上島町職員が因島などに多く転出し、地方交付税収入が大幅に減少しているように感じています。減少分の地方交付税額は分からないと思いますが、現在、県外である尾道市へ6名以上の職員が転出しています。交付税に頼っている本町においては、人口の流出というのは死活問題であります。定住促進を主要事業と位置付ける本町において、職員も住みたい町にするためにはどのような政策を考えているのか、町長、お答えください。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、ご指摘のとおりでございますが、職員をはじめ町民の皆さんがこの町に住み続けたい、この第1位となるのは、生活環境であると思います。ただ、それも、町が住民サービスを、レベルをどこまで上げるかという、それだけではなくて、ここに住む事の本来性と言いますか、精神性、こういった事が一番の根幹を成すと考えております。

先ほどの定住の話でございますが、新規移住者を募集するに当たって、ミスマッチが全国各地で起こっております。これの原因は、そこに住む事によって、精神性の豊かさ、その地域の住民との交流とか、そういったものをいかに確保できるか。それに成否がかかっているという、そういう意見をたくさん聞きます。それは、ある意味大切な部分だと思っております。上島町は、多額の経費を使って、新規定住を促すのではなくて、そちら方の地域住民が、皆さんが、新しい人を受け入れる、そういう環境を整えていく事が一番大切なやり方ではないかと考えております。

また、ご指摘の町職員が県外に住むという、そういった事象も起きてございますが、お子

さんの教育環境、そういった諸々の要因が絡まって、そういう事象も起こしてきたことは事実でございますが、そういった事も含めまして、教育環境、子育て環境、こちらの充実、それは喫緊の課題だと思っております。

最近、弓削高校に入学する生徒が少しずつではありますが、回復傾向、増加傾向を見せていただいております。本当にうれしい事だと思っております。これは、高校生までの間、外に出なくても、この上島町でやっていって、弓削高校から自分の望み通りの進学、就職、そういった事が実現できるという、そういう環境が出来れば、少なくとも高校まではこの町で安心して頑張れる、実現できるという、そういう環境ができれば、少なくとも高校までは、この地で安心して頑張れる。それを親御さんが支えて行けるという事であります。

全国の事例を見ましても、高校がなくなれば、急速に人口は減少します。我々上島町としても、何としても高校、それから商船、こういった高等教育機関を支え、共存共栄を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○(1番・村上 要二郎 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上 要二郎 議員)

町長、ありがとうございました。

上島町の状況は、今こういう状況です。町長も、職員も、我々議員もですねえ、腹をくくってやって行く必要があると思います。

フェスパの件にしても、行政の件にしてもですねえ、もうそろそろ皆さん腹をくくってやっに行かないと本当にこの上島町がなくなってしまう可能性があります。それはもう私からの皆さんに対するお願いです。よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

(村上議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

続いて、藏谷議員の質問を許します。

(藏谷議員、登壇)

○(4番・藏谷 重文 議員)

おはようございます。藏谷が一般質問をさせていただきます。

質問内容、「生名高松城跡に展望台設置を」。高松城跡地は、生名橋の生名側の付け根に位置し、佐島と岩城の間から見える燧灘。その先には西条、四国山脈が望める場所です。この場所も観光客、特にサイクリストには魅力的な場所です。この高松城跡を展望として、東屋、ベンチ程度の設置をお願いいたします。この件についての答弁をお願いします。

○(池本 光章 議長)

別々に回答してもらったのでよろしいですか、藏谷議員。(藏谷議員から「別々に回答してください」の声あり)

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

(澤田商工観光課長、登壇)

○(澤田 一政 商工観光課長)

それでは、蔵谷議員の質問にお答えいたします。

まず、生名高松城跡への展望台設置についてですが、現状として、生名橋の生名側については生名橋建設時に生名橋記念公園としてトイレ・休憩所等を既に整備しており、島の観光スポットとしてサイクリストをはじめ多くの観光客に訪れていただいております。また、生名橋の橋上から望む西条・四国山脈等の眺望も大変人気を博している状況です。

こうした中、改めて、近隣に同等施設等を整備するのは経費面等も考慮し、現状としては、実施する予定はございません。以上です。

(澤田商工観光課長、降壇)

○(4番・蔵谷 重文 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 蔵谷議員。

○(4番・蔵谷 重文 議員)

ええー、佐島の東屋、展望は西と北と東と展望できるんですが、南に展望できるのは、生名の高松城跡しかないと思います。まして、1月20日の安倍総理の演説、施政演説の中で地方創生、観光立国で、このオリンピックでは500都市、500近い市町村がオリンピックのホストタウンとなります。これは、全国津々浦々の魅力を世界に配信する絶好の機会です。この地域を何とか、そういうふうな設備を作っていただきたいと思います。この件についてはどうですか、お答えをお願いします。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

ええー、先ほども申し上げましたが、生名橋周辺につきましては、既に佐島側の東屋で、また先ほどの生名橋記念公園にも東屋を整備しております。

そして、先ほど言われておりました南側への眺望ですけれども、これにつきましては、橋上から十分に臨めるという事で人気を博しているという説明を先ほどさせていただきました。

で、言われております高松城跡につきましては、大変道路に近い場所でもございますし、まあ近隣にもそういった施設もあるという事で、同じところにですねえ、同じような、そういう施設を整備するというのは、まあ現状としては、難しいのかなと思っております。

○(4番・蔵谷 重文 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 蔵谷議員。

○(4番・蔵谷 重文 議員)

はい、まあ、今の話聞くと、観光についてはあまり力を入れないという事で分かりました。

次に参ります。「弓削日比「楡田」地区の開発について」。弓削島日比「楡田」地区は、斜度3度から4度と緩やかな地形で約1万㎡の耕作放棄地があります。今、世界から注目されている瀬戸内しまなみ地域において、この日比楡田地区を観光の拠点として開発しない手は無いでしょう。燐灘から上がる朝日、手つかずの岩場、砂浜など都会にはない風景です。この場所に、宿泊設備、東屋、ピザ窯などアウトドアが楽しめる施設を整備し、休耕地にはオリーブや柑橘などを栽培し、販売してはどうか。この取り組みは、観光開発や雇用促進に

繋がります。特にアクションを起こさなければ、過疎化が急速に進む上島町に未来はありません。農業にしても、漁業にしてもアクションを起こしてはどうか。まず、町にお願いしたいことは、楡田地区の所有者の方に使用許可をいただくことです。この件についての見解もお願いします。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

(澤田商工観光課長、登壇)

○(澤田 一政 商工観光課長)

それでは、引き続いて、まず、弓削「楡田」地区の開発についてですが、休耕地の地権者につきましては、楡田の浜まで抜ける楡田農道の直線約 150m 沿いの休耕地の筆数は 86 筆でした。

なお、86 筆のうち 75 筆は筆界未定地でございます。筆界未定地とは、昭和 50 年後に旧弓削町において国土調査を実施した際、土地の境界確認において所有者間で了承が得られず、区画が決定されていない土地です。また、当地区は 75 筆もの筆界未定地がある状況から、過去においても手つかずとなったように思われます。

仮に、所有者に許可をいただくとすれば、相続者の調査だけでも相当の時間を要し、買取等になると更に莫大な時間を要するとともに最終的に許可が得られるかどうかという事で、中々難しいように思います。

また、整備には、区域設定や地権者の同意、実施主体が民間なのか町なのか等、各種機関との調整や協議を含め慎重な検討が必要となります。

なお、規模にもよりますが、財源確保、更には運営に当たっての維持管理費等も含めた将来計画を費用対効果分析も含めて行う必要がございます。

いずれにしても、喫緊に実施すべき事業として位置付けるには、補助事業採択を条件にしないと単独事業実施では財政面も含め現状としては難しいと思っております。

蔵谷議員が仰るとおり、楡田地区は、手つかずの自然が多く残っている景勝地ではありますが、これらの現実性を考慮すると実施には非常に困難な案件であると思います。

なお、アクションのお話もありましたが、上島町では、平成 29 年度に観光振興計画を策定しており、従前の箱物整備に注力するのではなく、交流人口拡大に繋がるサイクリングを通じた滞在型ツーリズムの推進を基本方針として掲げ、岩城橋開通を見据えた各種事業を展開しております。

今年度は、観光客の周遊性拡大及び滞在時間延長を目的とする観光スポット整備事業として防波堤アート事業を実施いたしました。

今後も、町内に新たな観光スポットとして活用並びに情報発信できる素材を発掘して行きたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。以上、よろしくお願いいたします。

(澤田商工観光課長、降壇)

○(4番・蔵谷 重文 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 蔵谷議員。

○(4番・藏谷 重文 議員)

まあ、あまり前に向いて進まないという事で、まあ例えば、自分の希望です、町民の希望ですが、例えば、レモン、オリーブだけなら他の地域には勝てないが、上島町には海苔が獲れ、魚も獲れ、味自慢の塩も作っています。このような食材をコラボすれば、他の地域には負けないと思います。もの作り、食品作りに力を入れる事が上島町の衰退に歯止めをかけると思います。「思い切って温泉も掘ったらどうですか」というような話もありますが、手つかずの砂浜、上がる朝陽、レモン、オリーブ、柑橘、アウトドアが楽しめる宿泊施設が出来れば他の地域には引けは取らないと思います。今がチャンスだと思います。これについてどうですか。お伺いいたします。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

はい。ええー、確かに、オリーブ、レモンをはじめですねえ、いろんなご提案いただきまして、ありがとうございます。で、温泉のまあ発掘等につきましても、やはり経費的な面等もございます。で、上島町には、岩城に菰隠温泉という温泉もございます。ええー、同じ町内に何カ所も温泉を掘るにしてもですねえ、ちゃんとした目的、計画、で、今後の費用対効果も含めた検討が必要になろうかと思います。はい、以上です。

○(4番・藏谷 重文 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 藏谷議員。

○(4番・藏谷 重文 議員)

どうもありがとうございました。まあ、なるべくなら、前を向いて進んで行きたいと思います。よろしくお願いします。

(藏谷議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、藏谷議員の質問を終わります。

続いて、平山議員の質問を許します。

(平山議員、登壇)

○(7番・平山 和昭 議員)

議席7番、平山 和昭です。今定例会では、「上島町歴史文化資料館整備計画策定はどうなっているか」という、まあ趣旨の質問でございます。

平成31年の第1回上島町議会定例会で、「上島町の歴史文化資料館を作るべきではないか」という私の質問に対しまして、教育長からは「古代から受け継いできた先人の財産を、町民がいつでも目にし、その偉業を偲ぶことができるよう、歴史文化資料館につきましては、既存の公共施設を有効活用することを念頭に置き、架橋までには整備計画を策定し、ソフト面の充実を図り、多くの方々に見ていただき将来へ伝承していかなければならない責務があると考えている」との回答をいただいております。そのときに「アイデアが形になったら議会へも情報を提供していただきたい」というお願いをしておったところですが、あれから1年経ちました。未だに何の情報提供もございません。

その整備計画策定については、どこまで進んでいるのか。それから、これからのスケジュールについてもご説明を願いたいと思います。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) はい、高橋教育長。

(高橋教育長、登壇)

○(高橋 典子 教育長)

平山議員の質問につきまして、お答えいたします。

平成31年第1回上島町議会定例会において、歴史文化資料館の整備につきましては、その計画の策定、展示資料の収集・整理、更に、既存の公共施設を有効活用することを念頭に置いた整備計画を策定する方針の答弁をいたしました。

それぞれの島には、先人から受け継いできた貴重な歴史文化資源があり、これらの資料が散逸しないためにも、展示施設の確保と、そして、個々の資料が有する価値を活かしながら、学術的な貢献のみならず、学校教育及び社会教育の教材として、また、町の観光資源としての活用を図ることが求められています。

教育委員会として、整備計画を策定する方針に変わりありませんが、まだ具体的な段階に入っていません。今後、総合調査を実施してきた弓削島庄遺跡や宮ノ浦遺跡をはじめとした製塩遺跡の保存活用方法も併せて、架橋までには整備計画の策定を進め、架橋後の公共施設の統廃合により、既存の施設を活用した歴史文化資料館の設置を考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

(高橋教育長、降壇)

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

はい。ええー、まあ、ただ今、答弁をいただいたわけですが、まあ予定どおりと言いますか、予想通りと言いますか、非常に残念なご答弁だと私は考えております。

そもそもはですねえ、これはですねえ、教育部局だけで取り組める事業ではないと考えています。町の総合戦略と、それから総合計画に謳っている事の実現なんですから、むしろ1セクションで話を進める話じゃない。その辺りの認識が理事者側と私とは共有されていないんじゃないかと思うんですよね。つまり、その平成31年の2月の改定の上島町の総合戦略で、基本目標の2としましてですねえ、「人を呼び込み、新しい人の流れをつくる」というふうに謳っております。それから基本計画の3ではですねえ、「教育分野では、文化財の保護に努めるとともに、保護や伝承に関わる人材を育成します」というふうにあるんですよね。

そして、本定例会の、まあまだ出ていませんが、議案第44号のですねえ、新町建設計画の変更、第5章の2にも盛り込んでおりますように、生涯学習の充実を実現するためには、広く町民のほかですねえ、専門分野の有識者の意見をですねえ、やっぱり策定計画策定の前に聞いておかねばならないというふうに私は考えているんですよ。当然の事です、これ。

で、総合計画何て、もう釈迦に説法ですけども、まあ一言で言うと、町づくりの最も基本的な計画ですねえ。そして、行政、行財政運営の長期的な指針となる計画であるのに、も

う皆さん共通認識ですよ。そのように認識しているならば、昨年3月の定例議会で答弁されてから、やれる事は1年間あったんじゃないかと、そういうふう思うんですよ。

例えばですよ、上島町の文化財の保護条例の20条の3にですね、これは文化財保護審議会の設置ではねえ、「特別の事項、審査、審議の必要があるときは、臨時専門員を置く」というふうにもまあ決めているんですよ。それから、教育委員会の事務局の規則の第7条にはですね、「必要があると認めるときには、この規則で定める職以外の職を置いて、又は職員を指定して事務処理をさせることができる」というふうに謳っているんですよ。

そういうふうにあるんでしたらですねえ、いつでも町民の有識者を集めてですねえ、取り組みの調査研究する事はできたんじゃないかと思うんですよ。そして、このような計画策定の前の準備というのはですねえ、やっぱりどういうものを作っていくか、どういうものが望まれているかというのは、役場だけで考える話じゃないと私は思っているんですよ。ましてや、既存施設の活用という事になると、どこをするかを含めてですねえ、町民の皆さんの意見を聴く必要があるんじゃないか。そういう場をつくって初めて、この1年間の間にできたんじゃないかと思うんですよ。その辺りは、担当部署としては、どういうふうに考えているんですかねえ。結局、私としてはもう去年の3月定例で教育長が答弁されてから一切その事についてはタッチしていない、考える間がなかったといったように見えているんですが、どうなんですかねえ。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。申し訳ございません。まあ、ちょっと学芸員2人にちょっと任せておまして、その他に優先すべき業務があり、そちらの方に取り掛かっておりました。

まあ、議員の仰るとおり、これから丁寧に、いろんな事を考えながら進めていきたいと考えております。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、質問の返しも制限されておりますんでね、あまりひつこく言いませんけどもね、学芸員1名を増やしたときはですねえ、結局その資料館という事が念頭にあってお願いして、それが実現したと思うんでよねえ。

ですので、その話を彼に任務として与えて動いてもらわないと、彼自身も動きにくいだろうと思う。多分今は二人で一緒に一つのことに食らいついているんだろうと思いますけども、やはり、その人材を、それだけでなく職員が多いと言われている中で、敢えて増やしたことの意味をですねえ、やっぱりきちっと認識していただいて、新たに入れた学芸員には、この事について最初から調査もし、その話し合いの場も設定するなり、そういった仕事をやっていただくという事をしないとですねえ、間に合いませんよ、どっちにしても。考え方として、その既存施設をするにしても、そのどんだけのグレードのものにするかにしても、結局、現状ではもうほとんど白紙状態じゃないかと思うんですよ。

結局ねえ、そういう人を集めて何か話を聴くと言っても、今までのようにですねえ、まあ町の何て言いますか、各種団体の長を集めて意見聴くといったような、もうそういうやり方は止めてですねえ、やっぱり本当にその関心を持っている強い人、取り組みたいといった人をですねえ、数少なくても寄っていただいてですねえ、もう早速方針づくりからやっていただきたいと思いますよねえ。その動きが1年間になかったという事が非常に私としては不満なんですよ。と言いますのは、その私なんかもいろいろその濱田國太郎さんとか、麻生イトさんとか、そういったその日本の近代化にこう尽くした人たちの顕彰活動やっている中ですねえ、そういう資料もあるんで提供したいんですけども、「上島町さんには、そこへ出してちゃんとやってくるんでしょうかねえ」と、こう言われるんですよ。

そういうものを、やっぱり受け入れる仕組みができてないと、「責任もって預かります」といった事言えないし、そういう流れの中でね、まあ、一つのその受け皿として資料館、それも最初から完璧なそのものでなくても、そういう動きというものがないと、先ほど教育長が仰っていたようにですねえ、資料の散逸を招くことはもう間違いないという事です。そして、今までも、何度かあったんですから、同僚議員からもありましたけども、一般質問での議会での答弁がされたときに、その回答に対してのどう動いたという事はきちんと見えるようにしていただかないと。また、多分今日も出るんじゃないかと思うんですよ、そんな話は。

ですから、まあ議会答弁というものは町民の皆さんとの約束ですから、それはもうその場をやり過ごしたらいいという話じゃないんですよ。もう皆さんよくお分かりだと思うんですけどね。

ですのでねえ、まあその思いとしましてはですねえ、まあ過去の歴史がまあ未来をつくるのも現在も過去から繋がっているのに決まっていますので、現在、我々がどういうふうに動いたかという事が、またその将来の皆さんに評価されるという事ですので、ぜひ、それは「もう明日からでも走れ！」と言いたいくらいですけども、そのどういうふうにしていくか、有識者を集めての会議でもね、本定例会終わったらですねえ、始めていただきたいと。それ約束していただけますかねえ。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい。この作業が遅く、進まなかったことに対してはお詫びいたします。これは、平山議員ずっと一般質問等でご指摘されていた事はもう重々承知しておりますが、現段階で本当に先ほど担当課長の方からもありましたように、弓削島荘とそれから宮浦の分が平行線上で進んでおりまして、この後、濱田議員からの質問もございしますが、そちらの方に手を取られ過ぎていたというのが現状でございまして、実際、弓削島荘の報告書の取りまとめ、それから、これから文化庁に対しての史跡認定のアプローチ言いますか、そちらの作業であまりにも手を取られ過ぎていたのが現状でございまして、本当にこちらの方に対応できていなかった事を深くお詫びします。

先ほど、平山議員の方からありましたご指摘に基づきまして、早急にそちらの動きを作っ

ていきたいと思っておりますので、今後とも、ぜひ情報の提供等よろしくお願いいたしますと思います。以上です。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

はい。ではですねえ、一応通告書に書いているようにですねえ、最後の質問にしますけども、今後のスケジュール、当然、通告書そちらに届いているんで大枠の考え方出来ていると思うんですが、回答お願いできますか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、令和2年度中に整備計画の策定が終了するように頑張りたいと思います。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

もう最後にしますけどねえ、今後のスケジュールといたらですねえ、令和2年度中にというのは、令和2年度というのが1年間あるんですよ、この辺りまでに、では有識者会議を開くとか、その間辺りまでには物件の、要するに探すとか、そういうのがスケジュールなんです。令和2年中にやるというのは、それは初めから分かってんだから、そういうのねえ、通告してですねえ、そこら辺の文意をちゃんと取ってくれないと。そこまで書きますか、こちらが。ですので、それもですねえ、早急に、そういうスケジュールを作っていただいて、議会の方に提出していただきたいと。そのスケジュール制作も、出来れば4月までにやっていただきたいと、そういうふうをお願いして私の質問を終わります。以上です。

(平山議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、平山議員の質問を終わります。

続いて、寺下 議員の質問を許します。

(寺下議員、登壇)

○(5番・寺下 満憲 議員)

議席番号5番、寺下 満憲です。私は、住民と日本共産党を代表いたしまして、一般質問をしたいと思います。

ええー、公共施設等総合管理計画、この計画が作られておりますが、その具体性がどのようになっているのか、この事について質問をしたいと思います。

国からは、平成26年の4月に、町に対して「公共施設等総合管理計画」の策定の要請がありました。厳しい財政事情や人口減少等による公共施設等の利用需要を踏まえた上で、将来に向けた公共施設等のあり方に関する基本方針を平成29年3月に上島町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。この本計画の中で建築関係について、今回は質問をして参りたいと思います。

全般に渡れば、土木系公共施設・土地、いわゆる町有地、借地等、また、その他においては情報通信の設備等と区分されていますが、時間の都合上、中々網羅して質問していくわけにはいかないので、教育関係について、小学校、中学校、学校給食センター、教員住宅等における個別施設を核としたまちづくりや、災害対策の視点を盛り込んだ岩城橋の開通に合わせた教育施設の充実を目指した計画を示していただきたいと思いますので、その答弁をよろしく願いをいたします。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 高橋教育長。

(高橋教育長、登壇)

○(高橋 典子 教育長)

寺下議員の質問につきまして、お答えいたします。

本町の公共施設等総合管理計画によると、本町は総延べ床面積 117,271 m²の建築系公共施設を保有しています。そのうち、学校施設を含む学校教育施設は 22,787 m²であり、本町公共施設の全保有施設のうち約 20%を占めております。

そのような状況の中、学校施設は、児童生徒の学びの場・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所の役割を果たすことから防災機能の強化は重要であると認識しております。また、「地域とともにある学校づくり」を目指して、本町ではコミュニティ・スクールを導入しています。学校と地域の方々がお互いに対等な関係で、いろいろな意見を出し合い、共に学び合う中で、繋がりを深めながら、学校を核とした地域の活性化を図っていくことにも取り組んでおります。

現在、上島町公共施設総合管理計画における教育施設の岩城橋開通を見据えた個別シートを課内で作成し、3月中に町長協議を予定しておりますので、ご理解のほど、よろしくをお願いいたします。

(高橋教育長、降壇)

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、ご答弁いただきましたが、(平成)29年度にいわゆる管理計画を冊子として議会側もいただいておりますが、しかしながら、今日まで何らその冊子についての説明なく、このたび、今年度予算ですかねえ、この中において、個別管理施策が策定されるわけですが、この間において、どのような審議をしてきたのか。

町長の公約であります「岩城橋開通を見据えた小中一貫教育」ですかねえ、そういうような事も言われておるわけですが、この管理計画の中においては、学校施設の管理に関する基本的な考え方や見直しが列記されています。その中で、施設の老朽化状況や今後の更新時期を踏まえた課題がなされ、検討をするという事を謳われておるわけですが、個別計画策定に当たって、その辺どのように検討をしてきたのか。住民の中におかれては、岩城橋がもう既にそこまで完成が見える状況まで来ている中において、いわゆる上島町の小学校校区、中学校校区はどのようになっていくのか。このような心配が、なされておるわけで

あります。そして、給食の面におかれましても、いわゆる調理員さんの労働不足等々が今日言われる中で、そういった点を論議しながら、個別総合計画に進んでいく事ができるのかどうか。この点については、どのように考えておられるのか。

そして、最近、弓削高校の給食を町の方が運営をするという計画が立てられているような情報も聞くわけでありましたが、こうした点をどのように考えているのか、その点についてのご答弁をいただきたいと思います。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、ただ今、課内で個別シートを策定しております。まあ、そういった中で、例えば、給食センターにつきましては、そろそろまあ弓削給食センター、大規模な改修が必要ではございますが、ちょっと岩城橋が架かってどうなるのか。そういった事もちょっと睨みながら検討しております。ですから、担当課としても、そういった事を意識して業務に取り組んでおります。以上です。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

まあ、後ろの方から「答えになってない」という事ですが、最前も同僚議員からいろいろな苦言が呈されたわけでありましたが、計画を立てても、その計画をどう職員なり理事者側と住民の方々がね、その計画に基づいてどう取り入れるか、今質問しても、課において、審議をしていると言われるけれども、実際、それは、あなたたちの考えであって住民がそれを理解できているのかどうか。では、この審議会においても、この間、審議会はどういう活動をしてきたのか。そして、先ほど言った給食、調理員の問題、弓削高の給食の問題、その点について明確に答弁をいただきたいと思います。

そして、「岩城橋が開通してから」、いう捉え方を最前から言われるわけでありましたが、岩城橋が開通するのは、もう日にちが決まっとなですね。では、私たちは何をやって行かなければならないかいうたら、岩城橋と同時に何をスタートさせていくのか。それが行政ではないかと思うんですね。岩城橋が開通してから、さあ、ぼちぼち岩城橋が開通したに合わせて何をやって行こうかいうて考えて、5年、10年すぐ経ちますよね。

やはり、そこらが今回の公共施設の総合管理計画であり、新たに作ろうとする個別の総合計画の、総合計画策定ではなかろうかと思うんですね。その点、あなたたちはどのように捉えているのか。もっと住民の方々を取り巻きながら、住民の方々の不安をなくしていくのが地方自治体の役割でありますのでね。やはり、町長、はっきりと、「当面は、今の校区を守って行く」とか、そういうようなことを明言していかないと、常に生活の中で不安を感じながら日々生活をしていっているわけでありますので、再度答弁をいただきたいと思います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええ一、先ほどの寺下議員のご指摘の件につきましてですね、今、個別の案件が、これが存続、これは見直し、これは廃止、個々の公共施設ごとにいろんな要件、条件等を精査しながら私とこに上がって来ておりまして、最初の村上議員の質問の中にありました公共施設等の統廃合の部分の進捗と言いますか、そちらの方でも述べさせていただきましたが、これをまとめて、まあ上島町全体の公共施設の統廃合の当然、あり方検討会の方にかけていく直前の段階まで来ておりますが、その中で、教育施設だけという話ではないんですけど、まあ当然、教育施設が周辺の諸々の環境がございますので、そういった事を加味するためにも余計事前の協議が必要だという事は認識しております。

で、特に、まあ中学校統合かつてした場合、生名と弓削を統合した場合の経緯とか、そういった事もございますし、将来的に、じゃあ、子供さん、父兄、地域の方、この方々がどのような意識でこれを捉え、どういうふうにした方が良いのかという、この協議の場を早急に設けなければいけないという事は認識しております。その場を出来るだけ早い機会に立ち上げて、それをどういうふうな運営にして、どういうふうな収束、意見の集約を図るか、というまあタイムスケジュールですね、こちらの方を出来るだけ早い機会にお示しできたらと思っております。

で、それから、もう一点は、弓削高校の給食の提供につきましてですが、これは、弓削高校が、将来、上島町の子供さんたちだけでは20人という定員の枠を確保するのが難しくなってくるという事で、今年から全国募集で生徒さんを募集しておりまして、たちまち令和2年度は3名の方が町外、県外から入学される予定でございます。で、そういった事を含めまして、じゃあ、そういった方をまあ、高校生活を安心して暮らしていけるための一つのサポートと言いますか、支援施策として、これは、今治市の大三島とか伯方とか、そういった高校でも既にそういった給食サービスの支援という形でやられております。これは、他の県内の高校でもあるという事は聞いておりますし、いろんな形がございます。ただ、それをやることによって送り出す親御さん方が安心して送り出せると。そういう事も聞いておりますので、それであれば、将来的に全国募集の事も考えた弓削高校の生徒確保、これを支援するためには必要な政策だと考えております。

先ほども申しましたとおり、弓削高校は、やっぱり上島町になくてはならない教育の拠点だと考えておりますので、これを何としても存続させる施策として給食のサービスを、どういう形になるか、まだちょっと詰めておりませんが、なるべくきっちりとした形で支援させていただいたらと考えておりますので、よろしくお願いします。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

町長さん、私、今回、最前も言ったように、教育施設の事にだけを抜粋してね質問することをお断りしたのに、すべての公共施設の問題とか絡めてくるけど、私は当面する学校教育で、今現実に住民の中の声とか、岩城の小学校においても、給食、調理員さんの不足とか、調理配達する運転手さんの不足が懸念される中で、それをどう捉えていくのか、いう事を訊きたいんであってね、その点ちょっと捉え方が違うんじゃないかと思うんですね。それは弓

削高の給食の問題にしても、新聞報道等いろんな情報の中じゃ大三島の方にしても県下でも、そういった取り組みをしているところあるけれども、まあ、それだけ余力を持つなら、まずは義務教育である小中学校の給食の無料化を進めるとかね。

そして、あまり弓削高校がこの町に存続してほしい希望はあるけれども、では、町のお金を使って全国から来る3名か4名、その方たちを優遇するためにね、町のお金を持ち出して良いものか。そして、では、島の子供たちが他校の学校に行くにはどれだけの援助をしているのか、弓削高に入学する人には10万円のお祝い金を上げます。交通費は負担します。それで良いのか、島の子供たちにとって。そして、考え方によったら他所からどんどんどん優秀な子供たちが来て、島の子供は島の学校に行けなくなった状況が出たとき、再び15の春を泣かしていく。そういう事にも繋がってくる事を考えながら、県立高校であれば、県に要望を出しながらいろいろな施策を県にしてもらおう事を願わなくてはならないのか。私はこのように思うのであります。

そして、最前から言っている、まあ町長自体も住民の方々と中学校の統廃合や学校の問題を話しながらと言っておるわけでありましたが、管理計画ができてから、今日までそういった動き全然してないんでね。今年度、総合計画は、個別の計画策定は、いわゆる庁内で考えていくというような考え方を持っていますが、では、そこで、どこの場で住民の方々の声が反映されていくのか。その点について、どのように考えていますか。そして、併せて、この度も予算を700万くらい組んどんですかねえ、当初で。そういった予算を組む余力があるならば、もう少し住民の方々と論議をしながら、よりよいものを作って行く施策づくりにならないのか。このように思うんですが、どうですか。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 高橋教育長。

○(高橋 典子 教育長)

いろいろとご指摘ありがとうございます。

まず、高校の、弓削高校への給食提供についてですが、これは学校給食センター運営委員会というところで提案させていただき、そこで、今、寺下議員が仰ったように「町費を充てるのはどうか、いかがなものか」というご意見をいただきました。それを受けて、今、受益者負担の原則で、そういった事が可能かどうかという事で検討しているところでございます。つまり、町費は使わずに、弓削高校で学校給食を提供してもらい子供たちが中学校の学校給食費に上乗せする形で給食費として徴収して賄えるというような形を検討しているところでございます。

それから、学校統合について、これは大変重要な問題であると認識しております。言うまでもなく、「学校は島の文化の灯台」、それぞれの島にとって学校の存在というのはとても大きなものであるということは私も十分認識しております。で、私自身、今治市内中心部の4小学校の統合に関わって参りました。統合問題については、行政からの話ではなく、住民、学校、保護者、そういった、もう直面する人たちの声をしっかりと聴いていく必要があるという事で課内でも慎重に審議をして、大変微妙な問題であるだけに行政側から投げかけるのではなくて、しかし、今、寺下議員が仰ったような準備は進めながら住民の声、保護者の声

を大切に、慎重に進めていきたいと思っております。

いろいろと課題がたくさんあるのでございますが、教育委員会としまして、子供たちの幸せのために自分たちにできる事は何かという事で日々取り組んでおりますので、今後ともまたご指導のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

まあ、教育行政の方から答弁いただいたわけでありましたが、町長部局の方から答弁がないので、まあ私も学校の統廃合推進の立場で発言しているわけじゃないんですね。もう一番は地域の人たちと保護者の方たちの考え方でどうしていくかであります。そして、「弓削高の給食の問題も受益者負担で町の持ち出しはない」という捉え方ではね、やはり町の施設を使いながら町の方から給食員さんからの労働、賃金が出ていくわけでありますのでね、その辺はやはり、何と言っても町と関わらなくてはできて行けない事なんでね。その点、理解していただいておりますか。

ええー、続いて2問目に入ってもいいですか。

○(池本 光章 議長)

途中ではありますが、ここで、寺下議員の質問途中ではありますが、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。10時10分まで休憩いたします。

(休 憩 : 午前9時57分 ~ 午前10時10分)

○(池本 光章 議長)

それでは、再開の前に、一般質問については、質問回数が限られておりますので、答弁者側においては、明確な回答をお願いいたします。

それでは再開します。寺下議員の質問を許します。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、それでは引き続きまして、2問目を質問したいと思います。

案件といたしましては、「国体以後のいきなスポレク野球場の活用とは」で質問して参りたいと思います。

平成29年に上島町は、第72回愛媛国民体育大会の成人軟式野球試合の会場をいきなスポレク野球場で受け入れました。当時、国体規格に合っていなかった球場を規格に合わせたいということで、関連施設等々の設備を行いました。当時、「国体会場となる事で、知名度のアップや、改修による施設の機能の充実で、いわゆる蛙石の野球場のランクが向上するのではなかろうか、向上する」という事でありました。

では、国体終了後において、合宿や試合会場の誘致が容易になり、「スポーツ合宿」を目指す町としての大きなチャンスと捉えたわけでありましたが、教育行政において、この将来計画をどのように生かし、今日の状況を迎えているのか、この点についての答弁を求めます。

以上です。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 高橋教育長。

(高橋教育長、登壇)

○(高橋 典子 教育長)

寺下議員の質問につきましてお答えいたします。

上島町いきなスポレク公園の蛙石野球場につきましては、ご質問にありましたとおり、平成29年10月に「第72回国民体育大会笑顔つなぐ愛媛国体」の成年男子軟式野球競技の会場として計6試合を行いました。全国から多くの観光客が訪れまして、大いに盛り上がりました事はご案内のとおりでございます。また、国体会場としての受け入れに伴い、平成26年度から選手等の利用者の安全面及び施設機能の充実を順次図ることにより球場としてのランクを向上させ、国体会場としての知名度アップ並びに国体終了後の合宿や試合会場として誘致が容易となるよう、スポーツ合宿島を目指し推進してきたところです。

ご質問の今日の状況についてございますが、国体会場として受け入れるための施設整備前であります、平成25年度の延べ利用者数は3,558人で行いました。平成26年度及び27年度につきましては、芝生の敷設と養生のため使用できない期間がございましたので、それぞれ2,379人、3,515人と25年度に比べ減少しています。

続いて、施設整備後の平成28年度は3,868人で、対平成25年度比約8.6%の増、平成29年度は3,761人で、対平成25年度比約5.7%の増。平成30年度は3,276人で、対平成25年度比マイナス約8%でございます。ただし、平成30年度の減少に関しましては、豪雨災害の影響によるものですので、平成30年度を除く2ヶ年度につきましては、施設整備以前と比較しますと、利用者数は若干の増となっております。また、今年度の利用者数につきましては、昨年4月から先月2月末までの利用者数は3,126人でございますが、新型コロナウイルスの感染症の影響から既にキャンセルも発生しておりますので、利用者数の減少が見込まれます。ただし、職員の懸命な努力により3月の利用者数減の場合でも黒字経営という事を聞いております。

なお、来年度の令和2年9月19日、20日には、国体に次ぐ大きな全国規模のスポーツ大会として、日本スポーツマスターズ2020愛媛大会の予選大会が予定されております。また、年が明けた令和3年1月には、韓国的高校野球チームが1か月ほど近隣市町で合宿を計画しておりますので、蛙石野球場も名乗りを上げ、誘致を図っているところでございます。支配人に伺いますと、来年度は、もう予定がしっかりと埋まっているという事でございました。教育委員会としても、引き続き利用者誘致に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(高橋教育長、降壇)

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、今ご報告いただいたのですが、教育委員会としては、合宿誘致補助金として毎年

50万前後ですかねえ。平成28年度から41万円を皮切りに、今年度においても予算上50万円の誘致補助金を出しておるわけでありましたが、先ほどの報告から聞くと、いわゆるこの誘致補助金の活用が生きてきているのか。このように伺ったわけでありましたが、まあ当初の目標から致しましても、まだまだ伸び率は上がって行かないわけでありましたが、まあ、西日本豪雨の影響とか、今回、コロナ、新型コロナウイルスの影響等があるわけでありましたが、では、この3月、いわゆる2月、3月においてコロナウイルスに対する対策ですねえ。このことは、どのように対策をしておるのか。

そして、併せて、最前の町長の報告にありますように、フェスパの運営が危機的な状況を迎えている中で、いわゆる、いきなスポレク株式会社においては、経営の健全化を図るための健全化方針が県や国の方から求められておるわけでありましたが、教育行政において、このスポレク合宿、スポレクいわゆる公園の方の運営自体が危機的な状況になっておる中で、どのように今後捉えていくのか。その点について、併せてご答弁をいただきたいと思います。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、この3月、コロナウイルスの状況ですが、まあ3月、キャンセルが5件くらい相次いでおります。で、また、そういったキャンセルの電話の相談の電話もかかってきておりますので、まあちょっとそこはもう少し様子を見てくれとか、ちょっとなるべくキャンセルを出さないよう、ちょっと待っていただいている状況でございます。

また、スポレク公園の運営ですが、公園部門に関しては、200万か300万の黒字ではございますが、まあ、ちょっと現金が少ない状況でございますので、ちょっとまあ厳しい経営状況ではございます。以上です。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

私が言っとんのは、いわゆるスポレク公園の運営自体はたぶん黒字状況で利用客も増えてきている中であることは存じておるわけなんですけど、しかしながら、本体であるスポレク株式会社ですね、この方がフェスパ運営の中においての大きく、いわゆる債務超過に陥っていく中において、いわゆる観光事業課の方は大変日々いろいろ苦勞しておるわけなんですけど、教育行政の方としても関連付けて、この事に対処していかないと、まあ財政課にしても同じだと思うんですけど、その点、行政全体として、どのようにこれを受け止めていくのか。今、フェスパ問題だけに捉われているけども、スポレク株式会社の存続すら危ぶまれる状況の中において、その点どのように教育行政は、今の課長の答弁では「お金が少ないです。何とか…」という程度のことなんでね。その点をしっかりとしないと、教育行政の方からも声を上げないとスポレク公園株式会社自体が成り立たない状況なんで、そういった点どのように捉えていくのか。もう一度答弁お願いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

今、スポレクの、スポレク単独としては、担当課長が答えましたとおりですが、本当にフェスパの方の運営でスポレクの方にもいろんな意味での支障と言いますか、影響を及ぼしております事は事実でございます。そのために、まあ、この後、スポレクを残す。それから、フェスパも残す。その決意で取り組んでいく。じゃあ、そのためには何をどうするかと。それを改めて提案させていただきたいと思っております。

それから、これは当然、県、国の経営健全化計画、そちらの方に協議して合意をいただかなければ、承認いただかなければならない課題でありますので、そちらの方と、こういう方法でお願いしたいという事をどんどん、こちらの方から提案していかなければならない立場でありまして。それは、「今のフェスパをこういう方法で、こういうふうに改善すればこういうようになるから、こうさしてほしい」という事は提案させていただきたいと思います。

それに基づいて、スポレクには、まあ迷惑をかけないような方法をきっちり打ち出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。この具体案については、この一般質問の中ではちょっと内容等が複雑になりますので、この後、フェスパの事について、また説明の場を設けていただいて、そちらの方でさせていただきたいと考えておりますので、お願いします。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

はい、町長が答弁したから複雑になってきたのであって、私は教育行政の中においてね、もっともっと声を出してね、訴えていかないと、まあ言葉は悪いですけど「共倒れ」になるんじゃないかという事が懸念されるんですね。だったら早く教育行政の中でね、この、いわゆるスポレク運動公園を守って行く立場なり論議をしていかないとね、いけないんじゃないか。これが本当の私の質問なんであって、町長自体の私は答弁は今聞く必要性もなかったんでね、その点について、教育行政の側からはどうなのか。悲痛な声を出していかないと、守っていけないのではないかと。この事を思うんですね。まあ、先般、議長の方から質問は3回と言われておるわけではありますが、では、今日の新型コロナウイルスの対策としてスポレク運動公園は休館なく運営をしておるといふわけですね。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、今は休館はしてございません。ただし、プールにつきましては、児童生徒さんのスイミングスクールを中止しております。以上です。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、最後に、運動公園の国体のときの工事についての、まあ当時いろいろ議会においても、修正動議が否決等々いろいろあったわけではありますが、以前、この施設に対して、1

億何千万円かけた、費用をかけておきながら年間数回しか使われていない。国体当時しか使われてないような事が述べられた文書等見た事があるんですけど、住民がそのように捉えておるわけでありましたが、当時、その予算上の問題としても多目的グラウンドを造るときにおいては、いわゆるあそこの環境整備をすることも一つの目的であったわけでありますから、それに併せて、その跡地を多目的グラウンドに使った。

そして、国体のグラウンド、球場改修工事においても、宝くじ等々や起債を起こしても85%か90%近い国の方からの交付税措置がされたわけでありますから、その点、住民の方々が当時のお金を、多大なお金を活用したのに町において利用度が少ないとか、そういう事が心配されておるわけでありますが、当時の持ち出しは、町としては、私は1,000万、1,200万か300万くらいだったと思うんですが、その点どうなのですかねえ、そういった点の住民の不安、誤解があるので、ここで当時のことが行政サイドで訴える事ができるのなら明確にしておった方が私はいいいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、その多目的グラウンドですが、まあ今現在利、用頻度が少ないわけでございまして、費用対効果を考えると、ちょっと若干厳しい状況にございます。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、ちょっとその当時のお金の持ち出しとか、今ちょっと把握しておりません。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

はい、最後になりますが、まあ、そういった点は、広報での宣伝活動等で住民の方々に本当の姿を知らせていただきたいと思いますので、以上で終わります。

(寺下議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、寺下議員の質問を終わります。

続いて、土居議員の質問を許します。

(土居議員、登壇)

○(10番・土居 計彦 議員)

議席10番の土居 計彦です。今日は2つの質問をさせていただきます。

1つ目です。上島町の人口減少対策を尋ねます。ご承知のように、過疎、高齢化などにより、人口減少がどんどん進んでいますが、5年後、10年後の我が町の人口予測をお尋ねします。そして、現状の制度での区割り・地区割では居住地区の運営が難しくなるのではないかと懸念されるわけです。どのように予測を行い、どのように心配をして、行政としてはどのように指導や援助を行っていくか、方針をお尋ねします。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

(中辻総務課長、登壇)

○(中辻 洋 総務課長)

土居議員のご質問にお答えいたします。

今年度、企画情報課におきまして、「上島町人口ビジョン」の見直しを行っているところでございます。その推計におきましては、厚生労働省に所属する「国立社会保障・人口問題研究所」の推計値を活用しております。

平成27年の国勢調査の人口を基準といたしまして、平成30年3月に行った推計結果によりますと、2015年、7,135人であった人口は、今年度には、推計でございますが、今年度には、6,361人、5年後の2025年には、5,709人、その5年後の2030年には、5,124人。今から25年後となります2045年には、3,547人にまで減少、2015年の約半分程度まで減少するのではないかと予測をされております。

区割・地区割につきましては、弓削地区の中都地区、浜都地区と別々であったものが、平成26年度から『中都浜都地区』として一つとなっておる事や、令和2年度からは、同じく弓削地区の岳の下1組と岳の下5組が一つになるという話も聞いております。

また、弓削地区の秋季運動会におきましても、平成26年度まで6つの地区割を平成27年以降4つの地区割に変更するなど、その都度、協議などのよりまして変更を行っているところでございます。

また、魚島地区の高井神島につきましては、従来より、魚島地区の町職員が、定期的に訪問なども行っているところでございます。

各地区の方々の地区へ対する想いやお考えもあると思いますので、行政サイドからの指導や助言などを行っていくことは、現在、考えておりませんが、地区からの相談や協議などがございましたら、その都度、地区の方々と一緒に協議をしていきたいと考えております。以上、よろしくお願いいたします。

(中辻総務課長、降壇)

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

ええー、まあご存じのように、今まで地区に任されて地区がやってきた仕事はですね、環境の周囲の道普請とか、それから農道の手入れとかいう事がですね、難しくなっている現状でございます。で、今回、この質問の中には、よう入れなかったですけど、入れてないんですけど、将来はですね、地区に対して維持管理費予算を配分してみてもどうかと思うわけです。我々は、常日頃、地区の諸課題について、改善を求めていますけども、中々実現して参りません。そして、予算が地区に自分たちで考える、考えられる予算があれば、問題の、問題点の解決はやりやすいんじゃないかと思っていますので、将来、その地区維持管理費予算などを組むべきかどうか。今、お答えができる範囲で結構ですからお願いします。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

はい。ええー、個別の案件等につきましては、今でも町の補助金制度がございますので、そこでご相談いただければ、できる、できないというところで可能な事は補助金の活用という事も考えられると思います。

そして、ご質問にありました維持管理費用の予算等につきましては、今後、区長懇談会等で皆さんのご意見を伺いながら、進めていくのであれば進めていくという事で考えていきたいと考えております。以上です。(土居議員から「はい、結構です」の声あり)

○(10番・土居 計彦 議員)(挙手)

○(池本 光章 議長) 土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

2つ目行きます。はい、2問目です。町道の補修計画をお尋ねします。

平成30年12月定例議会の一般質問に対し、補修基準により補修を行っていくという答弁がございました。今年度予算と新年度予算で町道の補修計画があるのであれば、場所を教えてください。お訊きしたいと思います。

そして、判断基準として理解するため尋ねしますが、例えば、上弓削地区町道、通称寺道線と言いますが、最近は、車の交通量が非常に多くなって、道路の傷みもひどいわけですが、これは、この道路は少なくとも40年以上、50年かも分かりませんが、塗り替えられていません。そして、その「基準により補修を行っていく」という答弁がありましたが、補修必要度の採点はどれくらいのものになるのか。「まだまだこれじゃあ、補修はできない」と、「町の予算では補修できない」とかというような事になるのかどうか、その辺をちょっと具体的に教えてください。

○(山本九十九 建設課長)(挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

○(山本九十九 建設課長)

土居議員の質問にお答えします。

平成30年第4回定例議会にて、「上島町では、国の基準である総点検実施要領に基づき平成25年に主要道路を中心とした舗装路面の調査を実施し、この調査を基に舗装長寿命化計画を策定し、国の補助事業である社会資本交付金にて順次、舗装補修を実施しております。また、調査の入っていない個所で、地区要望や住民通報があった場合などは、町単独費用により補修工事を実施しております」と回答しております。

今年度の舗装長寿命化計画に基づく補助事業は、生名地区の立石後新開線を実施しております。来年度の計画は、岩城地区の船越線、弓削地区の狩尾線・東風浜線を予定しております。地区要望のあった道路については、弓削地区中都5号線等2路線、生名地区中側中後線等3路線、岩城地区高原積善山線等4路線の町単独事業で補修工事を実施しました。

来年度は、弓削地区の大櫛田海岸線・佐島循環線を予定しております。

今後も、地区要望があった路線については、交通量や緊急性を勘案し優先順位を決定し、事業実施をしていく事としております。

なお、町道上弓削寺道線は、前回策定した舗装長寿化計画の対象ではなく、補修必要度の採点は行っておりません。補助事業の対象路線ではありませんので、地区要望等により交通量や緊急性を勘案しながら対応いたしますので、ご理解をよろしくお願いいたします。以上です。

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

ええー、点検の対象にもならない話ですから、もう話にもなりません、はい。ですから、そういう事情ですので、私は、さっきも提案しましたように、「地区に対して300万乃至500万ぐらいの維持管理費予算をつけてもらえんじやろうか」という提案をしているわけです。はい、それでは、これで終わります。ありがとうございました。

(土居議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、土居議員の質問を終わります。

続いて、濱田議員の質問を許します。

(濱田議員、登壇)

○(8番・濱田高嘉 議員)

議席番号8番・濱田 高嘉です。本日の一般質問は2問行います。

ええー、最初に、「一般廃棄物並びに産業廃棄物に関して」、質問をいたします。

先の12月議会で、一般廃棄物の収集、運搬、処分業務に関する質問に対して、「今年3月末で従来の随意契約による業務委託契約を終了し、4月以降の業務委託は入札方式による業者指名を行う」と答弁されましたが、現時点の進捗状況についてご答弁を願います。

また、関連して産業廃棄物について、お尋ねをいたします。昨年12月の19日、新聞報道を引用しますと、「町内業者による産業廃棄物の不法投棄が、9月20日の愛媛県の立ち入り検査で発覚し、県の指導で不法投棄した産業廃棄物を撤去した。同業者は、12月16日、産業廃棄物収集・運搬・処分業務の廃止を愛媛県今治保健所に届け出て、同日、受理され廃業された」との報道には驚きましたが、年が明けて、今年1月15日の新聞では、「愛媛県は、「この業者を1月14日から3月13日までの2か月間の入札参加資格停止措置をした」と発表。その措置理由として、一つは平成30年10月から令和元年9月頃まで、コンクリート殻や木くずなどの産業廃棄物76.2㎡を不法投棄した件に加え、もう一つは平成17年から令和元年頃まで、条例に基づく許可を取得せず、約4,500㎡にわたり建設残土などを埋め立てた。との理由ですが、この一連の新聞報道に対して、上島町は、業者にどのような対応、どんな措置をしたのか、答弁を願います。よろしくお願いいたします。

○(河端 光法 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 河端生活環境課長。

(河端生活環境課長、登壇)

○(河端 光法 生活環境課長)

濱田議員の質問にお答えいたします。

まず、前段の一般廃棄物の収集・運搬業務に関してですが、手続きが遅くなり大変申し訳ありませんでしたが、業者を公募し、見積入札を行うことで、昨日、町長決裁をいただきましたので、本日公募の広告を行う予定です。また、弓削地区は、今回、焼却業務一部と収集運搬業務を分けて委託することとしております。広告は、町のホームページへの掲載と掲示板への掲示で行います。

次に、産業廃棄物関係に関しましては、ご質問の町内業者については、愛媛県知事より産業廃棄物処理施設の設置許可を得ていたもので、「愛媛県は産業廃棄物処理法に基づく立入検査・報告徴収を行うことがあり、また、法令などに違反して事業を行った場合には、許可の取り消しなどの行政処分を行うことがある」とされております。

産業廃棄物に関しては、県の所管事務であり、上島町には処分等の権限はございませんので、検査時の立会いも行っておりませんし、また、保健所からの連絡等もございません。

今回は、上島町内での案件であることから今治保健所に確認しましたところ、「立入検査は一般的に通告なく行っており、行政処分の内容についても公表していない」との回答でした。愛媛県土砂等の埋立てによる土壌の汚染及び災害の防止に関する条例違反につきましても、県の所管事務であるため、上島町には行政処分の権限はございません。

上島町が行った措置としましては、当該業者に対し、愛媛県の処分に準じて、『不正又は不誠実な行為』を行ったとして、令和2年1月14日から令和2年3月13日までの2か月間の入札参加資格停止措置を行っているところであります。

なお、この措置については、今治市も同様の措置を行っております。以上、よろしく願いします。

○(8番・濱田高嘉 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田高嘉 議員)

はい、この問題はですねえ、まあ先、一般廃棄物については、今日ですか、「公募や入札の案内を出す」という事で、私は非常に時間的にですねえ、もう、この時期に3月で切れる契約の仕事をですねえ、出すという、非常にええー、入札に参加される方も、まあ現在仕事している方もですねえ、ちょっとタイミングがですねえ、遅いなというふうに思います。これはもう善処していただけないと、まずいというふうに思います。

それでは、産業廃棄物の方に行きますと、この問題はですよねえ、私ども議会と言いますか、私共町民が知ったのは、あくまでも新聞報道なんですよねえ。で、全く行政からこの問題についての新聞報道がされてからも具体的な話がありませんし、ホームページを見ましても、このような案件については、まあ見当たらない。ということは、ホームページにも載せていないというふうに理解して良いんですかねえ。そういうことですね。はい、これは、いつ頃知りました、私ども町民はですねえ、ええー、10月の初旬にはですねえ、全体像は見えませんが、問題の一部分の話がですねえ、風聞として聞こえてきたんですね。そういう状況らしいと。検査が入ったというようなことも含めて、あくまでも風聞ですよ。で、これを確認、町の方に確認しましたら、まあ、先ほど課長が答弁されたように県の勘定だというようなこともあり、なお、具体的な確認は出来ませんと。まあ、こういう話だったと思うんですけれども。

で、この問題はですねえ、県だけではなくて、町も改めて、今聞きますと同じ日付で町が

処分を出していますねえ。処分を出すというのは、当然、その判断基準なり、その、これをどのように扱うかというものは町内で協議した上での結果だと思うんですけども、その辺が全くその後も、町が出した処分を出しました、通知しました。ということも行政報告の中にも入りませんし、これまでの議会の方にもですねえ、話が全くないというのは如何なものですかねえ。まあ、それと、調査に同道もしてなければ、現場も見えていないと、現場も行っていない、同道もしていない、様子が分からない。ただ、県が出した中身とそれに準じて、同じ日付で町が出すというのは、あまりにも私にとっては無責任じゃないかと町民にとっては無責任じゃないかと思うんですけども、県はちゃんとかインターネットとか、ホームページに載せていますよ、同じ日に。この県が出した2月間の指名停止が、軽いとか、重たいとかいう事を私は議論しているのではないんです。このように、県が改めてホームページに1月14日に出した日にですねえ、ホームページに載せています。で、ここにはですねえ、もう、ちゃんと私が先に読みましたような事が書かれております。

「2月間の指名停止」ということと、それから「産業廃棄物を不法投棄した」ということも書いています。それから、もう一つは、「4, 500㎡にわたってですねえ、建設残土を埋め立てた」という内容も書かれている。「この2つによって、この2月間の指名停止ですよ」ということが書かれております。町は、今、県に準じてという話がありましたけども、町自身の判断はないんですかねえ。現場も自分の庭先で起きたことを現場も見なく、町の職員がタッチもしていない。それで処分を出すと、2月出すと。こういう形で良いんでしょうか。で、その2月の処分で、何と言いますか、何の根拠で出したのか、その辺のご答弁できますか。根拠にして。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

この件に関しましては、まあ、濱田議員が仰られていました、まあ風聞と言いますか、そう言う情報は、私共にも、新聞報道の前にも相当数聞いておりました。私らの上島町としても、これはどういうふうな対応をしたら良いのかという事で悩んでおりました、実際に、先ほど担当課長がお答えましたとおりですねえ、この調査権、それから、あとの指導等ですねえ、こういったものは、法律的には一切町にはないということは確認はしております。それから、さりとて、実際に、町内でこういう事が起こった場合、どのような対応をすべきかという事をいろいろ調べましたんですが、やっぱりこういう場合は法律に則ってやる以外にはないだろうという事で、実際問題、町としては、まあ手を付けられない部分だという事は認識しました。ただ、今回の件に関しましては、例えば、町が発注している工事によって、そういった産業廃棄物が出た場合の処理が適正だったかどうか、これは確認する必要があるのかなあと思っておりました、これは未だ実際、ここの町が出たやつをちゃんとそういった産業廃棄物の業者さんのところへ持って行って処理したかどうかという、そういう確認作業はまだ行っておりませんが、これから、それは確認すべきだと考えております。

それと、あと、入札の参加停止の処分でございますが、これは、町内業者の場合はどうこうというわけではなくて、県が行った場合、それから、国が行った場合、いろんなケースがございます、ええー、町の方で独自に処分をしたというのは、今まではおそらくないと思います。ただ、国、県が行った場合は、それに準拠してやるという、例えば、国レベルの東

北の方で談合があった事件、こういったことに関しては、それに基づいて、こちらも同じ業者を同じ期間だけ、入札参加停止というか、指名停止ですね、そういう流れで動いております。で、こちらの方は、町独自で判断する基準とは当然ありますけど、それは、町で起きた事件だけであれば、これは町内で当然判断させていただきますし、やります。で、その場合には、当然、公表もしなければならぬし、関係機関への連絡も当然出てくると思いますので、そういった対応はさせていただきます。

その前の確認と言いますか、ゴミの収集の、この時期に公表するのはちょっと遅すぎるんじゃないかという話なんですけど、これは相当以前だと思うんですが、議員さんの方から「予算が通過していないのに、それを、作業を始めるのは、おかしんじゃないか」というのがあったりしたものですから、それを見越して、まあ、ギリギリまで待って、それをやるという方向になった経緯があると聞いておりますが、ただ、それにしても、今、濱田議員が仰られたとおり、もう少し早めにこれは出来たと思っておりますので、これは改めたいと思っております。以上です。

○(8番・濱田高嘉 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田高嘉 議員)

ええー、いろいろあって、何から言ってもいいの非常に戸惑うんですけどねえ。町長、あのね、町にもですねえ、「上島町建設工事指名停止処分要綱」というのがあるんですね。私の推測ですよ。これで行きますとねえ、別表第2のですねえ、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準というのがあるって、その措置基準で町は出したと私は思うんです。その中でですねえ、もうざっくり言いますと7つあるんですよ、贈賄、それから独占禁止法違反、談合及び競争入札妨害、暴力団関係者と、それから建設業法違反、それから廃棄物処理法違反、その他に今言われた不正又は不誠実な行為をしたと。この7段階いうか、7項目に分かれているんですよ。で、町は、その2月間の指定停止を出したのであれば、どの項目を適応してですねえ、これを2月の停止と。県が2月だからというのは分かりますよ。でも、町として出したのであれば、少なくとも、この基準に従って判断して出すべきではないかと私は思うんですけども、如何ですか。

それと、ええー、先ほどの一般廃棄物のあれしますけれども、「時期が遅いと仰るけども、予算が付いていないから」と仰いますけども、多くのですよねえ、公共工事の発注、入札等々で推した場合もですねえ、あくまでも前提としては議会が通ったということを必ず契約に書いていますよ。だから、予算があるとかないとかでいう事でね、理由にはならないですよ。そういうふうにならねえ、ケツにケツに物事を持っていくというのはねえ、行政の動き方としては非常にまずい、あり得ない考えられない。少なくとも本来は、12月までにこの件を片付けて、新しくなった人か、旧の人かは分かりませんが、時間を与えて、この業務に携わるというのが一般的なねえ、業者に対する配慮じゃないですか。

もう一度お聞きしますけど、この7項目の措置基準がありますけど、どれを適応して、この階の処分にしたんですか。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

今回の措置に関しましては、先ほど濱田議員の方から要綱ということでございましたが、別表2の最後の7番「不正又は不誠実行為」というところを適応して措置をしております。

○(8番・濱田高嘉 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田高嘉 議員)

これを適応されたというのは、まあ県と同じ適応だと思うんですけども、県の、私が県の事をどうこう言う立場ではありませんし、クレームをつけるつもりもありません。でも、この県の措置理由の中に、先ほど言いましたように「不法投棄、産廃の不法投棄及び4, 500 m²の残土を埋め立てていた」ということになっていますよねえ。で、これをですねえ、単純に不正行為があったということで、これでいいんですか。少なくともですねえ、普通に考えれば、普通に考えれば、産廃の処理法違反、産廃を不法投棄したと書いているんだから、ここに不法投棄が入っていますから、産廃の処理業務違反と。で、あれば当然、2月じゃなくて、この町の基準で行きますと、6か月以上2年以内ですよねえ。私は、「指名停止期間を長くしろ」と言っているのではなくて、これが今後、町に対する、これが基準なんです。地元の小手であれ、大手であれ、同じことをやっても、2月以上のペナルティーを与えることができますんですよ。そう思いませんか。

そうやって来ると、今後、業者に対する不正行為に何のですねえ、抑止力になっていないんですよ。長いのはですねえ、まあ、いろいろありますけども、1年半以上3年未満というのはあるんですよね。やはり、町はですねえ、県がどうであれ、町の判断としてちゃんとこういう条例を作っていますから、産廃の不法投棄ということであれば、第6番目に書かれています、廃棄物処理法違反という条項を適応するのが本来ではないかと私は思うんです。それを全て、何でもかんでもね、何が起きても「不正、あるいは不法行為」ということでして2月というのがですねえ、今後、同じような問題が起きたら、今のペナルティー以上のことは科せないんですよ。だって、そうでしょう、産廃ほかしても、談合しても、何しても、そうなりますでしょう。

やっぱり、その行政としてのですねえ、やっぱり独立性とか自主性とかがどこにあるんだと。私は、現在の県が出したペナルティーの内容を言っているのではなくて、町の姿勢がどうあるべきかということを私はお尋ねしていますので、それはきちっと、この条例に基づいて、要綱に基づいてですねえ、判断していただかないと、本当に今後こういう問題が起きたら、全てとは言いませんけども、起きた問題以上だったら2月以上適応できるでしょうけど、あれまでも、今回の問題以下だったらですねえ、2月の停止ということにならざるを得ない状況を敢えて行政が作り上げた、私はそう思っています。その辺について、町長のご意見、ご所見をお聞きしたいと思いますけど。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

先ほど、担当課長が申しましたとおり、産業廃棄物の不法投棄というか、この件につきましては、まあ調査権限といいますか、それは県が持っているという事で町にはないということは、まあ認識はしておりますが、ただ先ほども申しましたように、町が発注した工事が適正に行われたかどうか、これは調べる義務があると思っております。そういった意味で、町が発注した中で、そういった産業廃棄物が出たケースがあるかと思いますが、それに関しては適正に処理されたかどうか、これは調査しなければならないと思っております。それは、そのように対応させていただけたらと思います。

それから、こういった内容で産業廃棄物がどうなったかという、県のそういう調査の内容につきまして、まあ現在、これは資料とか、そういったものが全然もらえてないんですが、これはもう一度県の方にアプローチしてみたいと思っております。ええー、私共の、まあ行政管内、行政区域内で起った事なので、それに対しての、まあ監督責任とか、いろんな意味での責任はあると思しますので、これは当然管轄が今治支局になっていると思うんですが、そちらの方の保健所とか、土木関係の方ですね、どういうふうな流れでどうだったのかということは、もう一度確認させていただきたいと思っております。以上です。

○(8番・濱田高嘉 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田高嘉 議員)

要は、もう自分からと言いますかねえ、自分自身と言いますかねえ、要は、町の立場というものが全く考えられないというか、「自主性がない」と言わざるを得ない。やっぱり本来、そういう話を聞いたら、この業者は町の指定業者でもありますよねえ。で、そうするとねえ、本来ですと、その業者が町に跳んで来て、「大変迷惑をかけました」と、「これこれこういう状況です」と、「申し訳ございません」と、ありましたか。町に来ましたか。いかがですか。それはないでしょう、普通、地元の業者で、町の仕事もしている業者であって、であればなお更ですよ。町はやっていない、県だけの仕事をしていますという話だったら分かりますけども、町の仕事もしているんだから。要は、町に対して状況説明をする、あるいは謝罪する、「申し訳ございません」と言って、行政に出向いて話をする、説明をする。これが業者の姿勢じゃないですかねえ。また、それを要求しても良いはずですよ、町長。県も説明してくれないから、当事者呼んで「分からないから聞かせてくれ、どうなっているんだ」と。こういう姿勢がないとだめですよ。一担当課の話じゃないですよ。

何ら、この、こういう何、その先ほど言いましたように、指名停止処分要綱がちゃんとありながら、これを適応しない。ねえ、一番やさしいところに適応して、2月という話。不法投棄したとか、それから条例違反にして、通知を簡単にいうと70m、70mのまあ、正方形になりますけども、そのぐらいの広さですよ、そこに埋め立てたと。というような、二つあるんですよ。少なくとも、この中身が、ペナルティーが軽いやつ、重いじゃなくて、要はそういう姿勢が、業者にないということが問題だし、また、行政がそういう指導をしないという事が問題なんで、「どうなっているんだ」と聞いたって良いでしょう、町の指定業者なんですから。

今後、そういうことがないように、ただ、今回の問題は、これが前例となって、これ以上

のものが起きれば、それ以上のペナルティーは出すことができますけども、それ以下だったら全部２月以内ですよ。まあ、こういう事をやっていると、先ほど言いましたように、町の独立性とか自主性とかいうものもなくなるし、この条例、要綱で作ったものが何ら抑止力になっていないと、ならないということに私は思います。もう一度その辺お聞き、ご答弁願います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

先ほどの濱田議員のご指摘にございました、業者にちゃんと説明をとすることは、実は、これは、新聞報道があった後にですねえ、まあ、こういう流れになると。これは流石にと思ひまして、業者を、まあ町長室で呼んで説明を受けました、求めました、はい。それは、ただ新聞報道以上の詳しい中身とか、そういったものは訊けなかったんですが、それは、やらせていただきました。

その後、じゃあ、これで良いのかどうかというか、その内容につきまして、膨大な資料でこちらの方には当然入って来ないというのも分かりましたし、これから先じゃあ、どういう対応になるのかというのも、その時点では、全然見えておらなかったんで、最終的に、まあ県の処分がこういう格好になったということで、まあ、それに準拠してやったという事なんですが、詳しい資料等はこちらの方にも一切ございませんし、そういった内容で、これからどうすべきだということは、ちょっとまあいろいろ判断材料はないというのが現実でございましたので、これはやっぱり、今一度、町としても、町が発注したのものに関しては責任がございましたので、きちんと調べさせていただきます。以上です。

○(8番・濱田高嘉 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田高嘉 議員)

まあ、よろしく、今後の問題もありますので、よろしく願いいたしますし、まあ、出来ればですねえ、現場に行って、状況だけはですねえ、見ていく事も必要じゃないですかねえ。どこでどうなったのか分からない。結局は、町民が被害を受けるんですよね。「土壌汚染」とまで書いているんですよ、この県のホームページには。

ですから、現場確認とか、それぐらいの最低限、何もできないにしても、町として、現場に行ってみて来るといふぐらいのことの姿勢は必要だと思っておりますので、ぜひ、それは実行していただきたいと思います。

それでは２問目に入ります。

○(池本 光章 議長)

濱田議員の一般質問の途中ではありますが、１０分間休憩取りたいと思いますが、いかがですか。(複数の「はい」の声あり) １１時２５分まで休憩を取ります。お願いいたします。

(休 憩 : 午前１１時１５分 ～ １１時２５分)

○(池本 光章 議長)

再開します。濱田議員、お願いします。

○(8番・濱田高嘉 議員)

それでは、2問目に入ります。2問目は、「佐島宮ノ浦遺跡の「国史跡」指定への進捗状況について」、お尋ねいたします。

佐島宮ノ浦遺跡は、上島町教育委員会、愛媛大学考古学研究室によって、平成23年から毎年発掘調査が行われ、9年が経過しており、その発掘過程において、古墳時代の製塩土器の発掘に加えて、中世の塩田跡が発見され、学術的にも文化遺産としても希少価値のある塩田跡と確認され、学会でも大きく取上げられ、平成24年夏には、中国における塩業考古学のメッカと称される山東大学が共同発掘に参加されたことは、皆さんもご承知のとおりであります。

平成25年12月4日の新聞報道では、上島町教育委員会は、町内遺跡発掘調査事業指導委員会を開き、宮ノ浦遺跡を文化財保護法における将来の「国史跡」指定申請を視野に、(平成)27年度末までに報告書作成を目指すことを決め、また、平成26年8月22日付けの新聞にも同様な記事が掲載され、更に、平成28年3月20日、せとうち交流館で開催された宮ノ浦遺跡第5次発掘調査成果報告会でも、「国史跡」化を睨んで、この遺跡をどのように残し、いかに活用していくかについて、講演されております。

そこで、宮ノ浦遺跡に関して「国史跡」への指定に向け、作業がどこまで進んでいるのか、答弁をお願いいたします。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 高橋教育長。

(高橋教育長、登壇)

○(高橋 典子 教育長)

濱田議員の質問につきまして、お答えいたします。

上島町教育委員会では、文化庁や愛媛県教育委員会の指導助言を基に、平成23年度から継続して愛媛大学考古学研究室と共同で佐島の宮ノ浦遺跡の発掘調査を実施してきました。

宮ノ浦遺跡につきましては、濱田議員が仰ったように古墳時代を中心とした製塩遺跡として大変貴重な遺跡であるというふうに認識しております。で、今後の史跡指定といたしましては、弓削島庄遺跡とは別の遺跡として国の史跡指定を目指すのか、または、弓削島庄の前段階の島しょ部の生業や景観を示す遺跡として、弓削島庄遺跡の国の史跡指定後に更なる専門的な調査を行い、史跡指定に付け加えた方が良いのかを専門家の意見を聞きながら、検討しているところでございます。

今年度までの第9次に及ぶ発掘調査によって、古墳時代前期の製塩炉と、それに伴う大量の製塩土器、中世の揚浜式塩田の浜床が確認され、製塩遺跡としての実態が明らかになって参りました。

一方で、漁撈や鍛冶を行っていたことを示す遺物、更には、獣骨、魚骨、貝類などの自然遺物も確認され、宮ノ浦遺跡は、瀬戸内海の島しょ部の生業史の解明や古環境の復元をしていくうえでも、貴重な遺跡となっています。

なお、今年度の調査期間中には、現地にて文化庁の主任調査官に今後の調査方法や保存活用方法についてご指導をいただき、「弓削島庄遺跡とともに歴史上、学術上の価値が高く、国の史跡指定に相応しい遺跡である」との評価もいただいております。

現在、教育委員会では、ユネスコ記憶遺産に登録された東寺百合文書で脚光を浴びた中世の製塩遺跡として、弓削島庄遺跡の国の史跡指定を目指しており、国や県と協議を行っている最中です。

まずは、弓削島庄遺跡の国の史跡指定を目指し、そのうえで、国、県、そして愛媛大学と協議を行い、宮ノ浦遺跡の国の史跡指定を目指していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○(8番・濱田高嘉 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田高嘉 議員)

今の教育長の答弁を要約しますと、宮ノ浦遺跡は2番目で取り敢えず、と言いますと、取り敢えずと言いは悪いですねえ、先に弓削島庄を国の史跡に指定をして、その後というふうに答弁されたと思うんですけども。ええー、私共というか、私自身はですねえ、先日、教育課に行って課長からその話を聞いたので、この質問を上げたんですね。

これまで宮ノ浦遺跡を「国史跡」という事で先ほども言いましたように、何回も新聞報道もあり、成果報告会でもそういう話があり、で、また、予算もですねえ、それに向けて、この10年近くですねえ、予算も何ら異議も申さず、文化遺産に関する予算については、賛成してきたと、経緯がありますし、そういう方向で進んでいるというふうに思っていて、課長から聞いて初めて、驚いて、実は、弓削島庄の方を先にやって、2番目と言いますか、その次に、この宮ノ浦という話があったので、どこでいつ誰が決めたのか、学校側なのか、行政側なのか、文化庁側なのか、分かりませんけども、どこかでそういう決まったら、その、そういうふうに方向転換したのであれば、少なくとも予算審議している議員にはですねえ、やはり、その「変更になった」ということは、前広に言っていたかかないと、ほとんどの議員はそう思っていると思いますよ、宮ノ浦というふうに。

ですから、改めてお聞きしますけど、いつの時点で、誰が、どうして、どういう経緯があって変わったのか、その辺、課長、分かれば答弁をしてほしいんですけど。

○(梨木善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木善彦 教育課長)

はい。ちょっと、どの時点でそのように宮ノ浦遺跡より弓削島庄が先にいうのをちょっと正確には分かりません。（「そんな話があるか」の声あり）

○(8番・濱田高嘉 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田高嘉 議員)

そういう事で、まあ、1週間ほど前に課長にお聞きして、「じゃあ、質問に出しますよ」と言ったので、やっぱ、その辺はですねえ、少なくともどういう経緯でこうなったと、いう

ような事は少なくともねえ、調べていただきたいし、それが町側が提案したのか、大学側が提案したのか、あるいは文化庁なのか。諸々ねえ、その辺はきちっと整理して、これこれこういう経緯があって、こうなってこう変わりましたと。で、いつ頃ですというのは分からないと、いつの間にか変わっていると言ったら、我々、オレオレ詐欺に掛かったようなもんですよ、極論言う。と。「これ、いります、いります」と言うて、予算計上されて、全部、宮ノ浦と書いていますよ、予算計上には。あるいは埋蔵文化財調査費用とかね。

で、それはもう私共は宮浦という前提で考えていたので、いつ変更になったのかも知らなかった。で、関心ある議員に聞いてもですねえ、「ええー、そうなんか、知らんぞ、聞いてないぞ」。もっと言いますとねえ、これに携わっているNPOの幹部さえ知らない。宿を提供し、ご飯を提供しているNPO法人の幹部さえ、改めて電話で村上先生に聞いた、愛媛大学のね、慌てて。「本当ですか」と訊いたら、先生の話では、「そういう方向になっています」という。いつ変わったんだと。

で、こういうねえ、行政の有様というのは、先ほどの話じゃないですけどねえ、駄目ですよ。我々が宮浦という前提で予算を計上し、それを賛成して、期待もし、毎年現場も見学し、時間がある限り、講演会は、結果報告会は会場に行って、先生方の話を聴いている多くの議員もいますよ。なのに、まあ、こういう状況。で、たまたまですねえ、百合、東寺の百合文書、これがユネスコの世界記憶遺産ですか、これになったから慌てて、そっちの方に方向転換したんではなかろかと下司の勘繰りですけど、そう思いますけども、はっきり言って、百合文書は、もうずっと前から国宝でありねえ、ユネスコの指定を受けようが、登録されようが、されまいが、前からあったので、やろうと思ったら合併してすぐやれるんですよ。弓削庄のあの文書の中に弓削の島のねえ、神社、仏閣、それから地名等々が載っていますよ。みんな知っていますよ。で、その中で、宮浦が大変な遺跡だという事で力が入って議会も力が入り、皆さんも応援して、今日まで9年間経緯して、今度10年目に入っていますけども。

で、「どこで、どうなったか分からない」という話ではねえ、あまりにも無責任。もう一度それはですねえ、きちっと、どの時点で、誰の提案で、こういう流れになったのか聞かせていただかないと納得できないですよ。町民は皆そう思っていますよ。もう、ぜひ、その辺はもう一度洗い直していただきたいと思います。

それで、もっとちょっと小言を言いますと、文化財保護条例、制定されております。それに基づいてですねえ、宮ノ浦遺跡の保存とか活用とかいうものが必要な措置が講じられてきたというふうに私は理解していた。ところが、今言ったように、その作業が、その作業を止めて他のアイテムの変わったと。いう事ですけども、そうであれば、私はですねえ、2回にわたって監査委員として、決算書に明記しているんですよ。確か、平成24年か25年の決算書と、どちらかですね。で、一番記憶に新しいのは、平成30年の決算書に私はこう書いていますよ、「遺跡の発掘調査で中世の製塩遺構と確認され、将来の国史跡の指定が視野に入っており、学術的な文化遺産を保存するため、土地開発基金や、あるいはふるさと整備基金を活用して、遺跡及び周辺の土地を習得し、遺跡整備事業の展開を検討すべきじゃないか」と。そこまで監査委員として、ちゃんと謳っているんですよ。これ見ていたらねえ、変えたら、「変えた」と言えばいいじゃないですか。2回、書いているんですよ。

それから、あの宮ノ浦の周辺、2、3日前に行ってきましたけども、私は毎年現場に行っていますから、そのテレトリー分かりますよ。でも、一般の人、分からない。ところが、宮ノ浦遺跡というような看板もなければ、発掘作業場所とかね。それから、杭も打っていない、ロープも張っていない。誰彼関係なしにみんな入って行きますよ。あれ、もし重機が入って行って、回したらどうなりますか。ちゃんとその保護条例に謳っているんですよね、そういう事しなさいと、18条で。「必要な標識、説明版、境界標、ねっ、柵等々の必要な施設を設けなさい」と。このように書いていますから、せめてですねえ、本当に国指定を望むのであれば、あの地域をですねえ、少なくとも杭を打って、ロープ張らしてもらって、当然これは地主さんの了解を得る必要がありますけども、そういうふうにやっていただかないと、まずいんじゃないですかねえ。やりっ放しですよ。形、成していない。

それから、これはまた釈迦に説法になりますけど、元々ですねえ、町と愛媛大学が（平成）23年7月26日に連携協力協定書を提携しているんですよ。ここにはですねえ、「大学から高度な技術や知識を地域発展のために提供していただいて、町は、大学の皆さんに実践の中で学ぶフィールドを提供します」と書いているんですよ。そういうふうに言って締結したものがほとんど紙だけですよね、気持ちがここに入っていない。仮に、役所が来て「どこですか」と言っても分からない。看板もなければ案内板もない、柵もしてない、という状況ですよ。これは、どれを先に国指定にするかどうかという問題じゃなくて、行政の有様ですよ、先に言ったように。これが問題。そこからスタートしないと、まずいんじゃないかと思います。

それから、まあ先ほどの平山議員からもありましたように、その学芸員がいるんでね、2人ね。それから歴史文化資料館等々の話もありました。でも、やっぱりトータル的にですねえ、スポットで、その場その場で考えじゃなくて、長いスパンで考えて、どういう方向に持っていくかという事をやっていただかないと、その「国指定を取るアイテムがいつの間にか変わっている」と。「議会は知りませんよ」という話はね、通らない話ですよ。それから、こういう事について、協力できないじゃないですか。町長、その辺、もう一度ですねえ、町長の所見と言いますかねえ、聞かせてください。もう、要は国指定の作業場、今はもうその弓削庄の方で進んでいるんですよ。ええー、その後、で、これがいつ頃出来上がって、いつ向こうに出すようになっているんですかねえ。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

弓削庄に関しては、今回の予算の中でも、まあ繰越明許と言いますか、そちらの方で上がっていると思いますが、報告書の取りまとめがちょっと資料等膨大であったために、ちょっと遅れまして、まあ年度をまたぐような格好になっていますが、それが出来次第、文化庁にどういう態勢で臨むかという事で、史跡の認定に向けて具体的な動きを、計画を作るという事で聞いております。これは、先ほど、濱田議員の指摘の中にありました島庄とそれから宮ノ浦と、どっちがどうなっていくんだという話は、この調査をしていただいております先生方のメンバーがオーバーラップしているところがかなりございまして、その中で、まあいろ

んな動きがあったんじゃないかと私自身もあんまりそこの流れがよく見えなかった部分があるんですが、ただ、史跡指定を受けるに当たって、まあ調査した内容、これが認定される度合いと言いますか、島庄の場合については、まあ証拠物件と言ったらおかしいんですけど、史跡のいろんな要素と言いますか、要因と言いますか、その辺がかなり明確にそろったと。そういう認識でございまして、これであれば、出せるんじゃないかと。これはまあ文化庁辺りとのやりとりの中で、そういうお話が出てきたというふうな認識をしております。

それから、宮ノ浦の場合については、村上先生の動きとか、そういうのであって、まあ、ずっと継続的な調査というんですか、発掘調査です、それから、製塩遺跡という事で、これは全国的にもかなり数がございまして、その中の競争率と言いますか、相当高いという認識を聞いております。で、その中で、どういった特徴を出せるか、どういうふうに、まあ他との差異と言いますか、差別化と言いますか、特徴を持ったアピールができるかどうかとか、そこまで良いものと言いますか、PR力のあるものが出てこないと難しいという流れがあったのかなと感じております。これは、例えば赤穂とか、あちらの方がかなり大規模な遺跡が出ておりまして、そちらの方が相当注目されておりますが、宮ノ浦の方はまだコンパクトな部分があって、それから背後地を含めて、まだまだ発掘の調査が及んでない部分がございます。ええー、まあ炉であったりとか、その東側の方については、まだほとんど手が付いてない部分がございます、村上先生の方は、そちらの方までやっぱりきちんとやらないと難しいかなというような、そういうニュアンスを聞いた事もございまして、これから、まだまだ調査が必要であるという認識の下で、入れ替わったのではなくて、同時進行で行きよった分が、こっちの方が先に一步出てしまったという、そういう認識かと思えます。

百合文書の場合については、やっぱり年代とか、そういったものと、それから、高浜神社の境内の方から出てきた分とか、その辺の繋がりが一連のものがあって、まあ中世の浄化器とか、いろんなお寺の関係のものとか、そういったものが繋がってコンパクトにまとまったという、で、報告書をまとめて、それからという話になるんで、宮ノ浦の場合はまだまだその断片的な報告書はまとまっておりますが、トータルでじゃあどういうふうな位置づけで、どういうふうに製塩遺跡として評価していただけるのかというのが、文化庁の方としても、ちょっとまだ、これではちょっとインパクトが弱いんじゃないかという、そういうふうな判断があったのではないかと推測しております。

ちょっと、私共の方も、これは順序というわけではなくて、やっぱり調査を文化庁の予算をもらいながらやっているという関係もありまして、まあ予算をもらった部分については報告書を出して、その後、対応、失跡の指定について対応していくという話になりますので、宮ノ浦の方については、まだそういった流れにはまだ、そこまで行っていないというのが現状だと思います。以上です。

○(8番・濱田高嘉 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田高嘉 議員)

ええー、町長の認識と私の認識はもう全然違いますねえ。まあ、これは(平成)25年ですから、もう相当前ですよ。ここにはちゃんと先ほど言いましたように「遺跡発掘調査

事業指導委員会を開いて、（平成）２７年度までに国史跡の指定を取れるように報告書を作成しましょう」というふうに決めているんですよ、ねっ。で、また、先ほど言いましたように、平成２８年３月の２０日にせとうち交流館で、宮ノ浦遺跡の第５次ですよ、途中ですよ、半分経っていますけども、ここでもですね、国史跡化を目指して、いかに、この遺跡を残して、いかに活用していくかを講演されているんですよ。そこでも仰っているんですよ。

ですから、変える事が悪いと言っているのではなくて、全然そういう中身が見えない中で予算だけが計上されてきたという事に対する、それから、先ほど課長の答弁では「分かりません」という話がありましたけども、これはねえ、やはり交通整理するためにもですね、どの時点で、誰の提案で、理由はこういう理由でこうなりましたという事はですね、調べて早急にですね、議会の方に報告していただきたいと思います。それをお願いして、私の質問を終わります。

○（池本 光章 議長）

これで、濱田議員の質問を終わります。

続いて、大西議員の質問を許します。

（大西議員、登壇）

○（３番・大西 幸江 議員）

はい、議席番号３番、大西 幸江です。今日は２問、質問をさせていただきたいと思っています。

一つ目が「読書環境整備の推進について」です。よろしくお願いします。

先日行われた、総合教育会議や教育委員会定例会において、全国学力テストの結果を受けて、「国語科において読解力、語彙力が乏しい」というお話がありました。私が傍聴した岩城の学校運営協議会でも同様の話が議題としてあがり、子どもたちにどのようなアプローチをしたらいいのか。家庭教育において、どのようにすればいいのかを委員の方で話し合われておりました。このような話し合いの中で、新聞を読むことや読書の必要性を多くの委員の方が口にし、認識を新たにしたところだと思います。ですが、上島町内小中学校の図書室にも、町の図書室にも図書館司書の配備はなく、未だに貸し出しは手作業で行われているのが現状です。

２００１年１２月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されており、「市町村も子ども読書活動推進計画を作成するよう努めなければならない」と定められております。しかし、上島町では子ども読書活動推進計画は作成されておられません。まあ、少なくとも私たちが目にするところには公表されておられません。

こうした状況の中、読解力、語彙力が乏しいということは、子どもたちの読書環境を整備していく必要性を感じます。

そこで質問させていただきます。まずは、上島町内すべての図書室をしっかりと管理できる状況で運営するべきだと思います。図書室への司書の配備や図書の管理システムの導入について、どのような方針なのかご説明ください。よろしくお願いします。

○（高橋 典子 教育長）（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 高橋教育長。

(高橋教育長、登壇)

○(高橋 典子 教育長)

大西議員の質問につきまして、お答えいたします。

全国学力学習状況調査結果を受けて、教育委員会としても本町の課題であります読解力・語彙力の強化を含めて、読書の必要性を感じており、各学校に読書活動の推進を求めているところであります。各学校では、朝読書の実施や読書ボランティアさんによる読み聞かせ、多読賞の表彰、図書委員会活動による読書の推奨等に取り組んでいますが、一層の充実を図るよう、お願いをしているところでございます。各学校でも、危機意識を持って早速改善策に取り組んでいるところもございます。

『学校図書館法』では、学校図書館の専門的職務を担う教員として「司書」教員を学校に置くこととしています。本町の小中学校には、それぞれ司書教諭の免許状をもっている先生を配置しており、これは配置率は、県内で随一の高さです、はい。

学校図書館主任を中心に学校図書館の運営にあたっているところであります。図書の貸し出し等につきましては、ご指摘のように手作業で行っている状況ですので、各校の図書館主任の先生方に図書の管理システムの導入についてお伺いしました。その結果、「システムの導入が必要である」と答えた学校が7校中2校、「現状のままでよい」と答えた学校が7校中5校でした。必要と答えた理由としては、蔵書の一括管理ができるということ、現状のままで良いと答えた理由としては、「各小中学校の蔵書冊数や在籍している児童生徒数を考慮して、現状の運営でよい」という回答を得ております。

学校の読書の整備に関しましては、学校の現状や要望をしっかりと把握したうえで、検討していきたいと考えております。また、ご指摘のとおり、本町では「子ども読書活動推進計画」を策定していないため、ただ今、実態調査として各校へのアンケートを行い回収したところでございます。令和2年度の策定を目指して、進めて参ります。

上島町内すべての図書室をしっかりと管理できる状況で運営することに関しまして、「子ども読書活動推進計画」との整合性を図りつつ、利用者の皆様の利便性が図られ、誰もが利用しやすい図書館を目指して取り組んで参りますので、ご理解をいただきたいと思います。

(高橋教育長、降壇)

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、ありがとうございます。もう早速、「子ども読書活動推進計画」を来年度中に作成していただけるという事で、一つそういう指針ができると、更に進んでいくんじゃないかと思うので、それは良いと思うんですけども。まずですね、学校の方の図書館主任の先生は兼務なんですよね、だから、「必要」と答えた学校があるように、結局、本を管理する、で、新しい本が入荷しました。で、「本を廃棄します」というときに、やっぱり時間足らないわけですよ。で、基本的には、まあ子供たちに新しい本が入っても読ませることが出来ない。お待たせしているという状況がありまして、で、そうであれば、やはり少しでも簡単に登録

をして廃棄するものは廃棄をして、早く子供たちに新しい本、新しい感覚に触れさせるということは、非常に重要なことだと思うんです。

で、もう一つはですね、これ私の質問の中で「町内全ての図書室をしっかり管理できるように」というふうにしたのは、図書室とそれからまあ、上島町が持っている図書室ですね、図書室とそれから学校の図書室をまあ、一体利用、もう一つ言うと学校の方にPTA図書というものを持っているんです。ご存知だと思うんですけども、PTA図書というものを持っていて、それがバラバラに置かれていたり、管理が別々なので、どういう本がどれだけ上島町の中にあるのかということが、まあ全くわからない。

で、PTA図書の場合は、先生に訊くと「保護者、若しくはその保護者以外の方が借りに来て結構です」というんですが、それがどこにも公表されていない。というかまあ、「図書だより」では公表するんですがね、図書だよりから出ないんですよ。で、今度、島にある図書室の本は、せとうち交流館は、当然、お知らせで広報で毎月来ていますが、それ以外の場所のものは皆さんにお知らせがないので、重複している。まあ、たまたま行ったりすると本が重複していたりとか、「あっ、読みたい思った本が、ここの図書室にあるんだ」というようなことがありまして、やはり、本をね、活用を活性化させるためにも一元管理できるシステム、それから、図書館司書の先生のまあ軽減のためにも管理できるシステムというのは必要だと思うです。

で、実際ちょっと、まあ、図書とはちょっと離れるんですけども、来年度からITC教育でこういう、（資料を見せる）これ文科省のホームページから取ったのもうご存知だと思うんですけども、「GIGA スクール構想」ということで、通信ネットワーク、予算まだちょっと計上されていなかったじゃないかと思えますけど、Wi-Fi 環境設定されますよね。で、Wi-Fi 環境設定すれば、まあ、経費面だけでいうと、無料のその図書管理システムなんかもありますし、そういうのを利用して繋いでしまえば、何処に何の本がどれだけあるのか。で、子供たちが読みたかった本、まあ私たちもそうですけども、ネットでそれを探しに行くこともできると。

で、確かにねえ、「数からいうと、そんなに要らないんじゃないか」という考え方もまあ、一つあるかもしれないんですけども、やはり読書への感心とか、で、それから、借り易さというのは、一つハードルを下げることになるので、そういうことを考えてシステムの導入を考えていただきたいんですけども、それはいかがでしょうか。

○（高橋 典子 教育長）（挙手）議長。

○（池本 光章 議長）高橋教育長。

○（高橋 典子 教育長）

大西議員におかれましては、実際に読書ボランティアとして子供たちの読書の推進に向けて献身的に活動していただいて、日頃から大変感謝しております。学校の読書環境の整備のみならず、社会教育の上でも読書の必要性について言っていただきました。

私も、今の世の中の流れ、それから、今後の学校図書館が学習センターとして機能していく上では、今、蔵書している書物をデータベース化して、ネットワークを構築して、それを活用していく、とても大事なことだと思っています。で、実はですね、その管理システム導

入にあたって、その前にすること、というのが一つ壁になっているのが現状のなんです。何かと言いますと、私も現場で経験したことなんですけれども、まず、学校にある本の全てのデータベース化に向けて、全部の本を書名、著者名、分類番号、それをパソコンに入力しなければいけません。そして、全ての本にバーコードを張った上に、本の背表紙に分類番号、著者名を書いたラベルを張るといったような作業が事前に必要となって参ります。

で、今治市内の学校などでもシステムを導入する前に、夏休みを使って、教職員がもう全員体制で取り掛かって、やっとできたという実態もございます。ですから導入に際しての作業が大変なので、その辺の今、議員さんの方からは、先生方の負担を減らすためにもという事で、教職員働き方改革についても心配していただいて大変有難いと思ったんですが、そういった点で、どうやって、学校の先生方の負担を軽減をしながら、でも、これからの時代は大変必要なことだと私自身は思っておりますので、導入に向けて前向きに検討して行きたいと思っております。

それから、今、現時点で今治市の場合で行きますと、公立図書館、中央図書館を中心にして、大西、波方、大三島といった公立図書館のネットワーク化は出来ているんですが、学校間のネットワークは、はまだ出来ておりません。で、本町としては、まあ、後発でシステムを導入をするにあたっては、そういったご提案があったような、町内の図書資料のネットワーク化が出来れば、本当に町民の文化の向上にも役立つと思っておりますので、前向きに検討して参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、ありがとうございます。先ほどのですね、まあ導入作業の大変さですよ、ただ、導入作業の大変さって、結局、どこかの時点でやらないと作業はなくなりませんよね。そしたら、まあ、もうどこかを決めて、ここっていうところを決めて、それに向かって、その作業を進める。で、バーコードがね、今ない本というのが、まあ正直、私自分で登録を無料のソフトを使って自分の本をして見たんです。そうすると、バーコードがない物というのが、大体私が中学校のときに読んでいたぐらいの本、だから30年、35年ぐらい前の本はバーコードが無いんです。けれども、平成に入ってから、基本的にバーコードが付いておりまして、で、ピツピと読めば、あっという間に登録が出来るという状況です。バーコードを読む機械も、まあレベル問題もありますけども、そんなに高価なものじゃありません。で、私も何時間かな、3～4時間で自分ところにある600ぐらいある本を登録しました。

何かそんなに仰るほどね、壁になるとは思わないんですよ。で、まして、こういうふう言語彙力とか、読解力が乏しいと、で、こういうふうな状況がある中で、やっぱり子供たちにハードルを下げて、「図書館行ったらピツピ出来るよね」とか、電子レンジでもそうじゃないですか、子供たちって結構そういう事に敏感で、家の娘はまあ中学生ですけど、もう既に娘が行っている学校では、バーコードで簡単に読んで借りたり返したり出来ます。それをするのも、やっぱり楽しいと。だから、また借りに行く。また返しに行くという一つの動機付にもなるんですよ。まして、年が小さいと、更にそういうことが進むと思うので、やはり

システムの導入というのは、まあ不可欠と。で、司書に関しても、先生兼任だと中々やっぱ大変です。で、町のシステムまで一緒に繋ぐんだったら、やはり町で1人そういう専門の方を置いて、で、やっていただけると良いんじゃないかなと。

図書館司書って図書を管理するだけでは実際ないですよ。図書館に来る子供たち、まあ大人でもそうなんですけれども、その人たちの読書環境の整備をするようになるので、例えば、まあ、どんな子が来るのかということ、図書館の本は読むけども、対人関係が厳しいとかいうような子が来たときに、やはり、その逃げ道になってあげたりとか、その子に方針を差し示すような本を紹介できたりとか、そういう寄り添いの作業もできるわけで、一概に、本だけの事だけではない、本当に教育の意味で図書館司書というのは大切だと思うので、配備のご検討をいただきたいのですが、その2点、すみませんが、もう一度ご答弁お願いします。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 高橋教育長。

○(高橋 典子 教育長)

先ほどのデータベース化導入にあたっての事なんですけど、今、いろいろと、どうやって最初のハードルを超えて行くかということで検討中でございます。出来ましたらですね、読書ボランティアの方々にも協力していただいて、その作業に取り掛かったという学校の話も聞いておりますので、ここは、ぜひとも大西議員のネットワークで何とか、そういった協力体制、でも、それだけを頼りにしているわけではもちろんありません。教育行政として、そういったボランティア頼みではない対策を今一生懸命検討しているところでございますが、そういったボランティアの方々にもご協力いただけると有難いなというのは思っております。まあ、これはまた、出来れば近いうちに方針が決まったらお知らせができたかなと思っております、はい。

読書環境の整備で、司書教諭というのが今決まっているんですね。で、「12学級以上いる学校には必ず1名配置しなければならない」という事で、今、議員さんが仰ったように、子供の心に寄り添うと共に、いろいろこれからの時代に、例えば、調べ学習に図書室に行ったときに、どんなものを調べたらよいのか。そういった事に対しても適切なアドバイスができるのか、図書室に行きたくなるように、図書館の環境を整えて読書が大好きになるようになるのか、そういうことも必要だと思っております。

で、新しく町の図書館も一緒にということであれば、本当にそういった意味で、司書の方が居て下さったら大変ありがたいなというのも私も同感でございますが、まあ、これはいろいろと人件費等の問題もありますので、中々すぐにここでお答えするわけには参りません。以上でございます。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、ありがとうございます。そしたら前向きにご検討をいただいているということで、システムの導入をお待ちしております。

で、岩城の読書ボランティアの仲間では、一応お手伝いをするという方向で話が進んでい

ますし、弓削の方でも何かそういう取組みが出来ないかという、そういう相談もいただいたことがあるので、たぶん皆さんの協力は得られるんじゃないかと思いますから、ぜひ進めていただければと思います。ありがとうございます。（「議長、休憩じゃあ」の声あり）

○(池本 光章 議長)

それでは、大西議員の一般質問の途中ではありますが、12時10分となっておりますので、1時まででよろしいですか。どんなですか、昼の休憩は。（「1時10分」の声あり）

それでは、これから1時間、昼休憩とします。1時10分再開します。お願いします。

（ 昼休憩 ：午後12時10分 ～ 1時10分 ）

○(池本 光章 議長)

再開します。大西議員、お願いいたします。

○(3番・大西幸 江 議員)

はい、そうしましたら、2問目に移りたいと思います。2問目はですね、「新型コロナウイルスへの町の対応は」という事で質問させていただきます。

新型コロナウイルスに関する情報が、連日連夜、テレビやラジオで流れております。刻一刻と新しい情報が発表される中、上島町でもホームページに情報を掲載したり、イベントの中止を決定したりと、思わぬ事態にご苦労されていることと思います。

厚生労働省のホームページには、「コロナウイルスとは、発熱や上気道症状を引き越すウイルスで、人に感染するものは6種類あることが分かっています。そのうち、2つは、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの重症化傾向のある疾患の原因ウイルスが含まれています。残り4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）を占めます」となっていて、感染した人の8割は自宅で治るともいわれています。

ですが、巷では、早くからマスクは売り切れ、消毒薬なども入手困難。一部には、不要不急の外出を避けるよう呼びかけがあったことから、外出しなくていいように買いだめに走るというような報道も耳にるところです。

このような状況の中で、ある意味は国や県の方針に従って注意喚起を行いながら、出来るだけ今までと変わらない生活を住民の方に提供していくというのも、役所の務めであると思われる。

そこで質問いたします。テレビ、ラジオのニュースや厚生労働省のホームページなどで、飛沫感染を防ぐためのマスクの増産と提供について広報されているところですが、町として、学校や高齢者福祉施設などへの対応や提供はどのようになされていますか。また、過剰な反応とならないような広報が必要だと思いますが、どのように町民に知らせていくおつもりなのかご説明ください。よろしくお願いします。

○(大本 一明 健康推進課長)（挙手）はい、議長。

○(池本 光章 議長) 大本推進課課長。

（大本健康推進課長、登壇）

○(大本 一明 健康推進課長)

大西議員の質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報につきましては、皆様もご承知のとおり、日々変化しているところです。また、政府においても、対応に大変苦慮している状況です。愛媛県内にも感染者が2名出ている状況となっております。

上島町でも、感染予防対策として、ゆめしま海道生名マラソンをはじめ、多くのイベントを中止にしている状況にあり、町主催の各種会議等についても、中止等の配慮をしているところです。

質問にあります、高齢者福祉施設への対応につきましては、2月18日付けで注意喚起についての文書を送付しております。また、町民への広報といたしましては、ホームページ及びケーブルテレビによる注意喚起を行っております。また、公共施設の窓口等に注意喚起の掲示物を掲示しております。

学校施設につきましては、町長も行政報告で仰られておりましたが、小中学校につきましては、3月4日から3月25日までの間を臨時休校とし、春休みも含め4月7日まで休みとなっております。

町民の皆様には、外出から帰ったら手洗いやうがい徹底し、咳エチケットを守るようお願いいたします。以上です。

(大本健康推進課長、降壇)

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

ありがとうございます。そうですね、町のホームページとかケーブルテレビ、それから庁舎とか、まあ診療所とかにもちょっと行ってみたんですけども、まあ手洗いの掲示物がありました。まあ何か他にも注意書きがちょっとありましたけど、そういう状況でまあ、いろいろね、努力されていると思います。

で、小中学校に関しては、3月4日からお休みになって、ただですね、学童と、それから保育園が、まあかなりテレビも言われていますけれども、逆にコントロール出来にくい小さいお子さんが集団で移動しているというか、活動しているということもあって、まあ、その辺の対応がどのようになされているのか気になる場所なんです。

で、「高齢者福祉などに注意喚起のお知らせを持って行った」ということなんですけど、お知らせ持って行った後のフォローというのはどういうふうになっているのかというのが1点と。それから、学童、それから保育園へのですね、注意喚起をどのようになさっているのか。で、一般の人向けも同じなんですけど、掲示物、ただ貼ってあるだけじゃ中々気がつかない場合もありますし、で、ホームページも、お知らせをちょっと流したぐらいでは、私ケーブルテレビ見たんですけど、実際はその分にはねえ、1回も当たらなかったんですよ。なんで、あれ、ケーブルテレビでやっていないのかなと思ったぐらいで。で、ホームページに関して、リンクを張っているだけで、結局、町として「手洗いをこうしてください」とか、「マスクはこういうふうに取り付けたり、取外したりするのが正しいです」という厚生労働省の簡

単な映像も全然直接見れるようになってないですし、あれだと中々皆さんわざわざホームページまで開いて見に行くということはないんじゃないかなと思うんですよね。で、その辺の、もう一度周知の方法を見直していただきたいなあとと思うのが1点。

で、後ですねえ、たくさんテレビなんかで情報が流れているので、あれなんですけど、救急車には乗れないとか、それから、もし「かかっているんじゃないかな」と思ったときに、「相談窓口がどこになるのか」とか。で、診療所ありますよね、診療所なんかの対応がどうなっているのかとか、そういうお知らせもしていただきたいですし、ここで、どういうお話になっているのか、ご説明いただければと思うんですが、お願いできますでしょうか。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 大本推進課課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

はい、まず、高齢者福祉施設へのフォローの状況ですが、各施設へ現在手持ちのアルコール消毒液及びマスクの保有状況、いつぐらいまで足りるのかを確認をして、少ない所には町からのマスクをいくらか支給しております。大体それで3月中は足りるという状況は今聞いている状況です。

あと住民への周知なんですけど、町内放送を始めるというところで、今準備をしております。また、ホームページへの周知も、昨日少し中身を変えて作っていたんですが未だちょっと上がっていないので、これにつきましては近いうちに変わると思いますので、分かりやすくいたします。

相談窓口につきましては、未だ発症していない状況になりますと、今治の保健所になります。そして、これが熱が3日以上続くとか、体調が悪いとか、ということになりますと保健所にかけるよりも保健所のその相談窓口というのがまた別にありますので、これもチラシには書いてありますので、それについては、また周知できるようにホームページに入れておきます。診療所については、ちょっと私の方ではちょっと把握ができてありませんので、すみません。それと、救急車の方もちょっと、救急車の方で運ぶか、連絡先が保健所経由になりますので、いざ、それが発症していたという場合になりますと、保健所の方の対応になるかと思えます。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい、保育所児童クラブについてご説明させていただきます。保育所の方につきましては、当然、職員、子供さんに対しても毎朝検温して、体調管理をしていただくというような形を取っております。で、消毒液の方も保育所の方に確認しましたら、いくらかまだ在庫があるということになっております。職員に対するマスクについては、町の方から支給させていただいて、児童クラブにつきましても、消毒液を町からお渡ししているということと、マスクもお渡ししているという状況です。

で、コロナ関係で放課後児童クラブにつきましては、夏休み等の長期休業と同じような形で朝の8時とか9時から子供さんをお預かりしとる状況で対応しております。

それと、魚島国保診療所等につきましては、マスクと衛生関係の器材は一応揃っているというような事を聞いておりますので、感染予防に対していろいろ注意喚起をしているところでございます。以上です。

○(濱田 将典 消防長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

先ほどの救急車の件でございますが、実際に発症したということになりますと保健所の対応となりますが、かなりの発症となりますと救急車で搬送と、救急隊での搬送となります。搬送先の病院につきましては、これは指定されております、近隣の病院、今治の医師会病院とか県立の新居浜病院というような形の方に搬送という形になります。

今、上島町では、広島県側の搬送が非常に多いのですが、原則これは保健所と協議しながらの搬送になりますので、まず、愛媛県への搬送という形になると思います。以上です。

○(3番・大西幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西幸江 議員)

はい、ありがとうございます。いろいろ対応策を考えていただいているようで随分安心しました。中々ね、情報が開示されないの、たぶん住民の方も凄く不安に思っていると思うんですよ。先ほど、消防長がご説明されたように救急車でまあ運びますと。で、基本的には県内、愛媛県内ですという事が分かったので、まあ一つそれは安心かなと思います。

ただですね、まあ保健所に電話をするっていうふうになると、やっぱりその保健所に電話するということ自体がまあ、分からないという方がいるので、これから掲示の方はね変えて、広報の方へ変えていただけるそうなので、まあ、分かりやすくなれば良いんじゃないかと思いますが、診療所とかとの連携は、まあ、国保は分かったんですけども、診療所の先生との連携はどのようにされているんでしょうか。やっぱり、この病気の事なので、しかも症状が風邪でしょう。風邪症状だというふうにまあ言われていますよね。私はなったことはないんで分からないんですけど、風邪症状だと言われているので、まあ、そういう方が行って、これはちょっとどうなんかなと先生たちが思ったときに、まあ、そりゃあ保健所に電話するんでしょうけど、やはり町全体で情報の共有を病院ともしていかないと、もう救急にしても何にしても凄く困ると思うんですけど、その連携はどのようになっていますか。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大本推進課課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

はい、各診療所における診断結果については、ちょっとこちらの方に連絡が入ることはないんでちょっと難しいんですけど、今後、そういう怪しい案件があったら、ちょっとこちらの方に連絡を入れていただくようにちょっと調整いたします。また、診療所のそのアルコール消毒等の状況も確認はしておりますので、その上申し付けておきます。以上です。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、病気の事なので診療所と連携していないってということはないんですよね、協議はしているんですね。で、やはり今、いろいろまあご説明いただいたんですけれども、最初に町長のお話で「対策本部の立ち上げの手順なんかをまあ確認した」ということだったので、まあ、それも含めて、やはり町全体のこの病気に対する対策の、例えばマニュアルだとか、そういうものの作成をしているんですよね、というところがちょっと気になるんですけど。

で、更に言うと、やっぱり先生たちと協議を持っているのかということも、ちょっと今の話からすると「大丈夫ですか」と聞きたくなるんですが、いかがなんでしょうか。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大本推進課課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

すみません。先生とは直接は詳しくは、その協議にまでは至っていない状況ですので、今後、ちょっとその辺りはちょっと協議して行きたいと思います。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、そうしましたら、もう最後にそうですね、これ病気の事なので町全体でやはり協議する場、情報共有する場を早速作成して作っていただいて、で、より安心して対応していただける、で、そのことを住民の方にもお知らせを十分にさせていただけるような体制づくり、まあ、マニュアル作りをお願いして終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

(大西議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、大西議員の質問を終わります。

続いて、檜垣議員の質問を許します。

(檜垣議員、登壇)

○(8番・檜垣 一成 議員)

議席6番、檜垣 一成です。「有害鳥獣対策について」質問します。

猪による被害の苦情が非常に多く寄せられています。農作物への被害、最近は民家の近くにまで現れて人的被害も心配されます。先日も民家の玄関の戸を壊したり、夜間に車の走行中に猪が突進して来たりして、大変危険な目にあった人もおられます。有害鳥獣に対する駆除は急務です。

駆除の方法も銃か罠で限られているが、銃の捕獲隊の人数は地区別で何名ぐらいでしょうか。また、罠での捕獲者は何名ぐらいか伺います。猪の繁殖力の方が駆除数より勝っており、駆除が追いつかない状況です。

他市町村にも協力をお願いして、積極的に駆除に努力していただきたい。予算的に厳しいと思いますが、予算を増額してでも被害を少しでも少なくして住民に理解してもらえような体制をとるべきであると思いますが、どのようにお考えですか伺います。

○(越智 康浩 農林水産課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 越智農林水産課長。

(越智農林水産課長、登壇)

○(越智 康浩 農林水産課長)

桧垣議員の質問にお答えします。

まず、銃の捕獲隊の人数ですが、地区別で 岩城が 11 名、弓削 5 名、生名 2 名、魚島 1 名で、計 19 名でございます。また、罠の捕獲者は、地区別では岩城 32 名、弓削 19 名、生名 8 名、魚島 4 名、計 63 名でございます。今年度は、罠 5 名の新規取得者、猟銃免許 2 名は、現在、取得中でございます。

生活区域での捕獲はできないことから、引き続き、農作物等の被害対策として、畑の防護柵設置の補助及び各捕獲隊による捕獲活動の支援により、個体数の減少を図ることが最善の策と考えています。また、捕獲組織の強化策として、狩猟免許取得の全額補助による捕獲資格者の確保・育成を継続して行い、結果として、民家やその他への影響が最小限に抑えられるよう予算を継続して計上して参ります。

各捕獲隊については、9 月定例議会の獣肉加工施設条例改正時にご説明したとおり、隊員の高齢化が進んでおります。体力の衰えなどから捕獲活動から引退するような方もいるような状況でございます。

前年度は、捕獲隊の活動が停滞した時期もあり捕獲頭数が減少いたしましたでしたが、今年度は、30 年度の豪雨災害により被害のあった農林道の災害復旧に伴い、捕獲区域の回復、新規狩猟免許取得者の捕獲活動への参加もあり、1 月末現在でございますが、捕獲実績として、平成 30 年度 130 頭に対し、令和元年度は 225 頭を捕獲しており、捕獲頭数で 95 頭の増加、対前年比で約 73%増となっております。

今後の対策として、引き続きイノシシを捕獲する組織の更なる育成強化を図り、イノシシの個体数の減少に努めなければならないと考えています。

また、他市町村の協力ということですが、近隣市町では、今治市等もこの対策には非常に苦慮しており、イノシシに加え、サルやシカ等の鳥獣害被害も多く、中々応援していただくことは難しいと考えております。

町内で、猪による被害が発生して 10 年以上が経過し、生息しているイノシシの個体数調整には、日々継続した地道な捕獲活動が必要と考えております。他力を期待するのではなく、まずは自らが地域のために狩猟免許を取得し、捕獲隊に加入して捕獲活動にぜひ協力をいただきたいと思います。罠の設置数が増加すれば、それに比例して捕獲頭数も増え、生活区域へのイノシシの徘徊は減少すると考えております。以上、よろしくお願いいたします。

(越智農林水産課長、降壇)

○(6番・桧垣 一成 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 桧垣議員。

○(6番・桧垣 一成 議員)

近年、数多く報告されるようになったイノシシの被害、中でも農作物の被害は甚大であります。農水省の発表によると、年間 50 億円ほどの被害が算出されています。丹精込めて作った作物を収穫前に一夜にして、駄目にされたケースもあります。それ以外でも人的被害も

心配です。人に噛みついたりして、大怪我をさしたニュースも最近報告されています。民間付近にも現われて花壇を荒らしたり、やりたい放題です。

被害を防ぐためには、体制の整備、環境の整備等いろいろありますが、獣害対策は1人で取り組むより、グループで取り組むことで、より効果を上げることができます。猪を寄せ付けない方法として、忌避材（きひざい）も効果があるようです。イノシシが嫌う臭いを配合した液体で、被害を受けたくない場所の外周部に散布することでイノシシが近寄らないことをすることです。各種、唐辛子、ハーブ等さまざまありますが、有害鳥獣に対して、駆除に積極的に取組んで欲しい。因みに、防護柵を設置した場合補助金がどれくらい出るのかちょっと伺います。

○(越智 康浩 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 越智農林水産課長。

○(越智 康浩 農林水産課長)

農作物の防護柵につきましては、上限が5万円ではございますが、設置額の半額を補助しております。

○(6番・檜垣 一成 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 檜垣議員。

○(6番・檜垣 一成 議員)

銃の捕獲期間、これは、何月から何月と決まっとんじゃないんですか。

○(越智 康浩 農林水産課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 越智農林水産課長。

○(越智 康浩 農林水産課長)

はい、実際の捕獲時期は、10月から3月末なんですけども、上島町の場合は年間通して、捕獲隊については捕獲出来るようになっております。

○(6番・檜垣 一成 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 檜垣議員。

○(6番・檜垣 一成 議員)

分かりました。それと銃のその許可ですね。あれは、病院の診断書がいたり、中々難しい所があるんで、割と手放す人も多いと思うんですが、その辺のところを一つよろしくお手配ください。以上です。これで質問を終わります。

(檜垣議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、檜垣議員の質問を終わります。

続いて、前田議員の質問を許します。

(前田議員、登壇)

○(9番・前田 省二 議員)

議長、一般質問に入る前に、一言ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○(池本 光章 議長) はい、許可します。

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、昨年の１２月定例議会で、草刈り業務の委託に対しての私の発言でありましたが、私の質問内容は９月末の町からの資料に基づいて行った質問でありましたけども、大変業者の方とちょっと意見が食い違い、迷惑をおかけしたところを陳謝いたしたいと思います。

では、改めまして、質問をさせていただきたいと思います。本日は３問の質問をさせていただいたらと考えております。

１問目でございますけども、「危機管理について」でございます。

本年の１月２７日、経験したことのないような強風が２４時間近く吹き続けました。台風の強風時間が６時間程度で治まることを考えると、大型台風より警戒しなければならない状況であったことはご存じのとおりだと思います。

この強風と大波により定期船が止まるだけではなく、海苔網などに甚大なる損害が発生するなど、上島町の産業や生活にも被害が広がりました。また、午後８時２０分には、生名公営渡船のフェリーが岸壁などに衝突・座礁する事故が起こっておりました。職員の皆様方の苦労は大変だったと思います。大変ご苦労様でございました。

しかしながら、この他に他の航路が運航を取り止めている状況であるのに、なぜ、町長は災害対策の最高責任者として、「事故が起きる前に運航停止の指示を出さなかったのか」と疑問の声が町民から伺っております。

今回の大きな被害が出た災害は、町長自らが災害対策本部や現場において、対策本部が解散するまでの陣頭指揮を取らなければならない状況であったと考えます。

そこで、今回の強風災害に対し、町長はどの時点で災害対策本部を立ち上げたのか、自らがどのような指示を出したのか、その日の自らの行動と、実際に自らが実行した具体的な対応策をお示しください。以上です。

○（宮脇 馨 町長）（挙手）議長。

○（池本 光章 議長） 宮脇町長。

（宮脇町長、登壇）

○（宮脇 馨 町長）

前田議員の質問にお答えします。

ええー、１月２７日、この日の気象条件では、上島町では災害対策本部は設置しておりません。この条件ですと「災害対策本部」を設置する条件に合致していないということであります。この基準は、上島町地域防災計画にありますとおり、「警報が発令されたときで、町長が必要と認める場合」若しくは、「町内に災害対策基本法第２条第１号（暴風、豪雨、地震等により生ずる被害）に定める災害が発生した場合において、災害対策を総括的かつ統一的に実施する必要があると認められる場合」に設置することになっております。

１月２７日については、「強風注意報」は発表されておりましたが、「警報」には至っておりません。そのことから「上島町災害対策本部」は設置しておりません。

そのため、１月２７日には災害対策本部長として、行動・指示・対応策等は講じておりませんが、ご質問の中に生名フェリーの事故について触れられておりますので、そのことについて説明させていただきます。

今回の生名フェリーの運航及び事故につきましては、上島町生名船舶安全管理規程等に沿って対応をしております。船の欠航につきましては、規程に基づきまして、基本的には船長

が行うこととなっており、運航中止の判断が困難な場合には、運航管理者と協議することになっております。そして、運航管理者が安全統括管理者である公共交通課長に連絡し、最終的に町長に報告が来るという、そういう流れとなっております。

当日の風速についてですが、消防本部の気象情報によると、1日平均では4.5m、事故のあった20時の1時間平均風速は7.1mとなっております。なお、船内の風速計では、事故当時、立石側が約10m、長崎側が約5m程度の風速を示しております。このため、運航基準に定める発航中止の風速には至っておりませんでした。また、当日の他の定期航路の運航状態についてですが、同じ立石港の棧橋を発着する三原行き高速船、これは18時53分立石港着便まで運航しており、その後の夜間便について欠航となりました。

こうした状況の中で、現場サイドにおいて、気象条件、利用者への影響、他の定期航路の運航状況などを含め総合的に判断した結果、19時15分に、立石港発21時便を最終便とし、それ以降の便を欠航することを決定して、防災無線での放送等の事務処理を行っております。

当日の私と担当課との間では、午前中に現場での状況確認、それから、午後に電話による状況確認、そして夕方以降は、欠航判断時の報告、事故直後の報告、事故の事後処理報告、翌日の運航計画の報告など、その都度電話により報告・協議・指示をしております。

しかし、事故が起き、多くの方にご迷惑とご心配をおかけしたことは事実でありまして、そのことを真摯に受け止め、反省するとともに、今回の事故を教訓として、より一層、安全な船舶の運航と管理に努めていく所存ですので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

はい、話の内容はよく理解できましたけども、要するにですね、担当課長と船長との間に密に話し合いがあったという事でよろしんでしょうか。それと、あと1点ですけども、この事故において、いくらのかの損害額が出ているかと思っておりますけども、町が負担しなければならない金額は、まあ、おおよそでいいのですが、わかる範囲で教えていただきたらと思います。まあ、議会の方にもまだ報告が来ておりませんので。

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長

○(村上 和彦 公共交通課長)

担当課長と船長の間で綿密な協議というか、協議が行われていたかという点なんですけれども、基本的には、船長と運航管理者、運航管理者というのも、船員の中の船長の中の1人、トップが運航管理者という位置になっております。その者が、現場サイドで判断して、私の方に報告をしてもらう。しかし、現実には、立石港の事務所に私もおりましたので、一緒に今回のケースについては、一緒に協議をしながら判断をしていったというような状況でございます。

それから、事故に伴う損害の金額がいくらかという質問でございますが、これについては

まだ金額は確定はしておりません。その時、代船運航をしておりましたので、その船がまだ造船所の方に入っておりません。今週末から今月の下旬にかけてドッグ入りをすると、いうようなことになっておりますので、それ以降ではないと修繕経費がはっきりしないというような状況です。ただ、備船契約をしておりましたので、その船に掛けられている保険によって対応をしていくという事になりますので、修理代全額が負担になるということではございませんので、保険適応以外等について、町の方で負担をしていくというようことになります。それから、代船だけではなく、遊漁船にも接触をしていることがございまして、5隻ほどの遊漁船がおったんですけど、そのうち2隻について、修理の方を今個人の方と協議しながら進めているところで、こちらについても、金額についてはまだ詳細が出ていないというような状況です。

そのため、現予算の中で、3月中に金額が確定し支払い可能な物については、現予算で対応いたしますが、4月以降にではないと数字が確定しないものにつきましては、来年度予算の中で対応し、また、賠償金というようことになって参りますと議会の議決が必要となりますので、その時には議案を提出し、そして、補正予算を計上して対応したいというふうに考えております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

はい、大体のことは分かりました。今度新しくなる船も大きくなることでありますし、まあ、今回の事故ですね、教訓に早め早めの対応で町民の皆様の事故がないように、怪我のないようにお願いいたしたいと思います。

1問目はこれで終わらせていただきます。

続いて、2問目の質問ですが、これは海光園について、ちょっとお聞きしたいと思います。

上島町の特別養護老人ホームである「海光園」の収支は独立採算が原則で、開園以来健全経営を継続していましたが、町長が就任してからは赤字が続いております。

一般会計に直接入る国などからのルール分予算を、「海光園」の会計に繰り入れするのは当然ですが、それ以外に単純収支での赤字による一般会計からの繰り入れが年間約1億円を超えております。

現在、その赤字部分をフェスパ同様に町民の税金を持ち出して補填している状況を町民の皆さんはご存じでしょうか。また、海光園に入りたいという町民が30人以上待機しているのに、空いているベッドが、これは、床数は定かではございませんが、9床ほどあるそうです。どうしてこのような矛盾を発生させているのでしょうか。

この原因は、宿泊施設フェスパと同様に、経営能力と行政能力の欠如だと考えられます。「海光園」の黒字を維持するためには、職員の採用を計画的に行い、入園者の定員を維持し、ショートステイなどを十分に活用する必要があります。「努力しています」との掛け声だけでは、民間企業であれば、とうの昔に倒産しております。

担当職員からの報告はなされているはずなので、町長は、昨年度からの「海光園」の大幅赤字の原因は何だと判断しているのか。その額はいくらか、なぜ入園希望者が多く待ってい

るのに、空いているベッドが有ることを認めているのかをお答えください。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

前田議員の質問にお答えいたします。

「私が、町長に就任してから、海光園の赤字が続いている」という事で、そういうご指摘がありますが、これは決してそうではありません。特別養護老人ホームの事業会計への一般会計繰入金は、年々増加し、海光園の経営状況は悪化しておりますが、これは、平成23年度の新海光園建設に伴う起債の償還と、その後の人件費の増加を主要因とするものであります。

元々この施設は、一部事務組合立の施設であったはずですが、それを町の移管に移して、それから新海光園は、約11億8,000万円の事業費で建設されましたが、8割の交付税措置がある辺地債を4億9,220万円、交付税措置のない介護サービス事業債を除く、同じく4億9,220万円、合わせて、9億8,440万円の起債を財源として借入れしております。辺地債の償還8割が、ルール分として一般会計から繰入れられますが、残りの起債額は、海光園の一般財源で償還することになり、元金だけでも約5億9,000万円が必要となります。

そのため、新海光園建設のために、基金を積み立てておりましたが、新海光園が建設された平成23年度では、約2億円の基金残高でした。海光園の会計単独で元金だけでも5億9,000万円の支払いが必要ですが、基金は約2億円しかないので、当然、基金では起債、借入額の全額を償還することはできません。実際に、平成25年度から平成28年度までは基金を取り崩して起債の償還に充当しておりましたが、基金の残高不足によって平成29年度から、すべてこれを一般会計からの繰入れとなっております。

このため、基金を取り崩している間は、一般会計繰入金は、その分少なく済んでおりましたが、基金からの繰入れができなくなってからは、結果として、一般会計からの繰入金が増大する結果となっております。また、経営悪化のもう一つの主要因であります、人件費については、新海光園の建設と定員増に伴い、それに見合った体制を確保するために職員数が増加することとなり総額が増加しております。

最初に述べましたように、建設費の、まあ大型化と言いますか、それから2階建てにしたこと、ブロック制にしたこと、この辺りが全て、こういった増額の要因となっております。更に、介護現場の人材確保は非常に厳しい状況は以前から続いておりまして、臨時職員では中々応募がなくて、組織の体制を確保するために正規職員の比率が高くなって行ったことも人件費が増大する大きな要因となっております。

次に、なぜ入園希望者が多く待っているのに、空いているベッドが有るのかについてお答えします。全国的に介護・看護の人手が不足している中で、募集は継続的に行っておりますが、人材確保がままならず、海光園においても、現在、看護師の確保に苦慮しているのが現状でございます。

こうした状況の中で、園内における看護師の負担が増大していることが、そのことから県の指導監査において、「入所者に対して適切なケアを行える入所人数に抑えていく方がいい」との指導があり、また何かあってからでは遅いという判断のもとに、入所者に対して適切なサービスが提供出来るよう、現在、新規の受け入れを抑えているところであります。そのため空床が発生している状況となっております。

現在は、健康推進課の保健師の協力を得ながら、看護体制の強化に取り組んでおり、また来年度には看護師の新規採用も予定されております。

今後も、海光園全体の受け入れ体制の充実強化を図り、空床の解消に努めるとともに、更に利用者に寄り添った思いやりのある良質できめ細やかなサービスが提供できるよう、経営改善にも取り組んで参りますので、ご理解のほどお願いいたします。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

町長の説明によると、その赤字分は、その元金の補充というふうに理解してよろしんですかね。(町長から「人件費を含めてです」の声あり) 含めて、まあ、この決算、繰出金の方の表を参照したところによるとですね、まあ去年が1億5,000万円、今年が1億8,000万円、まあ国からの入ってくるお金を引いても1億ぐらいのお金になっております。また、来年度も1億8,000万円ぐらいの繰入になるかと思えますけども、今までそんなに繰入金でやって、今後もまだどれぐらいの残高残っているのか。担当課長、分かれば教えてください。

そしてですね、看護師の件ですけども、本当に町長、辞められてから真剣に皆さんと職員と共にですね、まあ、募集しても中々来ないのはよく分かりますよ、今までもそうでしたと思います。だから、その中でやっぱりいろいろ手を尽くし、探して回った経緯があるのかなのか、で、いくらの方が、今不足しているのか、をお聞きいたします。

○(池本 雅則 海光園長) (挙手) 議長。

○(池本 雅則 海光園長)

前田議員の質問にお答えさせていただきます。

基金の残高ということですが、令和元年度の見込みで行きますと、1,628万5千円の基金の残高になる予定でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。(前田議員から「看護師」の声あり)

○(池本 雅則 海光園長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 池本海光園長。

○(池本 雅則 海光園長)

看護師の募集の件につきましては、人事課と毎月連絡を取り合いながら、募集をかけていただいておりますし、個人的に私にしかれ、職員にしかれ、「話があれば情報を入れてください」ということで何名かお話が来ましたが、「やっぱり無理だ」と返事をいただいております。状況をお伝えしておきます。以上でございます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

看護師の募集につきましては、総務課の担当職員、課長をはじめですね、それから役場の職員で、まあ、縁故関係とか、知り合いとか、そういった方々も含めて、この海光園の体制を維持するために何としても確保しないといけないという事で、皆さんの個人的な力も総動員して取組んでおります。

それから、一般的な募集以外にも、まあ報酬を支払わないといけない部分の、そういった組織もありまして、そちらの方にも呼びかけをして、いろんな、ありとあらゆる手立てを尽くして募集公正をかけております。ただ、ご承知のとおり、今、全国各地で看護師はもう本当に不足しております。で、その看護師さんも良い条件のところにどんどん流れて行って、私共のような末端のと言いますか、地域の方にはほとんど流れて来ないというのが実情だという事は皆さんもご承知だと思います。

しかし、まあ海光園は看護師がなくては当然、舞が舞えないというか、絶対運営できない施設なんでありますから、何としても、これは死守したいと思っております。将来的なことも含めまして、まあ、採用できるときにはきっちりと、確保できるような、そういう覚悟で臨みたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

まあ、いくらか未だ病棟の方に空きがあると、これいっぱいにしてようやく経営が成り立っていく数字だと思うんで、まあ、極力ですね、看護師が不足だから入れられない、多分そうだと思います。だから、正常化に持って行ってですね、待機者の方をなるべく少なくなるように努力をして行っていただきたいと、来年度には必ずこれができるように、海光園の園長然り、総務課然り、町長然りが、協力し合ってですね、看護師の確保、入所者を安心させるというふうに努力をしていただきたいと思います。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長、ちょっといいですか。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

看護師が不足するのにあたって、まあ海光園の現状としまして、中々作業が厳しくなりやすいという環境がございます。先ほど簡単に説明した中にあった施設の構造がございます。ブロック別になっておりまして、そのブロックごとに看護師さんがいるという話になります。となると、ワンフロアですと、そこに例えば3人いて、それぞれが補い合える、そういう職場環境になります。ところが、ブロック別になっていると、それぞれ必死で働いてという代わりが利かないという、そういう構造がございます。

まあ、そういったところでの難しさも、今回の看護師不足なんかには影響していると見ています。ですから、私どもは、そういうことを起きないようにするためにどうしたらいいのかというのは、まあ園長も含めてみんなで頭を悩ませながら、出来るだけそれを解消する方向を模索しておりますので、ご理解ください。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、ブロックごとということでもありますけども、まあ、住民の方々にそう言うても中々理解していただけないんですよ。要するに「開いとんじゃったら入れてくれ」というのが住民感情だと思います。そこら辺はやはりですね、良く説明してですね、理解していただいて、まあ、早急にそういうブロックを埋めてですね、入所できるように努力していただきたいと思いますので、園長も大変だと思いますけども、よろしくお願いいたします。

それでは、3問目の質問に入りたいと思います。

何回も何回も、私もフェスパに対して質問するんですけども、まあ、もう一度確認の意味を込めて質問させていただいたと思います。

宿泊施設フェスパが赤字のまま、経営改善しない理由とその責任について伺いたします。

今年の1月に、「客単価を上げ、高級感がある旅を求める人をフェスパの対象にする」と、議会や関係機関と十分な協議もないままの発表がありました。

しかし、このやり方は、株式会社いきなスポレクに経営を替えた当時の、地元上島町民軽視により失敗した手法を繰り返しているだけだと思います。

昨年に、毎週水曜日を定休日にしたこと。この3月からランチタイムや夜のレストランについては3日前の事前予約制のみとするといった、お客様と指定管理者募集時の契約条件を無視した「殿様商売」をしているのではないのでしょうか。売り上げ増加策を示さず、経費のみを削減圧縮することで赤字が減少したように見せかける運営を町長はなぜ行うのか、その理由と根拠をお示してください。

今年度3月決済も赤字になった場合、1億円に近い累積赤字と5,000万円の借入金は誰が払うのでしょうか。町長は、どのような責任を取るのか。この2年間繰り返された、その場しのぎの回答は必要ないので、政治家としての決断をお示してください。

また、今期のフェスパの損益計算書によると、昨年4月から12月までの9ヶ月間の収支で、既に約2,200万円の赤字が出ています。この損益計算書には、10月から毎月50万円の家賃が免除され、上島町から毎月約200万円の補助金が収入として含まれているので、実質9ヶ月で約3,000万円の赤字を発生させていることになります。

この時期も、レストラン売り上げが約2,000万円しかないのに、その材料仕入れ代が約2,400万円と異常に高く、飲食店経営の適切経費である材料費原価より約1,800万円超過しております。

昨年在12ヶ月で適正経費より1,700万円の超過なので、あと4ヶ月を残した時点で、既に材料仕入れ代の不適切経費積算が昨年を超えています。

町長は、昨年の議会の場において「材料仕入れの割合が高いのでロス率を改善する」と何度も答えていますが、この数字を見ると改善どころか、むしろ悪くなっております。

なぜ、町長は議会で発言したことを実行しないのか、材料の仕入れ代が異常に高い原因は何であるかと分析しているのかお答えください。また、前回の一般質問で「その材料費とは何を仕入れたのか」を聞きましたが、町長は「事業者の仕入原価、取引先名等は事業者の秘密

に当たると考えられる」ので答えられないと発言しています。

しかし、町民は、「何をどのくらいの割合で仕入れているのか、必要でない材料まで購入しているのではないかと」、「計画性のない余分な仕入れ分をなぜ町民が補助金として負担しなければならないのか」という大きな疑問を持っております。

町民の税金がフェスパ運営に投入された時点から、何に使ったかを株主である町民に明らかにする義務があります。業者名は開示の必要はありませんが、その原材料名などの材料仕入内訳は上島町民に公開する義務があると思います。

そこで、町長は今年度の材料仕入の内容を町民に公開する意思があるのか、ないとすれば本当の理由は何なのかをお示しください。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

「フェスパの経営について」お答えいたします。専門家も指摘しているように、売り上げを伸ばして経営改善を図るには、稼働率を上げて、単価を上げて高級感のある旅を求める人たちもきちんと取り込んでフェスパに誘客しなければなりません。

現在、地元の人口が大きく減少していく中で、入れ込み人客数の確保で経営の成否が決まります。人口減少に対する今後の主要な対策となります。また、定休日と言われましたが、これは、定休日ではなくて、働き方改革による従業員の就業時間制限が厳しくなり、休日を確保しなければならなくなったもので、これまでのデータから、最も客の少ない曜日を選んでおります。国内でも、優良経営している宿泊施設は、従業員のモチベーション向上のため、週休2日制を取り入れているところもございます。売り上げ増加策として、日帰り団体客等の誘致等も実施しております。

また、レストラン飲食部門の予約制は、これは食品ロスを防ぐと共に人件費削減にも大きな効果がございます。これまでの赤字のうち、5,000万円は開業資金でありまして、それ以外の物については、抜本的に考え方を变える必要があります。これまで黒字化出来なかった大きな理由として、当初からの事業計画の無理、それから施設の不備、こういったところは明白でございます。専門家も指摘しているように、たった17室の宿泊施設では経営は成り立ちません。厨房その他の施設も、経営とは相容れない部分が多すぎます。このままの制度運用では、問題解決には繋がらないので、早急な制度改革が必要だと考えております。今期は、前年度よりも売り上げを2,000万円ほど伸ばしております。

また、食材の仕入れが多く見えるのは、宿泊料の中に食事代が含まれているOTA予約、これの1泊2食付き事前予約によるためであります。また、食材のロスを改善するためにランチに活用しております。更に、材料費を削減するために、来店の予測と商品の分析を実施しております。仕入れの内訳についてでございますが、これは、生肉・魚介類・野菜が約54%、お米・調味料・加工品・その他が46%となっております。

フェスパは、大きな行動的欠陥を抱えながらこれまでやってきましたが、この行動的欠陥を克服するためには、制度改革をやる以外にはないと考えております。フェスパも運営部隊

であるスポレクも、何としても、これからも継続する覚悟で臨んで参りたいと思っておりますので、ぜひ今後とも皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

まあ、何回聞いても同じ答弁なんですけども、まあ、「高級感ある」言うたら、具体的にどういうものが高級感であるんだろうかなと。そして、その施設の不備ですよ、それをずーと謳っておりますけども、前任者はあの中で最後には黒字を出して経営努力をしてきたという経緯もあります。

私は、その厨房の不備とか、建物の不備、これは甘えじゃないかなと。何らかのその、そこに原因があってですね、まあ、集客の数も悪いと。で、いくら節約してやってもですね、売上げが上がらないと儲けにはならないと思うんですよ。なんぼ、その節約して、節約してやっても、まあ締めたりしてもです。その売上げは何処で取るのか、その点をどのように考えているのか。再度お聞きしたいと思います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、「前任者が最後に黒字を出した」というお話ですが、これは内容を見ていただければ良くわかりますけど、売上げはその前の年よりも落ちておりまして、それから、「収支の中身で、役員報酬をカットして、それに充てて70何万の黒字を出した」という、そういうデータが出ております。これが果たして、じゃあ、前の年、それまでの5年間の分はどうだったのかという分析にも繋がって行きます。

それから、もう1点、一番売上げの多かった年間1億7,700万円の売上げのとき、その時にも、そこまで売上げても1千何百万かの赤字は出しています。これは、明らかに施設として、いくら売上げを伸ばしても、黒字にならないという、そういう施設だという事を、皆さん、今一度認識をしていただいたらと思っております。

それから、先ほど指摘がありました、「高級感」というお話でございますが、これは皆さんもあの施設をご覧になったら分かると思いますが、例えば、大理石の洗面台でありますとか、素晴らしい浴槽でありますとか、そういった部分の造りでございます。これを安い単価で売っていたんでは合わないという話でございます。適正な単価で販売して、これで客単価をアップすれば、その施設に見合った収入になるはずでございます。それを言っております。それは何故か、私が町長になるまでに、客単価を上げる作業は全然されておりました。いくらまでという細かい規定が基本協定の中、年度協定の中にありまして、何故そのようなことになっていたのか。私には理解できませんでした。当然、指定管理を任すのであれば、そういった細かいところは、経営の問題になるので、当然経営者として、自由裁量はあるべきだと思います。そういう休みにしても、その客単価にしても、それは事業者がどんどんお客さんを見ながら、対応すべきだと思います。

これから、そういうことをどんどんやらないと、この施設は生き残れないということで

ざいます。これは専門家の皆さんが、間違いなく3人が3人とも的確に指摘しました。「こういう考え方でやらないと、この施設はやれませんよ」と。「17室しかない客室を如何に上手に稼げる売り方をできるかと、その事はきっちりやってください」と、そういうお話でしたので、それを実現したいと考えています。

それから、あの施設としましては、あのロケーション、眺望が一番の売りであります。それはやっぱり客室の高級感と相乗効果という話になります。そういうお客さんのリピーターをきっちり掴めば、まだ可能性はあります。ここをむざむざ駄目にするわけにはいかないと私は思っています。ですから、何としても続けさせていただきたいと思っております。今後、その心構えで取り組んで行くつもりです。よろしくお願いします。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、まあ、最後になりますけども、町長、まあ見識者の言う方のご意見は、理想論であってですね、現実に戻って見ると、今が現実なんです。ねっ、頑張ります、頑張ります。それは良く分かりますよ。改善します、ねっ、それが見えて来ないから現状の状態であってですね、私は、いくら金を突っ込んでもね、突っ込んでもきりが無いと思いますよ。いつまで経っても改善はできないと思います。

まあ、町民の方々も、先週言われましたけど、ここは性根を入れてですね、政治的に判断してですね、町長の考えが、決まるように、私は、そういうふうに希望しましても、フェスパに関しては、もう何を言っても無駄だと思いますので、ここで終わりたいと思います。まあ、そういうふうに良い面に持って行けるような案があればですね、どんどん出して、議員の皆様にはですね、いうんも決めていただきたらと思います。以上であります。

(前田議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで前田議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで10分間、2時半まで休憩といたします。

(休 憩 : 午後 2時22分 ~ 2時30分)

日程第5、報告事項

○(池本 光章 議長)

再開します。続いて、報告事項に入ります。

日程第5、報告事項第1号、「専決処分事項の報告について(上島町特定環境保全公共下水道弓削浄化センター再構築の建設工事委託に関する協定の一部変更について)」の説明をお願いします。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

報告事項第1号、「専決処分事項の報告について」、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

1. 専決事項 上島町特定環境保全公共下水道弓削浄化センター再構築の建設工事委託に関する協定の一部変更について
2. 専決事項の内容 委託協定の金額 変更前 5,300万円、変更後 5,163万円、変更減額 137万円

なお、工事の変更内容等につきましては、河端生活環境課長から説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○(河端 光法 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 河端生活環境課長。

○(河端 光法 生活環境課長)

今回、専決処分しました協定の一部変更につきましては、今年度の6月議会で議決をいただきました「議案第56号」の日本下水道事業団との工事委託協定でございます。

工事委託の内容は、弓削浄化センター長寿命化工事の「汚泥掻き寄せ機」の更新工事です。

協定金額の変更理由は、入札減少金が生じたことでございます。議案の3枚目に、変更協定書の写しを添付していますので、参考にしていただけたらと思います。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○(池本 光章 議長)

以上で報告事項の説明が終わりましたが、参考までに聞いておきたいこと等があればお受けします。何か、聞いておきたいこと等はございませんか。(複数の「ありません、なし」の声あり) なければ、これで報告事項を終わります。

○(池本 光章 議長)

次の日程第6、議案第12号から日程第17、議案第23号までの補正予算案ですが、今回の補正は、入札減少金による補正や事業の実績に伴う減額が主な理由であるため、予算決算委員会への付託は省略し、本日ここで審議のうえ、即採決したいと思います。これにご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、今回の補正予算案につきましては、予算決算委員会への付託は省略し、本日ここで審議のうえ、即採決することにいたします。

日程第6、議案第12号

○(池本 光章 議長)

それでは、日程第6、議案第12号、「令和元年度上島町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第12号、「令和元年度上島町一般会計補正予算(第5号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,552万3千円といたします。第2項の歳入歳出予算の補正につきましては、お手許の「令和元年度3月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

1ページをお願いいたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計がマイナス3億2,500万円、特別会計は、マイナス1億6,480万円で、その内訳は、国民健康保険事業会計マイナス300万円、国民健康保険診療所事業会計マイナス410万円、へき地出張診療所事業会計マイナス20万円、後期高齢者医療事業会計マイナス230万円、公共下水道事業会計マイナス520万円、簡易水道事業会計マイナス70万円、CATV事業会計マイナス200万円、介護保険事業会計マイナス5,310万円、魚島船舶事業会計マイナス200万円、特別養護老人ホーム事業会計マイナス820万円、生名船舶事業会計マイナス8,400万円となっております。

企業会計である上水道事業会計ですが、今回補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、町税、地方交付税、国・県支出金、繰入金、諸収入、町債等を財源として、既定の事務事業の見直しを行いました。

主な財源といたしましては、地方交付税1億5,000万円。これは、特別交付税です。

国庫支出金マイナス8,579万6千円。主な内訳といたしましては、障害者自立支援給付費国庫負担金271万2千円、低所得者保険料軽減負担金319万円、児童手当交付金マイナス209万4千円、地域生活支援事業補助金マイナス104万5千円、プレミアム付商品券事業費補助金マイナス1,067万5千円、社会資本整備総合交付金（道路）マイナス493万円、同交付金（地域住宅計画事業）マイナス614万円、同交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）マイナス493万6千円、防災・安全社会資本整備交付金（道路舗装）マイナス1,108万1千円、同交付金（長江港）マイナス5,000万円等です。

2ページをお願いいたします。

県支出金マイナス2,596万7千円。主な内訳といたしましては、障害者自立支援法制度負担金238万円、低所得者保険料軽減負担金159万5千円、重度心身障害者医療費補助金マイナス103万8千円、有害鳥獣総合捕獲事業費補助金マイナス104万6千円、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金マイナス178万9千円、移住者住宅改修支援事業費補助金マイナス110万円、水産物供給基盤機能保全事業補助金（魚島地区）246万円、がけ崩れ防災対策事業補助金（弓削地区）383万2千円、（岩城地区）マイナス704万4千円、防災・安全社会資本整備交付金（長江港）マイナス1,666万6千円、木造住宅耐震促進事業費補助金マイナス173万6千円等です。

繰入金マイナス2億1,100万円。これは、特別交付税の計上や不用額等により、財政調整基金の一部を繰入中止するものです。

諸収入マイナス3,153万円。これは、市町振興協会宝くじ交付金137万円、プレミアム付商品券売上収入マイナス3,290万円です。

町債マイナス1億1,140万円。これは、借入を予定している各事業について、入札減

少金等による事業費の減に伴う減額計上です。

以上、マイナス３億２,５００万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず、１番目として、繰越明許費ですが、予算書６ページをお願いいたします。

まず、総務費の公共交通施設整備事業（第二期）は、起業地の用地買収に不測の日数を要したことから、年度内完成が見込めず翌年度に繰越すものです。

次に、衛生費の下弓削ポンプ施設建替事業は、工法の検討等に不測の日数を要したこと、循環型社会形成推進地域計画策定業務は、クリーンセンターの長寿命化計画を１年先送りしたことに伴い、その調整に不測の日数を要したこと、最終処分場整備事業は、用地交渉及び登記手続き等に不測の日数を要したことから、年度内完成が見込めず翌年度に繰越すものです。

続いて、農林水産業費の水産物供給基盤機能保全事業（魚島）は、本工事の実施にあたり、チェーンの製作等に不測の日数を要したことから、年度内完成が見込めず翌年度に繰越すものです。

続いて、土木費の佐島地区がけ崩れ防災対策工事及び立石港利用車両待機レーン増設計画等業務委託は、関係機関との調整に不測の日数を要したこと、立石港ポンプ場自家発電設備改修工事は、非常用発電機の製作に不測の日数を要したこと、魚島第一住宅屋上防水・外壁改修事業は、入札不調により、工事の発注に不測の日数を要していること、緑ヶ丘Ａ棟水漏れ改修工事は、資材の調達等に不測の日数を要したことから年度内完成が見込めず翌年度に繰越すものです。

それから、教育費の埋蔵文化財調査事業は、調査箇所が増えたことに伴い、報告書の作成に不測の日数を要したことから年度内完成が見込めず翌年度に繰越すものです。

次に、２番目として、債務負担行為の補正ですが、予算書７ページ「第３表 債務負担行為補正」をお願いいたします。

これは、中小企業振興資金に係る利子補給について、新たに３４件分の追加及び１１件分の変更により限度額等を変更するものです。

「補正予算の概要」の２ページに戻ってください。

３番目として、次の事務事業等が一部変更等を要するに至りました。

（１）の公共交通施設整備事業は、物件移転補償費について不用額が生じたことによる減、（２）の障害福祉サービス費負担金は利用者が増加したことによる増、（３）のプレミアム付商品券事業補助金は商品券の販売数の減少による減、（４）の民間木造住宅耐震改修工事等補助事業は、利用実績がなかったことによる減、（５）の町道佐島循環線道路改良工事から（８）の防災・安全社会資本整備交付金事業（長江港浮棧橋改修）は、事業精査及び入札減少金並びに国からの交付内示に伴う事業費の減、（９）の長期債償還利子は起債借換え等により減額するものでございます。

４番目として、その他、経常・投資経費の変更を要するに至りました。

以上で、議案第１２号、「令和元年度上島町一般会計補正予算（第５号）」の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、ちょっと繰越明許の事で質問させていただきたいんですけれども、6ページですかね。まあ、いろいろ理由があって遅れるという事は、まあ、ある意味仕方がない事かなあと思うんですが、やはり当初から上がっている予算が、2、4、6、7件あって、1年かかっても完了しないで繰り越してしまうというのが、やはりちょっとその、事業に対する事務事業なのか、まあ、交渉なのか、いろいろあるかと思うんですが、うまく行っていないかなあと思うんですが、その辺のご見解はいかがでしょうか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、この繰越明許につきましては、まあ1件1件それぞれの理由がございまして、例えば、公共交通施設につきましても、これは複雑な交渉をやっている中で、当然、交渉としては予算額を確保しておかないと話が前に向いて進みませんので、確保しておいて、それから交渉を進めていく中で、どうしてもこういった事態が起きます。

それから、まあ2番目の下弓削のポンプでありますとか、そういう事になってきますと、現場条件が今度、例えば、近隣で海苔をやっているとか、そういった環境の要因ですね。そういった事が発生しまして、「じゃあ、その期間はちょっと伸ばしてほしい」とか、そういうふうな特殊な事情、1件1件これ全部条件が変わってきて、ここに計上させていただいているという事で、こちらとしましても、出来るだけ早く、これは片づけたいというのは常に思っておりまして、どうしても、これ繰越をせざるを得なかったという事で上げさせていただいております、ぜひご理解いただきたいと思います。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

1件、1件ね、いろいろ事情があるのは分かるんです。ですけど、今の何個かというか説明いただいた中で、「それはどうして」というものも当然あるんですよ。例えば、立石港のポンプ場の自家発電設備の改修工事で、非常用の電池の製作が間に合わなかったので、不測の日数を要しましたと。でも、それは、予算計上するときに、例えば見積もりを取ったり、何日ぐらいでできるという当然、話をしたうえで間に合うという事で、まあ予算を計上。それとも、最初から繰越するつもりでやられているんですかねえ。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

これは、ご承知のとおりですねえ、7月豪雨以降、あちこちで災害が続きまして、そのた

めに、こういった機械を製作する工場の方がフル稼働しても間に合わない。これは、うちは計画として当初から上げていましたけど、向こうのその発注をかけても工場の方が対応できないという、そういう特殊な事情が起きております。この辺はご理解いただきたいと思うんで。うちとしては、発注はどんどん予定どおりかけるんですけど、そういった内容ですって、進まない部分というのが。これは前に東京オリンピックの影響でボルトとか鋼材が不足した部分で工事が中々進まなかつたという現況がたあったと思いますが、あれと同じような状況が今、日本の国内の中で生産が特化されておりますんで、そういった事情は結構起きています。これがまあ現況だという事でございますんで、ご理解をお願いします。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、豪雨災害一昨年ですよ、で、去年これ、去年というか今年度やる事業ですよ。で、影響があるにしても、その発注する段階とか、見積もり取った段階で、当然、遅れているんだら遅れている。事業が一杯なんだたら一杯だという事はその発注受ける方が分かっているんで、その相談が、だからうまくいってない事が、まあ、この中に何点かあったんじゃないかな。

例えば、その用地買収なんかは相手がある事なんでね、理解するんですよ。なんですけど、仕事として発注するのは、予算を立てるときに、まあ今回の当初の予算にも書いてある、予算の何だっけ最初のどういうふうに予算を組みましょうというのにも書いてありましたけど、見積もりなんかを取って、その年度が始まったら、すぐにスタートできる状況に準備しておきましょう。それから、予算を計上しましょう、いうふうに書かれていますので、そういう事から考えると、その、もう間に合わないっていうのが、発注する段階、若しくは、この段階になって分かるというのが、ちょっとやっぱ理解できないんですね。予算計上するとき、計画を立てて、で、ある程度日数に余裕を持って3月31日に出来上がるのではなくて、その方向でやっているはずなので、まあもう出来ていないこと自体は、仕方がないと思うので、繰り越すのは仕様がございませんけども、やはり予算を立てるときに十分に検討されて最初から間に合わないかもしれないよねという事業だったら、例えば、次に繰り越せるものは最初から繰り越すとか。

で、間に合わないんだたら、もう最初から次に回りますというようなお知らせをいただいた方がよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

この件につきましては、まあ入札するまで業者さんが決まらない部分があたりとか、じゃあ、その業者がなぜ落とすのかとか、そういったいろんな事がございまして、ただ、うちだけの発注じゃないもんですから、こういう事が起きてしまうという事で。うちも、こういうのは本当に困るので、出来るだけそういう事がないように事前にそういうリサーチはしたいんですけど、そういう情報は中々入って来ません。で、実際に、例えば、建築関係でもそう

なんですが、「県内の業者を使いなさい」というようなお達しがあって、それを優先すると、県内の業者は仕事が固まっていると、例えば、うちの魚島とか、そういったところには、ほとんど来てくれないと。そういう状況がいっぱい出て来ます。

で、ここにあります、住宅の防水工事なんかもそうなんですけど、業者さんの方はやっぱり条件のいいところ先に入ってしまったって、ほで、それは取れないみたいな話をされてしまうんですね。こっちは、そういう事は考えられないというか、その言い分パーで発注しますんで、中々その辺の態勢というのは、どちらかと言うと、我々は弱い立場になってしまいます。条件のいいところを先に行ってしまうというのが、正直なところ、こういう事が起きてしまうという誠に悔しい現実だという事でご理解いただきたいと思います。

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

主な変更事業の中で、(6)町道舗装補修工事1, 583万円の減額になっているんですが、これは当初予定していた工事をこれだけコストダウンして完了したという内容ですか。

○(山本九十九 建設課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

○(山本九十九 建設課長)

舗装事業ですけれども、交付金の要望額と内示額の差によって、内示額が少なくなったことによる減額です。以上です。

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

その交付額が少なくなったから工事を止めたという事ですか。そして、そうじゃないのなら、予算が余るのでしたら、私共が町道の補修を毎回毎回、毎議会要望しておるんですけども、そういうところを片付けていただいたらえんじゃないかと思うんですけど。残さんように全部使ってくださいよ。

○(山本九十九 建設課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

○(山本九十九 建設課長)

交付金、補助事業なので、交付金を要望しているんですけども、その交付金の要望額より少なく、少ない内示なので、お金が足りなくなるような状態になっています。

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

交付金が予定していたより少ないから工事ができなかったという事ですね。そういう事ですか。そしたら、この道路補修工事なんかは交付金がないと、危険な場所とか、住民が不便を感じているとかいうようなところの処置はどこがやるんですか。いつやるんですか。

○(山本九十九 建設課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

○(山本九十九 建設課長)

先ほど、一般質問でお答えしたように、交付金事業以外の場所は町単独工事にて補修工事を行っております。以上です。

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

ほいなら、まあ、昔のことじゃあ言われたら、まあ、それまでなんですけど、以前はですねえ、避難路の整備とか、町内の生活道路の危険な場所の補修とかいうのはですね、その年度内にそんなに大きな額じゃないと思うんですけど、やってくれよったんですけど。これ、私、個人で申し込んだら、お願いしたんですけど、去年の10月に。避難路の危険箇所、生活道路の危険箇所、補修をお願いしたいという事で書面で出しとんですけど、まあその辺も全然返事がないし。で、こういう1,500万も不用額が出たとかいうの見せられるとね、やってもらいたいなと思うわけです。町単独でも、何でもいいんですよ。やってください。

○(山本九十九 建設課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

○(山本九十九 建設課長)

地区長からの要望は承っております。箇所箇所を精査して、危険箇所を精査して順次行っていく予定ですので、ご理解お願いいたします。(土居議員から「はい、分かりました」の声あり)

○(池本 光章 議長) 他に質疑はありませんか。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

そうしましたら、25ページをお願いします。

25ページの児童福祉施設費の報酬のところですね、登録保育士さんの賃金が出ているんですけども、登録保育士さんが予定よりも確保できなかったという事で、まあここ金額が減っているんですが、確保できなかったという事は、まあ保育の質とか、まあ働き方ですよ、の方に影響がなかったのかどうか確認したいんですけども。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

今回、確かに保育士さんですねえ、今、現在、保育士がいろいろ勤務しております。その中で、職員とかが休憩する際にですねえ、登録保育士さんとかを来てもらって、その間、休憩とかも取る予定ではございますが、中々登録保育士のなり手がいなかったというような事で確保が出来なかった状況ですので、まあ、その働き方は、その中でどうにかやりくりをしているところでございますが、何分なっただけの登録保育士が少なかったと、というような事で、実績で減額するような形となっております。以上です。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

そうしましたら、今の現状で、結局、間に合っているんですか。それとも、間に合っていないんですか。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

当初、計画していた分では、中々休みとか取れてなかったというような事なんですけど、その中をどうにか実際やりくりをしてやっているというようなところなんです。それと、実際、保育士の出張とかもあるんですが、その時にも登録保育士さんとか入っていただくような事も計画はしているんですが、何分出張の日程とか、その辺も合わなくて、その部分、登録保育士を配置しなかったというような実績もありますので、そういう理由もありまして、今回実績に伴って登録保育士の賃金が余ったというふうなことになります。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

今の答弁だと、結局、間に合わなかったという事ですよね。だって、登録保育士さんが代わりに入れなかったけど、やりくりは何とかしたというだけなので、本来は間に合っていないんでしょ。で、それを無理に何とか埋め合わせをして運営をしたというふうに聞こえるんですけど、その理解では間違いですか。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

やりくりしたというような考え方なんですけど、そのやりくりが中々十分できてなかったと言われるところもあります。ただですね、現場の状況でどうにかやっていたいているというようなところでございます。

○(池本 光章 議長) 他に質疑はありませんか。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

そうしましたら、31ページお願いしていいでしょうか。

ここにですね、先ほど一般質問でも出たんですけども、鳥獣害の対策の実施隊の費用が出ているんですが、実働隊員の減少により、まあ減額と。まあ当然、実働がねっ、足らなかったらこうなるんですけども、以前、当初のときにも、まあ、お話出ましたし、間でも何回か出ていると思うんですが、この実施隊、それから罾とか猟銃の免許を持った方へのその組織編成とか教育なんかを町の方でやって、これから徐々に育てていくというようなお話だったかと思うんですが、その点について、動きが見られないんですけど、いかがなさっておりますか。

すでしょうか。

○(越智 康浩 農林水産課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 越智農林水産課長。

○(越智 康浩 農林水産課長)

はい、大西議員の仰られるとおりでございますが、いかんせんちょっと今担当者が、もう春から今いない状態です。で、それで私共もいろんな職員と協力しながら現在来ております。来年度人事でちょっと私も期待しておるんですが、それが解消出来次第、取りかかって参ります。また、来週には上島町の捕獲協議会も行いますので、その中でお話も進めて行きたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

まあ中々ね、難しいんですよ。担当者がいないと、そのイノシシはずっと増えるし、中々それに掛かりきりになる人はいないしという事で。で、先ほど協議会なんかを開かれるという事だったんですけれども、皆さんかなりこのイノシシ問題には興味がある、若しくは関心がある。(土居議員から「困っている」の声あり) 困っているという状況があると思うので、出来ましたら、その実施しているのを傍聴させていただくとか、皆さんにその結果をご報告いただくとか、何かもっと皆さんにも参加して興味を持っていただけるような手法を考えられたらと思うんですが、いかがでしょうか。。

○(越智 康浩 農林水産課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 越智農林水産課長。

○(越智 康浩 農林水産課長)

はい、ご意見は参考にさせていただきます。

まあ、来年度、私も計画しておるんですけども、先ほど檜垣議員のご質問にもありましたように、免許の取得、銃にしても罠にしてもですねえ、もうちょっと広報の方を強くしてですねえ、皆様、捕獲隊に入ってくださいよう、努力はしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、すみません、34ページお願いします。

ここにですねえ、補助金で木造住宅の耐震診断、それから民間建築物のアスベスト対策、民間木造住宅の耐震改修工事、民間ブロック塀の撤去工事の補助金が出ているんですけども、これ、毎回毎回、結構落とされていて、使う方がまあ非常に少ないという状況があるかと思うんですが、これなんか考え方とか、その町での点検とか見回りをした段階で、まあ例えば危ないブロック塀などは、「これどうですか」というようなお話とかはされているんでしょうか。

○(山本九十九 建設課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

○(山本九十九 建設課長)

民間ブロック塀等撤去補助事業ですが、今年度の補助の対象部分は、道路に面した部分を補助対象としております。今後、県と相談いたしまして、避難路とか、そういうふうな部分にも補助対象を拡大していきたいと思いますので、今後は、いくらかは対象工事が増えると考えております。

○(池本 光章 議長) 他に質疑はありませんか。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

そうしましたら、次37ページお願いします。

工事請負費で、長江の浮棧橋改修工事の費用が落ちていまして、これは毎年落としていて仕方がないとは思っているんですけども、来年度は確か予算を私ちょっと完全には見れてないんで、もし上がっていたらごめんなさいなんですけど、予算を大きく取ってなかった。申請するようになってなかったような気がするんですけども、町の方針として、長江の棧橋はどのようにされるんでしょうか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ご指摘のとおりですが、これは毎年計上で、要望しているんですけど、国の方が今のところ、こちらの方の緊急度、重要性を認めていただけないというのがありまして、まあ、これはある意味、岩城橋が架かったら、そちらの方を何かどうしてもないがしろに国の方として認めてもらえないのかなという、そういう思いがありまして、毎回こうして額をボーンと上げるんですけど、毎回落とすという格好になっておりまして。それであれば、もう中々認めてもらえないのであれば、要望活動は先にやっておいて、それで見通しが出た時点で上げようという事で、最初からこれが中々そういうふうにはいかないというのは分かっておりますんで落とさせていただきました。以上です。長江港の重要性を無視しているわけでは決してございませんので。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、そうしましたら41ページお願いしたいんですけども。

ここにコミュニティスクールのコーディネーターの報酬というのをまあ減額されています。で、コミュニティスクールのコーディネーター、まあ確か弓削にだけ1人配置されていて、残りを配置する予定だったんですけども配置できなかったでいいんですかねえ。配置する必要がなかったんですかねえ。そこがちょっと微妙なんですけど、私の方では、その「もう1名は他のコミュニティスクールのところでほしい」という話を伺っているんですけども、見つからなかったというふうに思っております。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、私共も探してはいたんですけど、見つからなかったという事が、はい正しいです。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、そうしましたら43ページお願いします。

ここの学校給食のパート職員の報酬がまた減額されています。まあ、これは、もうよくお分かりだと思うんですけども、見つからないんですよ、職員の方が。それで欠員になっているんです。で、私も探してはみたんですけど、やっぱり中々難しいのが現実です。で、これの対応策をどのようにお考えなのか、ちょっと訊いてみたいんですけども。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、給食調理員のパート職員ですが、現在ちょっと岩城の方で人数が不足しております。そして、我々の方も防災無線とか、掲示板とか、いろいろ募集はしておりますが、中々見つからない状況です。また、職員の奥さんとか、個人的に当たっている状況ですが、中々見つからないのが現状でございます。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、そうしましたら、学校給食のこの調理員の方って、上島町全員パートですよ。で、このパートが見つからなかった場合は、どのような対応をされるのか、ご説明していただきたいんですが。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、もし見つからなくて、まあ運営ができないとなると、まあ弓削からの応援とか、そういった方法を考えております。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

ちょっと関連で伺っておくんですが、このパート職員のまあ募集が中々応募してもらえないという事の中で、辞める方もそうですが、その原因は何が原因なんですか。その分析としては、なぜ集まらないのか、あるいはなぜ辞めるのかという分析は当然だと思うんですよ。で、その辺で、まあ、個々に理由があるにしてもざっくりとして、どういう事がネックになって応募してくれないのか、あるいは退職されるのか、その辺りはどういうふうに分

析しておるんですか。（「難しいんよ」の声あり）

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

一つは、まあ賃金が安いというのもあるかと思うんですけど、まあ他にはちょっと、まあなぜ集まらないのかいうところですが、中々ちょっとそこまで詳しくは把握してございません。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

たぶんねえ、そうだと思うんですよ。やっぱり働くという事も含めて、パートで行ける方と、そうでない方というにしても、やっぱりそこへ行ってみようかという事になると、賃金の魅力がないと行きにくいという事もありますし、で、当然、高齢化していますし、いう事で、じゃあ高齢者もいいのかといたら、そうもいかないという実態があるんだと思うんですよ。

ですので、これ、まあ今年度どうもなりませんけども、将来ずっと続くような話だと思うんで、そういう賃金の見直しも考えたうえでの、まあ本来的には、もう来年度、今年から考えた方がいいと思うんだけど、そういう検討していかないと。まあ来てくれないという事だけで、事を済ませていたら、これもうエンドレスだと思うんですよ。ですので、仰ったように、報酬の話、分かっているんだったら、そこ何か考えた方がいいんじゃないですか、どうですか町長。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、報酬の話につきましては、本当に頭が痛いところでございます。実際問題ですねえ、愛媛県の最低賃金と広島県の最低賃金で相当格差がございます。時給で、何十円だったか。ですから、例えば、弓削商船の生徒さんがアルバイトするにしても町内ではやってくれないというか、全部尾道市、因島の方に流れてしまうような、そういう事態も実際には起きております。ただ、愛媛県の賃金体系と広島県の賃金体系、我々がちょうどこの県境に生活しておりますから、そういった一番厳しいところを問われておまして、まあ財政的にきつい中でこういう、どこまでじゃあ対応できるかという話がございまして、賃金職員につきましてパートさんは特にそういったところは敏感でございまして、どうしても因島側へ流れてしまう部分がございます。

ええー、まあ、どこまで上げられるかという話もございしますが、まあその辺については、先ほど大西議員が仰られましたように、本当に確保しないと仕事ができないというのが現実としてあるわけですから、何とかしなければいけないというのは思っております。どこでどこまで上げられるかというのも含めて、これは検討課題として、少し時間をいただきたいと思います。これ何とかしても頑張っ確保しないとイケない問題なんで、その辺につきまし

て、他のとバランスを考えながらちょっと検討させていただきます。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

ええー、ですけども時間的にねえ、今年度の予算には間に合わないかもしれませんが、結局、給食というものを考えた場合にですね、子供の健全育成以外にもうないんですね。子供をちゃんと育てていくという事は、もうそれこそ町の宝を育てるんですから、県の最賃がこれだけだから愛媛県がこうしなきゃいけないという事はないんで、やはり例えば因島との競争に仮になるにしても、つつつつつくらい形で作るというくらいの覚悟をもってやらないと、そりゃあもう、やってくれないと思いますよ、ねえ。渡って行く手間がないだけ、ここでやろうというようになるは、それだけでも競争力になるんで。その辺りはやって考えていかないと子供に対する工賃を安くやったら先々町につけが来ますよということです。早急に考えていただいて。金がないのは分かっているんですよ。分かっているけど、どうやって捻出するかという事なんです。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。(「ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第12号、「令和元年度上島町一般会計補正予算(第5号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第13号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第7、議案第13号、「令和元年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

議案第13号、「令和元年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出をそれぞれ300万円減額し、予算の総額を11億5,530万円といたします。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いします。歳入ですが、1款1項、国民健康保険税、351万円の増は、徴収実績に基づき増額しております。

8ページをお願いいたします。4款1項1目、普通交付金1,500万円の減は、診療報

酬分、高額療養費の残り2か月分に昨年度実績率で調整したものです。特別交付金206万4千円の減は、へき地直診交付金が診療日数の減少及び、特定健診受診率向上事業の対象者の減少によるものです。7款1項1目の繰越金、1,165万4千円の増は、前年度繰越金を計上したものです。

12ページをお願いいたします。ごめんなさい、13ページです。13ページをお願いいたします。5款2項1目、委託料145万円の減は、特定健康診査受診者数の減少によるものです。

15ページをお願いいたします。7款2項1目、繰出金185万3千円の減は、魚島国保診療所の診療日数の減少によるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません、なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第13号、「令和元年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第14号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第8、議案第14号、「令和元年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長)(挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

議案第14号「令和元年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ410万円を減額し、予算総額を5,210万円といたします。

主なものにつきまして事項別明細書で説明いたします。7ページをお願いします。歳入ですが、4款1項1目、一般会計繰入金280万円の減は、人件費、薬品費等の減によるものです。

8ページをお願いいたします。4款2項1目、事業勘定繰入金185万3千円の減は、年間診療日数の減によるへき地診療運営費等国庫補助金分の減によるものです。

10ページをお願いいたします。歳出ですが、2款1項3目11節、医薬材料費228万

4千円の減は受診者数の減と後発医薬品への切り替えによるものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから
討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、
討論を終わります。

これから、議案第14号、「令和元年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第15号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第9、議案第15号、「令和元年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

議案第15号「令和元年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ20万円を減額し、予算の総額を590万円といたします。

主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いします。歳入ですが、1款1項3目、後期高齢者医療診療報酬収入52万2千円の減は、受診者数の減によるものです。

10ページをお願いいたします。歳出ですが、2款1項2目11節、医薬材料費20万円の減は受診者数の減によるものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(複数の「ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから
討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし、ありません」の声あり) 討論がない
ようですから、討論を終わります。

これから、議案第15号、「令和元年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第16号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第10、議案第16号、「令和元年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長)(挙手)議長。

○(池本 光章 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

議案第16号、「令和元年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第2条にありますように、歳入歳出をそれぞれ230万円減額し、予算総額を1億3,860万円といたします。

主なものにつきましては事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。歳入ですが、4款1項1目事務費繰入金94万1千円の減及び2目、保険基盤安定繰入金122万5千円の減は、実績及び保険料軽減額の確定による減額です。

8ページをお願いいたします。歳出ですが、2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金216万6千円の減は、保険料の減額と保険料軽減額等が確定したことに伴う減額です。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり)質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません、なし」の声あり)討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第16号、「令和元年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第17号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第11、議案第17号、「令和元年度上島町公共下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(河端 光法 生活環境課長)(挙手)議長。

○(池本 光章 議長) 河端生活環境課長。

○(河端 光法 生活環境課長)

議案第17号「上島町公共下水道事業会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ520万円を減額し、総額を4億1,710万円とします。

4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費ですが、「最終沈殿池機械設備更新工事」につきましては、「弓削浄化センター長寿命化工事」として最終沈殿池の中の汚泥掻き寄せ機の更新工事を行っていますが、入札で2回、応札者がいない不落札があり、工事着工が遅れたことから翌年度への繰越が必要になったものでございます。

また、「生名浄化センター実施設計業務」につきましては、令和元年度の弓削浄化センター長寿命化・耐震化工事で生じた入札減少金により浮いた国庫補助金を余すことなく執行するため、来年度予定していた長寿命化の実施設計業務の一部をそれに充てて、執行することで県との協議が整いましたが、来年度の残りの実施設計と合わせての発注が望ましいことから、翌年度へ繰越しするものでございます。

補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、8ページをお願いいたします。歳入ですが、公共下水道事業債につきまして、弓削浄化センター耐震・長寿命化工事で入札減少金が生じたことにより起債額を減額補正するものです。

9ページをお願いします。歳出ですが、1款1項1目、公共下水道管理費の11節、需用費は、弓削、生名、岩城の各浄化センター及びマンホールポンプの電気代、水道代に不足が生じたため、増額補正するものです。12目、手数料は、汚泥処分量の減少に伴う汚泥運搬費の減額です。13目、委託料の保守点検委託費の減額は、各浄化センターの維持管理業務保守点検業務の入札減少金でございます。同じく委託料の業務委託費の減額は、汚泥処分量の減による処分費の減額です。1款1項2目、下水道建設費の3目、職員手当等及び13目、委託料は、不用額の減額です。

以上で、議案第17号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○（池本 光章 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第17号、「令和元年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第18号

○（池本 光章 議長）

続いて、日程第12、議案第18号、「令和元年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（河端 光法 生活環境課長）（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 河端生活環境課長。

○(河端 光法 生活環境課長)

議案第18号「上島町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」について説明いたします。
予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第2条にございますように、歳入歳出それぞれ70万円を減額し、総額を5,220万円とします。

主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。歳入ですが、1款1項1目、水道使用料ですが、実績見込み額により79万2千円減額しています。

8ページをお願いします。歳出ですが、2款1項1目、一般業務費の手数料は、水質検査手数料、水道検針手数料を実績見込み額により40万円減額しています。4款1項1目、予備費は、総額調整のための減額です。

以上、簡単ですが議案第18号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(複数の「ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第18号、「令和元年度上島町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第19号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第13、議案第19号、「令和元年度上島町CATV事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 企画情報課長)(挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長)

議案第19号の説明をいたします。

予算書、1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ、200万円を減額し、予算の総額を1億380万円といたします。

7ページをお願いします。歳入です。2款1項1目、繰入金ですが、歳出総額の減により、一般会計繰入金を200万円減額いたします。

8ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目15節、工事請負費は、岩城橋に係る県道拡張工事の実施が令和2年度以降となったため、電柱支障移設工事200万円を減額するものです。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから
討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、
討論を終わります。

これから、日程第13、議案第19号、「令和元年度上島町CATV事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第20号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第14、議案第20号、「令和元年度上島町介護保険事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康推進課長)(挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

議案第20号「令和元年度上島町介護保険事業会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ5,310万円を減額し、8億6,980万円とします。

2ページをお願いします。歳入になります。1款の保険料の減額は、法改正に伴う保険料軽減対象者の増によるものです。3款から5款にかけての減額は、介護度の低い利用者が多く、給付費が減少したことによるものです。7款の一般会計繰入金の減額は、介護給付費繰入金等の減によるものです。

3ページをお願いします。歳出になります。2款の保険給付費、5款の地域支援事業費の各項における減額は、利用者件数の減などによるものです。

簡単ではございますが、以上で議案第20号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(複数の「なし、ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がない
ようですから、討論を終わります。

これから、議案第20号、「令和元年度上島町介護保険事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第21号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第15、議案第21号、「令和元年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

議案第21号「令和元年度上島町魚島船舶事業会計補正予算第2号」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ200万円を減額し、総額を1億4,650万円といたします。

予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。まず、歳入についてですが、4款1項1目の一般会計繰入金200万円の減は、歳出総額の減に伴い減額補正するものです。

8ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。1款2項1目、一般業務費の3節、職員手当等のうち時間外勤務手当の130万円の減は、勤務実績等に伴い減額補正をするものです。4節、共済費40万円の減は、標準報酬月額が見込みよりも少なかったことなどから共済組合負担金を減額するものです。

なお、予備費を30万円減額し、歳出予算総額の調整を行っております。

以上、簡単ですが、議案21号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第21号、「令和元年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第22号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第16、議案第22号、「令和元年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(池本 雅則 海光園長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 池本海光園長。

○(池本 雅則 海光園長)

それでは、議案第22号「令和元年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正予算は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ820万円を減額し、総額を4億1,790万円とします。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、1款1項1目の介護サービス費収入1,940万円の減、同じく2目の自己負担金収入610万円の減は、入所者の死亡及び入院の増に伴い、当初見込みよりも1日当たりの利用人数が減少したことから、減額するものです。

続いて、1款2項1目1節の介護サービス費収入180万円の増は、当初予算計上時には1日当たりのショートステイ利用者数を5.0人と見込んでいましたが、実績が1日当たり5.7人と増加したことにより、増額するものであり、2節の食事サービス費給付金収入10万円の減は、ショートステイ利用者は当初見込みより増となりましたが、利用者の入所時刻及び外出等の関係で延べ利用人数が当初見込みより減となったため、減額するものです。

続いて、1款2項2目の自己負担金収入50万円の増は、当初予算計上時には1日当たりのショートステイ利用者数を5.0人と見込んでいましたが、実績が1日当たり5.7人と増加したことにより、増額するものです。1款3項1目の介護予防サービス費収入9万4千円、8ページの1款3項2目の自己負担金収入8万円の増は、要支援のショートステイ利用者があったことにより、増額するものです。

次に、6款1項1目の一般寄付金60万9千円の増は、今年度の寄付金実績に基づき、増額しております。

次に、7款1項1目の一般会計繰入金1,430万円の増は、歳出予算総額の増に伴い増額するものです。

次に、8款1項1目の繰越金11千円の増は、決算額確定に伴い、増額しております。

次に、9款1項1目の雑入6千円の増は、実績に基づき、増額しております。

続いて、歳出予算について説明しますので、9ページをお願いいたします。

まず、1款1項1目の一般管理費は、352万円の減額となっております。内訳として、4節、共済費230万円の減は、標準報酬が当初見込みより上がらなかったことによる減額、7節、賃金100万円の減は、当初見込みより臨時職員が減となったことによる減額。19節、負担金補助及び交付金22万円の減は、職員の資格取得希望者が当初見込みより少なかったことにより減額するものです。

続いて、10ページをお願いいたします。2款1項1目の介護サービス事業費は、558万9千円の減額となっております。内訳として、11節、需用費消耗品費140万3千円の減及び賄材料費272万円の減並びに医薬材料費40万3千円の減については、入所者の死亡や入院の増に伴い、1日当たりの利用人数が減少したことによる減額であり、また光熱水費106万3千円の減については、空調機の分解清掃を実施したことにより、温度調整の管理がスムーズになり、効率的な運用を図ることができたことにより減額するものです。

続いて、11ページをお願いいたします。2款2項1目の短期入所介護サービス事業費の11節、需用費については、ショートステイ利用者の増に伴い、賄材料費を25万円増額す

るものです。

続いて、12ページをお願いいたします。3款1項1目の基金積立金は、今年度の寄付金実績に伴い、積立金を69万円増額するものです。

続いて、13ページをお願いいたします。5款1項1目の予備費については、予算総額調整のために3万1千円を減額しております。

以上、簡単ですが、議案第22号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第22号、「令和元年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第23号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第17、議案第23号、「令和元年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和彦 公共交通課長)(挙手)議長。

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

議案第23号「令和元年度上島町生名船舶事業会計補正予算第2号」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ8,400万円を減額し、総額を6億7,850万円とします。

続いて、繰越明許費について説明しますので、4ページをお願いいたします。1款2項、運航費の生名フェリー新造船建造事業について、発注仕様の検討等に不測の時間を要し、年度内完成が見込めなくなったことから、工事請負費ほかの関係予算を含め翌年度に繰り越すもので、金額は4億1,743万8千円です。

次に、予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明しますので、8ページをお願いいたします。まず、歳入についてですが、6款1項1目の船舶建造事業債を8,400万円減額いたします。これは、生名フェリー新造船建造工事の事業費減に伴うものです。

次に、歳出について説明しますので、9ページをお願いいたします。1款2項1目、運航総務費512万円減の内訳は、パート職員及び船員の減に伴う人件費関係262万円の減額と、燃料単価の減少に伴い燃料費を250万円減額補正するものです。

続いて、2目、船舶整備費300万円の減は、現有船「いきな」の中間検査に伴う経費が見込みよりも安価であったため、修繕費を減額補正するものです。

次に、３目、船舶建造費 9, 0 9 0 万円の減は、生名フェリー新造船建造工事に関わる監理業務委託料 6 9 0 万円、工事請負費 8, 4 0 0 万円について、実績に基づきそれぞれ減額補正するものです。

なお、予備費を歳出総額調整のため、1, 5 0 2 万円増額補正しております。

以上、簡単ですが、議案第 2 3 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 2 3 号、「令和元年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第 2 3 号は、原案のとおり可決されました。

これで補正予算関係が終了しましたので、1 0 分間の休憩を取りたいと思います。4 時まで休憩とします。

(休 憩 : 午後 3 時 4 8 分 ～ 4 時 0 0 分)

○(池本 光章 議長)

再開します。

これから、条例関係の議題に入りますが、議案第 1 号から議案第 1 1 号までの条例改正については、全協において内容説明をしていますので、提案理由の説明のみとし、内容説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

日程第 1 8、議案第 1 号

○(池本 光章 議長)

それでは、日程第 1 8、議案第 1 号、「上島町監査委員条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい。議案第 1 号、「上島町監査委員条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行に伴い関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１号、「上島町監査委員条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

日程第１９、議案第２号

○（池本 光章 議長）

続いて、日程第１９、議案第２号、「越智郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村及び同郡魚島村の配置分合に伴う地域審議会設置に関する協議書の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（村上 和志 副町長）（挙手）はい、議長。

○（池本 光章 議長） 村上副町長。

○（村上 和志 副町長）

議案第２号、「越智郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村及び同郡魚島村の配置分合に伴う地域審議会設置に関する協議書の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債発行期間が１５年から２０年に延長された事に伴い関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○（池本 光章 議長）

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２号、「越智郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村及び同郡魚島村の配置分合に伴う地域審議会設置に関する協議書の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

日程第２０、議案第３号

○（池本 光章 議長）

続いて、日程第２０、議案第３号、「上島町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい。議案第3号、「上島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし、ありません」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号、「上島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第4号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第21、議案第4号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい。議案第4号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日施行されたことに伴い関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし、ありません」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません、なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第5号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第22、議案第5号、「上島町保育所条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第5号、「上島町保育所条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、魚島保育所を公立認可保育所か公立認可外保育所、へき地保育所に変更するため関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません、なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号、「上島町保育所条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第6号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第23、議案第6号、「上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第6号、「上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、幼児教育保育無償化により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和元年10月1日に施行されたことに伴い関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし、ありません」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号、「上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第7号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第24、議案第7号、「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第7号、「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和元年10月3日に公布されたことに伴い関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし、ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし、ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号、「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第8号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第25、議案第8号、「上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議

題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

日程第25、議案第8号、「上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし、ありません」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号、「上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第9号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第26、議案第9号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第9号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません、なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第10号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第27、議案第10号、「上島町港湾管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

日程第27、議案第10号、「上島町港湾管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、ゆげ海の駅の係船料の見直しに伴い関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号、「上島町港湾管理条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第11号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第28、議案第11号、「上島町給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい。議案第11号、「上島町給水条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません、なし」の声あり) 討論がないよう

ですから、討論を終わります。

これから、議案第１１号、「上島町給水条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第１１号は、原案のとおり可決されました。

日程第２９、３０ 議案第４０号、４１号

○（池本 光章 議長）

続いて、日程第２９、議案第４０号並びに日程第３０、議案第４１号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は同様の人事案件であるため、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、日程第２９、議案第４０号並びに日程第３０、議案第４１号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題といたします。

なお、採決については、議案ごとにそれぞれ採決を行います。それでは、提案理由の一括説明を求めます。

○（宮脇 馨 町長）（挙手）議長。

○（池本 光章 議長） 宮脇町長。

○（宮脇 馨 町長）

はい。提案理由の説明をさせていただきます。本町の区域におかれている人権擁護委員のうち２名が令和２年６月３０日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦することについて人権擁護委員法第６条第３項の規定によって議会の意見を求めるものであります。

議案第４０号につきましては、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて議会の意見を求めます。住所 越智郡上島町魚島一番耕地、氏名 中村 一義、中村氏は、人格識見ともに優れ人権擁護に対し造詣が深い人でございます。人権擁護委員候補者として、引き続き法務大臣に推薦するため議会のご意見を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第４１号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて議会の意見を求めます。住所 越智郡上島町生名、氏名 村上貴志夫、村上氏は、人格識見ともに優れ人権擁護に対し造詣が深い人でございます。人権擁護委員候補者として、引き続き法務大臣に推薦するため議会のご意見を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○（池本 光章 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。本件は人事案件でありますので、質疑と討論は省略して、直ちに「起立による採決」を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

はじめに、議案第４０号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。お諮りいたします。本案のとおり、中村 一義 氏を、人権擁護委員候補者として適任であると認める方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第40号は、本案のとおり人権擁護委員候補者として適任であると決定されました。

続いて、議案第41号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。お諮りいたします。本案のとおり、村上 貴志夫 氏を、人権擁護委員候補者として適任であると認める方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第41号は、本案のとおり人権擁護委員候補者として適任であると決定されました。

日程第31、32 議案第42号、43号

○(池本 光章 議長)

続いて、次の日程第31、議案第42号並びに、日程第32、議案第43号の「指定管理者の指定について」の案件は一括して説明をいただいた後、質疑・採決については議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、日程第31、議案第42号並びに、日程第32、議案第43号の「指定管理者の指定について」を一括議題とします。それでは、提案理由の一括説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

まず、私の方から提案理由等について説明させていただきます。

議案第42号、「上島町体験研修施設『知新館』の指定管理者の指定について」、上島町体験研修施設『知新館』の指定管理者を下記のとおり指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項及び上島町公の施設における指定管理者の手續等に関する条例第4条の規定により議会の議決を求めるものです。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地 上島町体験研修施設『知新館』、上島町岩城875番地、2、指定管理者 上島町岩城2920番地、岩城島農村塾、代表者脇 義富(わき よしとみ)、3、指定期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。提案理由といたしましては、上島町体験研修施設『知新館』の指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって満了するため、この案を提出するものでございます。

続きまして、議案第43号、「上島町津波コミュニティアイランドの指定管理者の指定について」、上島町津波コミュニティアイランドの指定管理者を下記のとおり指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項及び上島町公の施設における指定管理者の手續等に関する条例第4条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地 上島町津波コミュニティアイランド、上島町岩城7829番地、2、指定管理者 上島町岩城1540番地、有限会社 よし正、代表取

締役 砂川 光洋（すながわ みつひろ）。3、指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。提案理由といたしましては、上島町津波コミュニティアイランドの指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって満了するため、この案を提出するものでございます。

なお、内容等につきましては、中辻総務課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

もう内容説明はいいですか、副町長。省略してよろしいですか。（村上副町長から「はい」の声あり）

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の一括説明がありました。

はじめに、議案第42号、「上島町体験研修施設「知新館」の指定管理者の指定について」、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(3番・大西 幸江 議員)（挙手）はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

審査会の意見が付いていると思うんですけども、この審査会の意見の中で、施設の利用促進やサービス向上への取り組みが具体的に講じられているとは判断できないと。まあ、これに対して、更にですねえ、町からの指導等フォローを行うことを要請して申請者を本施設の指定管理者候補として選定するとなっているんですが、このことについて、もう話し合いは行われましたか。

○(越智 康浩 農林水産課長)（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 越智農林水産課長。

○(越智 康浩 農林水産課長)

はい、この案をいただいたのが先週でございます。私も、これ初めて見ましたので、課内で協議した結果ですねえ、今後、この指定管理者と十分に協議して、この施設の向上に努めたいと思っております。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。（複数の「ありません、なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。これから、議案第42号、「上島町体験研修施設「知新館」の指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第43号、「上島町津波コミュニティアイランドの指定管理者の指定について」、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑が

ないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。これから、議案第４３号、「上島町津波コミュニティアイランドの指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第４３号は、原案のとおり可決されました。

日程第３３、議案第４４号

○（池本 光章 議長）

続いて、日程第３３、議案第４４号、「新町建設計画の変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（村上 和志 副町長）（挙手）はい、議長。

○（池本 光章 議長）村上副町長。

○（村上 和志 副町長）

はい。議案第４４号、「新町建設計画の変更について」、平成１６年４月に策定、平成３０年９月１２日議決改定した上島新町建設計画について、別紙のとおり変更するものでございます。提案理由といたしましては、市町村合併特例債事業の実施に当たり、新町建設計画の変更の必要が生じ、県との正式協議が整いましたので、市町村の合併の特例に関する法律第６条第６項の規定によりこの案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○（池本 光章 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○（３番・大西 幸江 議員）（挙手）はい。

○（池本 光章 議長）大西議員。

○（３番・大西 幸江 議員）

はい、この新町建設計画なんですけれども、条例のときに、まあ全会一致で賛成した、地域審議会で、まあ話し合っただけで決めるようになっていると思うんですが、開催はどの程度行われて、このように改定されたんでしょうか。

○（杉田 和房 企画情報課長）（挙手）

○（池本 光章 議長）杉田企画情報課長。

○（杉田 和房 企画情報課長）

地域審議会につきましては、旧町村単位に４つあります。で、各４つの単位ごとにですね１回ずつやって、この計画を作っております。審議してもらいました。

○（池本 光章 議長）他に。

○（３番・大西 幸江 議員）（挙手）はい。

○（池本 光章 議長）大西議員。

○（３番・大西 幸江 議員）

そうしましたらですね、この中身で、まあ新たに追加されている項目が赤字でまあ書かれ

ていまして、いくつかあるんですけども、ちょっと一つだけ疑問があるんですよ。あまり前回の全協のときには大きく説明はされなかったんですが、この道の駅の整備というのがちょっと引っかかっているんですけども、具体的にご説明いただけますか。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

岩城橋完成後におけます地域振興拠点として、道の駅整備がまあ今後必要となる事を想定し、今回、計画に追加しております。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

まあ、岩城橋完成後に道の駅がいるんじゃないかという話なんですけれども、これ、わざわざお建てになるんですかねえ。そうするとですねえ、岩城の物産センターなんかでも、まあお土産物を買っていますし、で、海の駅舎も、その海の駅という事で観光拠点に、で、ここでマルシェもやる、何とかもやるって言っていましたが、実際あまりそういう、「おお、すごいなあ」という動きは見られないんですが、で、そのうえに更に道の駅というのがちょっとどうなんでしょかと思っているんですよ。

で、他にも観光拠点ですって言って、庁舎の裏の方にもありますよねえ。今、「ささえ愛隊」さんとかに管理していただいているところ、あの辺もあるので、拠点がたくさん出来過ぎるんじゃないかと思うんですが、その点はどのようなご意見だったのでしょうか。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

はい、まず道の駅についてなんですけども、実際、具体的な案という形にはなって、現在のところはなっておりませんけども、まず各種住民の構成する会を立ち上げてですねえ、どこか1箇所に、そういう土産売り場というのが今ないような状況です。で、岩城で言えば、物産センター等ございますが、中々「お土産をどこに買いに行けばいいの」というような事ですですねえ、観光客からも特によく訊かれる部分ではあるんですが、まあそういった意味で今後、その生名の立石港周辺というのがですねえ、どうしても住民がより集う場所になろうかと思いますので、その辺りに集約していきたいと、そういうまあ考えのもとにですねえ、この計画の方に上げさせていただいております。

まだ、実際、具体的などころにまでは至っておりませんが、まあ、そういう事も検討する必要があるのかなと。で、先ほど言われておりました ENGAWA 等の交流拠点は交流拠点として、で、こちらの道の駅については、海産物も含めて全て島の特徴を表せる、そういったお土産物をまあ売る場所を簡易でもいいんで建設できれば I ターンで来られた方々の物販をする場所等々も含めてですねえ、柑橘、魚介類等々、島の特色あふれる、そういう施設として整備できればという、まあ、願いも込めて、この計画に上げさせていただいております。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

具体的な案がないと言っても、これ、もう、来年、再来年からの事業になっていますよねえ。で、具体的にやっぱ考えて上げていただかないと、まず、いけないと思うのと。で、先ほどの答弁の中で矛盾を感じるんですが、立石港周辺に集約したいと言いながらも ENGAWA もやる、海の駅もやる、何とかもやる、いうふうになると、とても集約にはなっていないと思うんですよ。で、立石港務所自体も結構スペースが広くて、何か、お土産ぐらい置けるんじゃないかなというくらい空いていますよねえ。で、そういう中で、更にまあこれ建築物かなあと、金額からすると思うんですけども、こういう予算をまあ計上してはないんか、予定するというのは何かちょっと矛盾を感じるし、「本当にこれ必要ですか」という気になるんですが、いかがでしょうか。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

はい、いきなりですねえ、こういった規模のものというのは中々造れないと思います。今、立石港、先ほど「立石港務所の中がだいぶスペースがある」というお話もございましたが、まずはその辺りを活用して、そういうまあ、同好会と言いますか、物販ができるようなまあ組織を立ち上げ、また、それがより拡大していけば、今後そういった施設も必要であるという話に展開して最終的に行けばですねえ、そういう施設も建設できるのかなあと。また、この事業については、中々すぐ計画に盛り込むことも難しいですし、金額もまあ多額な金額になるかと思いますので、その辺り、現在はもうあくまで案として計画を上げております。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第44号、「新町建設計画の変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：村上議員・林 議員・大西議員・藏谷議員・寺下議員・檜垣議員・平山議員
前田議員・土居議員・池本興治議員・松原議員・亀井議員

反対者：濱田議員

起立、多数です。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第45号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第34、議案第45号、「辺地に係る総合整備計画の策定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第45号、「辺地に係る総合整備計画の策定について」、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定することについて議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、諸般の状況から本町の辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を検討し、これを策定する必要がありますので、この案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第45号、「辺地に係る総合整備計画の策定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：村上議員・林 議員・藏谷議員・寺下議員・檜垣議員・平山議員・濱田議員
前田議員・土居議員・池本興治議員・松原議員・亀井議員

反対者：大西議員

起立、多数です。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第35～第50、議案第24号～第39号

○(池本 光章 議長)

続きまして、日程第35、議案第24号、「令和2年度上島町一般会計予算」から日程第50、議案第39号、「令和2年度上島町上水道事業会計予算」までの「当初予算案16件を一括議題」としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。よって、日程第35、議案第24号、「令和2年度上島町一般会計予算」から日程第50、議案第39号、「令和2年度上島町上水道事業会計予算」までの「当初予算案16件を一括議題」といたします。それでは、議案第24号、「令和2年度上島町一般会計予算」から順次説明を求めます。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

説明に入る前にですねえ、ちょっと町長に確認しておきたい事があるんで。発言を許可していただきたいんですが。

○(池本 光章 議長) 許可します。

○(7番・平山 和昭 議員)

それではですねえ、許可いただきましたんで、申し上げますが、実は、先日の全協のときに、

いきなスポレク支援と、それから令和2年度のフェスパの支援についての、まあその考え方いうんか、それが説明されたんですが、まあ、それについての十分議論ができておりませんし、その時に出されました第三セクター等の経営健全化方針につきましても、これも議会側としては「これで行きましょう」という返事はしてないと思います。

そして、その中でですねえ、まあフェスパ支援というのがありまして、その時には、まあ支援金がまあ計上されておりましたが、それ以外にですねえ、スポレクの支援金としてですねえ、支援としてですねえ、まあ5,900万辺りのまあ計画みたいな話がありまして、本来的にはですねえ、その今朝の、もうややこしいんですけど、今朝の町長のその行政報告の中にですねえ、このスポレクの支援については、本来であれば当初予算に計上すべきフェスパ関係予算というふうに仰っているんですね。で、本来であれば、これ当初予算の中にこういったものが入って来なきゃいけないという認識でいながらねえ、これが上がってなくて、そして、このまま予算決算委員会にこの予算案が回されても、我々としてはその全協で消化不良の部分と、それから、これ認めるんか、認めないんかという事も議論にならないんですよね。

ですので、本来的にはですねえ、これ、認識にあるようにですねえ、このフェスパの支援、スポレクの支援についてはですねえ、まあ、スポレクの支援についてはたぶんその補正になるんだろうと思うので、もう補正予算に上げてもらってですねえ、フェスパの支援で、あっ、スポレクの支援の方が金額が大きいんですよえ。いや、フェスパの支援の方が大きいんか。ほじゃけん、どっちにしましてもですねえ、これ当初に上げといていただかないと困るんですよ。どう考えているんですか、その辺り、あなた、今朝こういうふうに仰いましたけども、ほんで、この説明の中で新聞にはですねえ、「4月に臨時で」といった話になるんですけども。その臨時で、例え出すにしても、どういう形で出すんですか、それ。現在きちんと議論ができて、その先にまたその補正とか何かという形で4月というのはあるんですけども。当初予算に、この3月当初の中にそういったものが盛り込まれないで、後でどうやってやるんですか。私は、どうしても、この計画案はですねえ、当初予算の中にはめていただいて、そして、その予算委員会できっちりと論議するべきだと思っているんですよ。

そして、まあ皆さん、議員の皆さんお忘れかも知れませんが、去年の10月…、えっと何日ですかねえ、に、フェスパの、正式な名称を言っておかないとまずいと思うんですけども、まあフェスパの支援するための特別委員会を設置しましてですねえ、そして、まあ私、ちょっと腹立てて出たんですが、その時にですねえ、皆さん、委員長の問いに関しまして、「フェスパを残す」という意思表示をしたんですよ。つまり、上島町議会としてはですねえ、フェスパを残すという意思表示をしているんで、あとはどうやって残すかという話なんですよ。そういった議会側が意思表示しているのにですねえ、当初予算の中にこれが入っていないというのは、非常にその考え方が分かりにくいんですよ。どうします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

仰るとおりです。本当に不手際になって申し訳ありません。

実は、この件につきましては、当初予算に盛り込むつもりで動いておりましたんですが、いきなスポレクの経営健全化、再建案ですね、こちらの方が県との協議が整いませんで、これを固めない限りにはちょっと骨格を出せないという経緯がありまして。最初、担当の方からも、まあ、従前のまあフェスパの運営状況を勘案したうえで、まあ、お風呂とかそういったマイナス要因をカバーする方向で検討しておりましたが、それだけではちょっと難しいという経緯もあったりしたものですから、それを県の方とどういう格好で経営再建を持って行くかというのがどうしても固まらなかったものですから、その段階で当初予算に上げると、また大幅な見直しが必要になる可能性があったものですから、急きょ、それを下しまして、何とか4月の頭にそういった事を、までに、それを決めさせていただいたらと思って動いております。

で、先ほど言われましたように、この後、予算決算委員会の中で追加補正で今のスポレクの救済措置等ですね、それも含めて当初予算、じゃあ本当はどういうふうにすべきだったのかという事も含めまして、皆さんにご提案させていただいたらと思っております。その場で、いろんな考え方があろうかと思えますけど、町としてはスポレク、それからフェスパ、どちらも残す方向で頑張っていきたいという事を政策として、まあ、こういう方法でどうでしょうかという事を提案させていただいたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあですねえ、その時間が迫って皆さん気が焦つとるか分かりませんが、これ、町の存続にも関わる話ですし、そして、スポレクとフェスパの存続にも共に関わる話ですし、それをですねえ、やはり、早い時点で論議して行って方向性を決めなきゃいけない。現時点、考えたらスポレクとフェスパを切り離すしかないというふうに私なんか考えるんですけどね。ただ、そのためには、まあ時間もいると。ただ、やっぱ議会としては、そのスポレクは黒字でなっているのにフェスパを抱えて、それを抱えていて赤字になっているという話で、それで県と協議になってくると、結局、協議がうまくいかいと思いますし、この再建案見ても、最終的には、じゃあ、スポレクからフェスパを切り離すんだという事も入って本当はいかないと案にならないんですよ。

ですので、まあ予算決算委員会で、この話ができるという形を取っていただけるんだったら、それでもまあ、あんまり面白くないんですけども、入ってないという事でね。面白くないんですけども、予算決算委員会できっちりと答えを出すというつもりで、それこそ腹くくってやらなきゃならないと思うんですよ。じゃあ、議長、以上です。

○(8番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

関連でいいですか。

○(池本 光章 議長) はい、どうぞ。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

私もですねえ、今、同僚議員が言いましたように、この当初予算にフェスパ関係のですねえ予算が入って来ないとまずいというふうに思っておりますし、先日も町長の方にですねえ議長と一緒に、「当初予算に入り込めてほしい」という話をさせていただきました。

で、今日もですねえ、フェスパ関係の話をしますと、今、同僚議員が言いましたように、町長の行政報告の中で書いているんですよ。「本来であれば、当初予算に計上すべき」というふうに、これ分かっているんですよ。

それからですね、もっと細かい事言いますと、インランド・シー・リゾート フェスパの条例の一部改正もやっているんですよ。一部改正もね、条例のね。それから、同僚議員の最後の質問、前田議員、フェスパの質問されて、町長はとうとうと答弁されたんですよ。そういう経緯から言ってもですねえ、やっぱり当初予算に入れていただいて、予算決算委員会ね、揉むという形がですねえ、一番すっきりしているんじゃないかと思うんですけども。

ええー、ぜひねえ、まあ時間的な問題もあるでしょうけども、予算決算委員会は（３月）１１日からでしたかなあ、（「１１日、１２日」の声あり）１１日、１２日、それまでにですねえ、何とか入れ込んでですねえ、そこで揉んでいただいた方が町民は分かりやすいしと、私は思いますけどねえ。一遍ご検討、意見ですけども、意見として申し上げます。（「町長が出すか出さんか訊いてあげて」の声あり）

○(1番・村上要二郎 議員)（挙手）

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上要二郎 議員)

すみません、私もこのフェスパの件で、もう最初、当初からずっとですねえ、行政の運営のやり方がおかしいと思っているんですけど、町長、毎回、後手後手でねえ、出してくるんですよ。で、最後、議員に投げて、おまえら○か×か、そればかりじゃないですか。

まあ、今回もそうですけど、これ、誰が決めているんですか。町長が決めているんですか、副町長が決めているんですか。僕、ちょっと待って、中辻課長やねえ、澤田課長がねえ、こんな案出すと思わんのですよ、ほんまに。ちょっと中辻課長と澤田課長とちゃんと相談してから町長、出してもらえんですか。お願いします。

○(宮脇 馨 町長)（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、この件につきましては、私の判断でやっておりまして、先ほど言われた職員の方からもですねえ、「町長の考え方がコロコロ変わったらいかん」という話も本当にそれは指摘も受けております。本当、皆さんに、こういった面でご迷惑をおかけしている事はお詫びいたします。ただ、今回、先ほど濱田議員が仰られた、これで当初予算に追加という話はちょっと手続き上難しいのではないかというのは、ちょっと感じておりまして、どうやればできるかというのは、また検討させていただけたらと思っております。（「時間があるが」の声あり）

○(3番・大西 幸江 議員)（挙手）すみません。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

すみません、手続き上難しいというのは、どういう手続きが難しいんですか。もう、ずっとこれやっているの、どこが難しいのかを説明していただかないと、全然納得できないんですけれど。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、皆さんにお配りしている一般会計の予算のまあ、差し替えと言いますか、そういった作業になるかと思えます。それが、ちょっとまあ、時間的なものと、それから内容的なものが、まあ間に合わなかったんで、こういうふうにさせていただいたというのが現状でございます。それにつきましては、まあ予算決算委員会に向けて、どういう対応ができるか、ちょっと検討させていただきます。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ元々が入ってないと、修正も出来ないんですよ。元が入ってないと、修正も出来ないし、もちろん、減だどうだというの出来ない。だから、元を入れといていただかないと、本当言うと議論にできないんですよ。そういう形の中で、じゃあ、総額だけを、当然、総額が変わってくるんですから、総額が変わって現状のこの予算プラス、ものが入ってくるんで総額が変わったという、そのアタッチでも簡便なアタッチでもイレギュラーですけども、やるという形ででも考えていただいてですねえ、まあ、当初の中にとりあえずはめてもらおうと。

そういう事をやっていただければ、そこから先の話は、まあ多いの少ないのという話になってくるんでね。だから、元が入っていないと、本来的に、その事の議論が出来ないという事で。予算決算委員会でも、じゃあ、参考意見、聴くだけの話じゃないですか。決定が出来ないという事は、会期中に決定できないという事は、sonだけ先に延びるんでしょう、ねえ。

だから、そこはもう何とか知恵を働かせてですねえ、もう中身、この中身は分かっているんだから、その部分を別にあるんだから、その別をどうやってアタッチするかというのは、そこは工夫でしょう。考えてみてください。(「やらにゃあ」の声あり)

○(池本 光章 議長)

本日の会議時間は、予定の会議時間内に議事日程の審議が終了しないと思われるんですが、延長して進めてよろしいですか。(「はい、お願いします」の声あり、寺下議員、1名から「もうせんでもええわい」の声あり) 異議なしと認めます。従って、会議を延長いたします。これ、このまま進めたんでいいんでしょうかねえ。ちょっと休憩、5分間休憩取ります。

(休 憩 : 午後 4時55分 ~ 5時00分)

○(池本 光章 議長)

再開します。今、行政サイドと平山議員、濱田議員、村上議員、大西議員の提案について、

協議したんですが、一応、予算決算委員会において、当初に計上したいと。その差し替え分を予算決算委員会に提示させてください、今日は無理です。ほで、今日は、そういう事を約束を前提に来年、平成2年度の当初予算の概略説明を副町長からしていただいて、予算決算委員会に任すという事の運びでよろしいですか、そういう…。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

会期があるんで、その短い期間で、無理やり、そこ、はめなくても、では今日はとりあえずは閉会にしてですねえ、再開予定日の(3月)11日にですねえ、本会議の、予算決算委員会の予定にしている(3月)11日に本会議を再開して、そこで上程していただいて、そのまま流れとして予算決算委員会に、その日に流れれば、時間があるじゃないですか。

だから、今日のことにしようと思っていたら、これ大変な事になるし、だから、きょうはもうこれで閉会していただいて、休会に入れて、休会にしてください、ほいで、予算決算委員会の予定日を再開日に振り替えて充てて、そこで上程していただいて、そのまま流れとして予算決算委員会に付託すれば、その日のうちにできるというふうに思い、これはもう1時間もあれば上程できるんで、いうアイデアでどうですか。(「異議なし、異議なし、それでいいですよ」の声あり)

◎ 延 会

○(池本 光章 議長)

行政サイド、(3月)11日までに、そういった事で段取りできますか。その時に、今日、追加議案があったんですけど、それも併せて、その時でよろしいですね。

それでは、今日は、平成2年度の一般会計及びその他の16件の議題については、(3月)11日の議会再開で議論していただいて、その後、予算決算委員会に付託するといった形でよろしいですか。(複数の「異議なし」の声あり)分かりました。

それでは、本日の会議は、あと日程があったんですが、それも(3月)11日に併せて引き続きやったんでよろしいですか。(複数の「はい」の声あり)本日は、これで延会したいと思います。よろしいですか。(複数の「はい」の声あり)それでは、本日の会議は延会とします。

(起立、礼)

(了)

(令和2年3月5日 午後 5時 7分 延会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 池 本 光 章

署名議員 林 康 彦

署名議員 大 西 幸 江